

6 月 26 日 食品衛生分科会

審議事項に関する資料

(1) 審議事項

- ① 食品中の農薬等の残留基準の設定について
 - ・スルホキサフロル（新規の国内登録申請＋インポート
トレランス申請） 3～18

- ② 農薬等の告示試験法の設定について
 - ・ジエチルスチルベストロール試験法 19～23

- ③ 食品添加物
 - ・食品添加物公定書改正に伴う、
「食品、添加物等の規格基準」の改正について 24～55

スルホキサフロル (Sulfoxafloer)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	<p>[光学異性体グループ A : 光学異性体グループ B = 1 : 1] (ラセミ体)</p> <p>光学異性体グループ A</p> <p>光学異性体グループ B</p> <p>※光学異性体グループ内はエナンチオマーの関係にある。 光学異性体グループ A の各化合物に対して、B の各化合物はジアステレオマーの関係にある。</p>
用途	農薬 / 殺虫剤
作用機構	スルホキシミン系殺虫剤である。ニコチン性アセチルコリン受容体の阻害により殺虫効果を示すものと考えられている。
適用作物 / 適用病害虫等	稲、りんご / カメムシ、アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬 : 登録されていない。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2011 年に年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は小麦、葉菜類及び畜産物等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において麦類、仁果類等に、カナダにおいて葉菜類、ぶどう等に、EU においてトマト、ピーマン等に、豪州において穀類、大豆等に及びニュージーランドにおいて葉菜類、果菜類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.042 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (ラット・混餌)</p> <p>無毒性量 4.25 mg/kg 体重/day</p> <p>安全係数 100</p> <p>各種毒性試験結果から、スルホキサフロル投与による影響は、主に肝臓 (重量増加、肝細胞肥大等) 及び精巣 (重量増加等) に認められた。発達神経毒性、免疫毒性及び遺伝毒性は認められなかった。</p> <p>発がん性試験において、雄ラットで肝細胞腺腫及び精巣間細胞腺腫、雌雄マウスで肝細胞腺腫及び肝細胞癌の発生頻度増加が認められた。機序試験の結果、肝腫瘍はフェノバルビタール誘導型の核内受容体介在性の機序により誘発されたものであることが示唆された。精巣間細胞腺腫の発生機序については確定できる十分な証拠は得られなかったが、ドーパミンアゴニスト様作用による可能性が示</p>

	<p>唆された。したがって、腫瘍の発生機序はいずれも遺伝毒性によるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると判断された。</p> <p>ARfD: 0.25 mg/kg 体重 [設定根拠] 単回急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 無毒性量: 25 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質: スルホキサフロル (各異性体の和) とする。</p>										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>9.9</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>18.9</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>11.1</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI: 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	9.9	幼小児 (1~6歳)	18.9	妊婦	8.6	高齢者 (65歳以上)	11.1
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	9.9										
幼小児 (1~6歳)	18.9										
妊婦	8.6										
高齢者 (65歳以上)	11.1										
意見聴取の状況	<p>平成27年10月23日及び平成29年2月10日に在京大使館への説明を実施 平成27年12月4日~平成28年1月2日及び平成29年3月1日~3月30日にパブリックコメントを実施 (WTO 通報は対象外)</p>										
答申案	<p>別紙2のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	1		申			0.30-0.48(n=4)
小麦	0.2			0.2		
大麦	0.6			0.6		
その他の穀類	0.2			0.2		
大豆	0.3			0.3		
そら豆	0.2		IT		0.2 米国	【0.023-0.094(n=6)(Dry bean)(米国)】
ばれいしょ	0.05		IT	0.03	0.05 米国	【<0.01(n=18)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03			0.03		
かんしょ	0.05		IT	0.03	0.05 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	0.05		IT	0.03	0.05 米国	【米国ばれいしょ参照】
その他のいも類	0.03			0.03		
てんさい	0.05		IT	0.03	0.05 米国	【<0.01-0.012(n=13)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2		申	0.03		0.01,0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10		申	6		0.84,4.86(\$)
かぶ類の根	0.05		IT	0.03	0.05 米国	【<0.01-0.0155(n=9)(米国)】
かぶ類の葉	6			6		
西洋わさび	0.03			0.03		
クレソン	6			6		
はくさい	6			6		
キャベツ	2		申・IT	0.4	2.0 米国	【<0.01-0.4(n=13)(米国)】
芽キャベツ	2		IT		2.0 米国	【米国キャベツ参照】
ケール	6			6		
こまつな	6			6		
きょうな	6			6		
チンゲンサイ	6			6		
カリフラワー	0.08		IT	0.04	0.08 米国	【<0.01-0.07(n=10)(米国)】
ブロッコリー	3			3		
その他のあぶらな科野菜	6			6		
ごぼう	0.03			0.03		
サルシフィー	0.03			0.03		
チコリ	6			6		
エンダイブ	6			6		
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	6		申	6		
その他のさく科野菜	6			6		
たまねぎ	0.01			0.01		
にんにく	0.01			0.01		
その他のゆり科野菜	0.7			0.7		
にんじん	0.05		IT		0.05 米国	【<0.01-0.032(n=12)(米国)】
パースニップ	0.03			0.03		
パセリ	6		IT		6.0 米国	【0.043-3.2558(ほうれんそう)(n=8)(米国),<0.01-3.0677(レタス、リーフレタス)(n=35)(米国)】
セロリ	2			1.5		
その他のせり科野菜	0.03			0.03		
トマト	2		申	1.5		
ピーマン	2			1.5		
なす	2			1.5		
その他のなす科野菜	6			6		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.7		申	0.5		0.25,0.28
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5			0.5		
その他のうり科野菜	6			6		
ほうれんそう	6			6		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
オクラ	2			1.5		
未成熟えんどう	4		IT		4.0	【米国未成熟いんげん参照】 【0.033-2.248(n=6)(green bean whole pod)(米国)】
未成熟いんげん	4		IT		4.0	
しいたけ	2			1.5		
その他のきのこ類	2			1.5		
その他の野菜	6			6		
みかん	0.2		申			0.05,0.05
なつみかんの果実全体	2		申			0.62,0.89
レモン	2		申	0.4		(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2		申	0.8		(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	2		申	0.15		(なつみかんの果実全体参照)
ライム	2		申	0.4		(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	2		申	0.8		(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.7		申	0.3		0.12,0.28
日本なし	1		申	0.3		0.48,0.49
西洋なし	1		申	0.3		(日本なし参照)
マルメロ	0.3			0.3		
ネクタリン	3		IT	0.4	3.0	米国 【0.0333-0.2425(n=20)(もも) (米国),0.002-0.644(n=15)(ネク タリン)(米国)、米国プラム、おう とう参照】
あんず(アブリコットを含む。)	3		IT	0.4	3.0	米国 【米国もも、ネクタリン、プラム、 おうとう参照】
すもも(ブルーを含む。)	3		IT	0.5	3.0	米国 【0.0196-0.3623(n=13)(プラ ム)(米国)】
おうとう(チェリーを含む。)	3		IT	1.5	3.0	米国 【0.38-1.3671(n=14)(米国)】
いちご	0.5			0.5		
ブルーベリー	0.7		IT		0.7	米国 【0.03-0.5(n=13)(いちご)(米 国)】
クランベリー	0.7		IT		0.7	米国 【米国いちご参照】
ぶどう	2			2		
その他の果実	2			1.5		
綿実	0.4			0.4		
なたね	0.4		IT	0.15	0.4	米国 【<0.01-0.224(n=20)(米国)】
くり	0.02		IT	0.015	0.015	米国 【米国ペカン、アーモンド参照】
ペカン	0.02		IT	0.015	0.015	米国 【<0.01(n=6)(米国)】
アーモンド	0.02		IT	0.015	0.015	米国 【<0.01-0.013(n=6)(米国)】
くるみ	0.02		IT	0.015	0.015	米国 【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.02		IT	0.015	0.015	米国 【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のスパイス	10		申	0.03		3.10,3.38(みかんの果皮)
その他のハーブ	6			6		
牛の筋肉	0.3			0.3		【推:0.20】
豚の筋肉	0.3			0.3		【牛の筋肉参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.3			0.3		【牛の筋肉参照】
牛の脂肪	0.1			0.1		【推:0.073】
豚の脂肪	0.1			0.1		【牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1			0.1		【牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.6			0.6		【推:0.47】
豚の肝臓	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
豚の腎臓	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
牛の食用部分	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
豚の食用部分	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6			0.6		【牛の肝臓参照】
乳	0.2			0.2		【推:0.14】
鶏の筋肉	0.1			0.1		推:0.071
その他の家きんの筋肉	0.1			0.1		鶏の筋肉参照
鶏の脂肪	0.03			0.03		推:0.028
その他の家きんの脂肪	0.03			0.03		鶏の脂肪参照
鶏の肝臓	0.3			0.3		推:0.185
その他の家きんの肝臓	0.3			0.3		鶏の肝臓参照
鶏の腎臓	0.3			0.3		鶏の肝臓参照
その他の家きんの腎臓	0.3			0.3		鶏の肝臓参照
鶏の食用部分	0.3			0.3		鶏の肝臓参照
その他の家きんの食用部分	0.3			0.3		鶏の肝臓参照
鶏の卵	0.1			0.1		推:0.076
その他の家きんの卵	0.1			0.1		鶏の卵参照

申請(国内における登録、承認等の申請、インポートライセンス申請)以外の理由により本基準(暫定基準以外の基準)を見直す基準値案については、太枠線で囲んで示した。

「登録有無」の欄に「申」の記載があるものは、国内で農薬の登録申請等の基準値設定依頼がなされたものであることを示している。

(§)これらの作物残留試験は、試験成績のばらつきを考慮し、この印をつけた残留値を基準値策定の根拠とした。

「作物残留試験」欄に「推」の記載のあるものは、推定残留量であることを示している。

スルホキサフロル

食品名	残留基準値		
	ppm		
米(玄米をいう。)	1	※今回基準値を設定するスルホキサフロルとは、各異性体の和とする。	
小麦	0.2		
大麦	0.6	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。	
その他の穀類 ^{注1)}	0.2		
大豆	0.3		
そら豆	0.2		
ばれいしょ	0.05	注2)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにゃく以外のものをいう。	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03		
かんしょ	0.05		
やまいも(長いもをいう。)	0.05		
その他のいも類 ^{注2)}	0.03		
てんさい	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10		
かぶ類の根	0.05		
かぶ類の葉	6		
西洋わさび	0.03		
クレソン	6		
はくさい	6		
キャベツ	2		
芽キャベツ	2		
ケール	6		
こまつな	6		
きょうな	6		
チンゲンサイ	6		
カリフラワー	0.08		
ブロッコリー	3		
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	6		
ごぼう	0.03		注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
サルシフィー	0.03		
チコリ	6		
エンダイブ	6		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	6		
その他のきく科野菜 ^{注4)}	6		
たまねぎ	0.01	注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。	
にんにく	0.01		
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.7		
にんじん	0.05	注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。	
パースニップ	0.03		
パセリ	6		
セロリ	2		
その他のせり科野菜 ^{注6)}	0.03		
トマト	2		注7)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	2		
なす	2		
その他のなす科野菜 ^{注7)}	6		

食品名	残留基準値	
	ppm	
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) その他のうり科野菜 ^{注8)}	0.7 0.5 6	注8)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろりり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
ほうれんそう オクラ 未成熟えんどう 未成熟いんげん	6 2 4 4	
しいたけ その他のきのこ類 ^{注9)}	2 2	注9)「その他のきのこ類」とは、きのこ類のうち、マツシユルム及びしいたけ以外のものをいう。
その他の野菜 ^{注10)}	6	注10)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実 ^{注11)}	0.2 2 2 2 2 2 2	注11)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ	0.7 1 1 0.3	
ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) おうとう(チェリーを含む。)	3 3 3 3	
いちご ブルーベリー クランベリー	0.5 0.7 0.7	注12)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ぶどう その他の果実 ^{注12)}	2 2	
綿実 なたね	0.4 0.4	
くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類 ^{注13)}	0.02 0.02 0.02 0.02 0.02	注13)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注14)}	10	注14)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のハーブ ^{注15)}	6	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注16)} の筋肉	0.3 0.3 0.3	注15)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	注16)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓	0.6	

食品名	残留基準値
	ppm
豚の肝臓	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6
牛の腎臓	0.6
豚の腎臓	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.6
牛の食用部分 ^{注17)}	0.6
豚の食用部分	0.6
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.6
乳	0.2
鶏の筋肉	0.1
その他の家きん ^{注18)} の筋肉	0.1
鶏の脂肪	0.03
その他の家きんの脂肪	0.03
鶏の肝臓	0.3
その他の家きんの肝臓	0.3
鶏の腎臓	0.3
その他の家きんの腎臓	0.3
鶏の食用部分	0.3
その他の家きんの食用部分	0.3
鶏の卵	0.1
その他の家きんの卵	0.1

注17)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注18)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

スルホキサフロルの残留基準設定について

残留基準設定の経緯

- スルホキサフロルは、ネオニコチノイド系農薬と同じ作用機序（ニコチン性アセチルコリン受容体の阻害）により殺虫効果を示す。構造的にはスルホキシミン系殺虫剤に分類される。
- 今回の基準設定は、農水省からの依頼（新規の国内登録申請）及び IT 申請（米国基準値を参照）を受けたことから残留基準値を設定するもの。

（経緯）

2013年	6月	農水省から基準設定依頼、インポートライセンス申請
	8月	食品安全委員会に対し食品健康影響評価を依頼
2014年	10月	食品安全委員会より評価結果の通知
2015年	9月	農薬・動物用医薬品部会で審議（→基準値案了承）
	11月	米国（EPA）は裁判所の命令に基づき登録取消し
	12月4日～	パブリックコメント（1回目）募集（意見数：537件）
2016年	1月2日	
	3月14日	農薬・動物用医薬品部会で米国の再登録の結果を待った上で基準値案について検討する旨を報告
	10月4日	米国（EPA）は開花時期が長く、時期が定まらない作物を使用基準から削除、ミツバチが訪花する可能性のある作物は落下後に使用を制限して再登録
2017年	2月1日	農薬・動物用医薬品部会で審議（→基準値案了承） （米国における使用制限を踏まえ、米国基準を参照している基準値案の一部を見直し）
	3月1日～	パブリックコメント（2回目）募集（意見数：386件）
	3月30日	
	6月22日	農薬・動物用医薬品部会でパブリックコメントについて報告

パブリックコメントの概要は別添参照

(別添)

平成 29 年 6 月 農薬・動物用医薬品部会
配布資料

スルホキサフロルの残留基準設定に係るパブリックコメント（第 2 回）の概要

平成 29 年 2 月の農薬・動物用医薬品部会で了承された基準値案について、平成 29 年 3 月 1 日から 3 月 30 日にかけてパブリックコメントを募集したところ、概要は以下のとおり。なお、前回のパブリックコメントについては別紙のとおり。

(1) コメント総数：386 件

(2) 分類及び主な御意見^{注)}

1. 残留基準に関する御意見（126 件）

- ・ OECDが定める計算プログラムを用いて基準値を設定すべき。
- ・ 日本での作物残留試験データは海外に比べて少ない。
- ・ 欧州並みの厳しい基準を適用すべき。

2. 暴露評価に関する御意見（4 件）

- ・ 幼小児のTMDIの対ADI比が80%を超えている。
- ・ 他の食品、水、空気等からの摂取を考えると、単独食品の短期暴露推定量はARfDの10%以下になるようにすべき。

3. 毒性評価に関する御意見（207 件）

- ・ 健康への影響が心配である。
- ・ 子どもの脳や神経の発達への影響、環境ホルモン作用、複合影響などの安全性評価が十分に行われているのか。
- ・ 実験用ラットで死産、前肢、後肢の形成異常などが起きている。

4. 農薬の登録・使用の反対に関する御意見（50 件）

- ・ ネオニコチノイド系の農薬使用には反対である。
- ・ 世界的にも農薬は減らす流れである。

5. ミツバチへの影響に関する御意見（160 件）

- ・ ミツバチへの毒性がある農薬を使うのは問題である。
- ・ ミツバチの死滅は、生態系だけでなく農業にも打撃を与える。

6. 環境影響に関する御意見（179 件）

- ・ 環境に悪影響を与える危険性があるにもかかわらず、使用を解禁すべきではない。

7. 米国ではミツバチへの影響を考慮して使用制限をかけて再登録が行われたが、日本では同様の制限を行わない事に関する御意見（28件）

- ・ 日本では広い用途のまま申請が進められているので、登録に反対する。

8. 前回のパブコメの回答がないことに対する御意見（4件）

- ・ 昨年度行われた前回のパブリックコメントに対する返答が未だ出されていない。

9. 賛成意見（16件）

- ・ 柑橘のカイガラムシ防除で困っており、早く防除体系に取り入れたい。
- ・ 基準値に問題はない。既に海外で使用されているので、農産物輸入の観点からも早期の基準値設定を要望。

10. その他の御意見（33件）

- ・ 農産物の輸出促進や、日本の食の安全をアピールするため、海外で規制されている農薬を使用すべきではない。
- ・ 企業の利益を優先すべきではない。

注) 各項目の件数については、1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれの項目に該当するか曖昧なものがあるため、各項目の件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる御意見もあるが、あくまでも寄せられた御意見を記載した。

【参考】スルホキサフロルの残留基準設定に係るパブリックコメントの概要

平成27年9月の農薬・動物用医薬品部会で了承された基準値案について、平成27年12月4日から平成28年1月2日にかけてパブリックコメントを募集したところ、概要は以下のとおり。

(1) コメント総数：537件

(2) 分類及び主な御意見^{注1)}

①農薬の登録・使用に関する御意見（185件）

- ・欧米で規制されているネオニコチノイド系農薬^{注2)}を使用すべきでない。
- ・全体として農薬を減らし、有機農業、環境保全型農業を推進すべき。

②ミツバチ影響に関する御意見（333件）

- ・ミツバチへの毒性が高く、使用すべきでない。
- ・ミツバチが減少すれば農業生産にも悪影響を及ぼす。

③環境影響に関する御意見（139件）

- ・昆虫、鳥など様々な生物や環境への悪影響が懸念される。
- ・生態系に悪影響を及ぼすような農薬を使用すべきでない。

④米国の登録取消に関する御意見（268件）

- ・米国で使用禁止になった農薬を日本で規制緩和すべきでない。
- ・米国での使用禁止について審議会やパブリックコメントで説明すべき。

⑤残留基準に関する御意見（107件）

- ・国際基準よりも高い米国の基準値に合わせるべきでない。
- ・基準値の根拠が不明。

⑥暴露評価に関する御意見（9件）

- ・浸透性農薬のため水洗いでは流れず、長期摂取をする可能性が高い。

⑦毒性評価に関する御意見（57件）

- ・ネオニコチノイド系農薬は、人の神経系や発達への影響も懸念される。
- ・人体への長期的影響が不明である。

⑧その他の御意見（33件）

- ・農産物の輸出促進や、日本の食の安全をアピールするためにも、海外で規制されている農薬を使用すべきでない。
- ・外国や企業の利益を優先すべきでない。

注1) 各項目の件数については、1通の意見に複数の項目の内容が含まれている場合、項目ごとに重複して計上した。ただし、いずれの項目に該当するか曖昧なものがあるため、各項目の件数はあくまでも目安である。また、事実とは異なる御意見もあるが、あくまでも寄せられた御意見を記載した。

注2) スルホキサフロルは、ネオニコチノイド系農薬と同じ作用機序（ニコチン性アセチルコリン受容体の阻害）により殺虫効果をもつが、化学構造的にはスルホキシミン系殺虫剤に分類される。

スルホキサフロルの残留基準の取扱いについて

1. 経緯

- 農薬スルホキサフロルの残留基準については、農薬取締法に基づく新規の農薬登録申請に伴う基準値設定依頼が農林水産省からなされたこと及び関連企業から「国外で使用される農薬等に係る残留基準の設定及び改正に関する指針について」に基づく残留基準の設定要請（インポートトレランス申請）がなされたことに伴い、基準値の設定について審議を進めているところ。
- 食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、平成27年9月に開催された農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、基準値案が了承された。
- 平成27年11月、米国環境保護庁（EPA）が、裁判所の命令^{注1)}に基づき、すべてのスルホキサフロル製剤の登録を取り消し、これによりスルホキサフロル製剤の米国での販売は原則禁止された^{注2)}。
- このため、インポートトレランス申請に係る基準値設定が確定できないことから、EPAの再登録の結果を待った上で基準値案について検討する旨を、平成28年3月4日開催の本部会に報告し基準値設定の手続を保留した。
- EPAは平成28年10月14日、ミツバチへ影響を与えないよう、一部の適用作物への使用を削除するとともに開花時期を避ける使用方法に変更して再登録されたことから、基準値設定の手続きを再開するもの。

注1) 養蜂団体等からの提訴を受けたものであり、裁判所は、スルホキサフロルについて、蜜蜂への影響に関する十分なデータの提出を求めないままEPAが登録を認めたことは無効として、その登録の取消を命じた。

注2) ただし、エンドユーザー（農家等）が所持する製剤については、従前認められていた使用方法を遵守する限り、引き続き使用が可能。

2. 再登録の内容

EPAはミツバチへの影響について評価し、以下のとおり再登録した。なお、米国における食品中の残留基準値には変更がない。

- 開花時期が長く、時期が定まらない作物（かんきつ、わた、ウリ類、だいず、いちご）は、使用基準から削除。
- ミツバチが訪花する可能性のある作物（果菜類（うり科を除く）、仁果類、核果類、ベリー類、なたね等）は落花後の使用に制限されるよう使用方法を修正。
- ミツバチが訪花しない作物（大麦、小麦等）や開花前に収穫する作物（葉菜類、根菜類、鱗茎類）は修正なし。

3. 日本の農薬登録における対象作物の取扱い（予定）

農林水産省は、国内登録について申請されている全作物を登録予定。また、ミツバチについて、注意事項を記載する予定。

（米国の登録が変更された農作物の日本における登録の取扱い予定）

米国（再登録後）	日本（登録予定）
かんきつ（削除）	かんきつ
うり科野菜（削除）	きゅうり
果菜類（うり科を除く、落花後の使用に制限）	トマト、ミニトマト
仁果類（落花後の使用に制限）	りんご、なし

4. 食品中の残留基準の取扱い（案）

米国の再登録により削除又は使用法が変更された食品中の残留基準の取扱い（案）は以下のとおり。

- ① コーデックス基準が設定されている食品については、これを参照して残留基準設定を行う。（例）いちご：米国基準値（0.7ppm）→ コーデックス基準（0.5ppm）
- ② 国内で登録が予定されている農作物については、その作物残留試験により残留基準設定を行う。（例）きゅうり：0.7ppm（国内作物残留データより）。
- ③ 使用時期が落花後に制限された農作物については、収穫前日数に変更はなく、残留基準値を変更しない。

平成 29 年 2 月 1 日
農林水産省農薬対策室

スルホキサフロルの米国の登録状況と日本における申請内容について

1. 日本の申請内容について

(1) 適用作物

かんきつ (*1)、りんご (*2)、なし (*2)、キャベツ、だいこん、レタス、
きゅうり (*1)、トマト・ミニトマト (*2)、稲

*1：米国の再登録で削除された作物

*2：米国で開花後の使用に限定された作物

(2) 使用上の注意事項

ミツバチに対して影響があるので、以下のことに注意すること。

- ① ミツバチの巣箱及びその周辺にかからないこと。
- ② 受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。
- ③ 関係機関（都道府県の農業指導部局や地域の農業団体等）に対して、周辺で養蜂が行われているかを確認し、養蜂が行われている場合は、関係機関へ農業使用に係る情報を提供し、ミツバチの危害防止に努めること。

2. 日本におけるミツバチへの対応について（米国で削除又は使用制限された作物）

(1) かんきつ

米国では、かんきつ類は開花期間が長いレモン、ライム等を含むことから、「開花期を特定しにくい作物」として削除された。

かんきつ類は自家結実性のため、受粉のためにミツバチ等を必要としない。

日本のかんきつ類の多くは、5月に開花し、適用害虫のアブラムシの防除時期は、4月から6月、カイガラムシの防除時期は開花後である。アブラムシの防除時期の一部は、開花期に重なるが、自家結実性であることに加え、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(2) きゅうり

米国では、うり類は開花期間が長期であること、受粉にミツバチを用いることが多いことから、開花を基準とした明確な制限ができないと判断され、削除された。

日本でも、きゅうりの開花期間は長期にわたるが、日本で栽培されるきゅうりの主要品種は単為結果であり、受粉のためにミツバチ等は導入されていない。一部の地域で、受粉の必要な品種を栽培しているが、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(3) トマト・ミニトマト

トマトは、開花期が長期であるが、ミツバチが好まない作物で、米国において受粉には、マルハナバチが用いられる。日本における受粉は、マルハナバチの他、植物成長調整剤や単為結果品種の利用があり、マルハナバチの利用はトマト栽培全体の3割程度である。

また、マルハナバチに対するスルホキサフロルの接触毒性はミツバチに比べ低い。したがって、「受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守すれば、マルハナバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(4) りんご

米国では、開花後の使用に制限された。

日本において、りんごは主に北海道、東北、甲信地区で栽培され、開花期間中の気温が低いため、マメコバチによる受粉が一般的である。りんごは、5月上旬～下旬に開花するが、適用害虫のアブラムシの防除時期は、落花15日後から新梢の伸長が停止する7月頃まで、カイガラムシの防除時期は、落花10～20日後及び7月下旬～8月上旬であることから、開花中に使用されることはない。さらに、「受粉促進を目的として、ミツバチ等を放飼中の施設や果樹園では使用をさけること。」の注意事項を遵守すれば、マメコバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

(5) なし

米国では、開花後の使用に制限された。

日本では、自家受粉ではうまく受粉できないこと、5つの柱頭全てに受粉をさせないと、果実が変形し商品価値が著しく損なわれることから、人工授粉が行われている。

なしは、4月初旬～中旬に開花し、適用害虫のアブラムシ類の防除時期は、りん片脱落期から開花直前及び受粉終了後から5月下旬まで、カイガラムシ類の防除時期は5月から6月下旬である。アブラムシの防除時期の一部は開花期に近いが、人工授粉が一般的であることに加え、注意事項を遵守すれば、ミツバチ等に対する危害は起こらないと考えられる。

ジエチルスチルベストロール試験法

ジエチルスチルベストロールは、ポジティブリスト制度導入時に、食品中に「不検出」とする農薬等の成分である物質として新たに定められた。

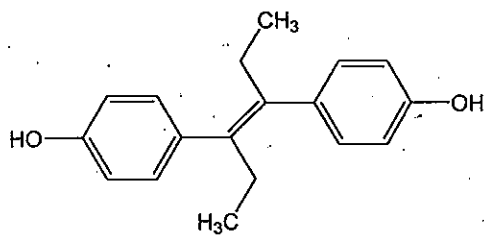
従来、不検出基準を含む農薬等については、試験法の検出限界により規制が行われることから、規格基準の改正と同時に試験法を告示し、併せてその検出限界が別途通知されているところである。

一方、厚生省告示第370号に規定されている当該成分の試験法は、畜水産物の全般にわたってその試験法の性能が評価されたものではなかった。また、現行の試験法では有害性の高い試薬を用いていること、加水分解に長時間を要すること、食品によっては良好な分析結果が得られない場合があることから、試験法について開発が進められてきたところ、今般、その開発が終了したため、同試験法について審議するものである。

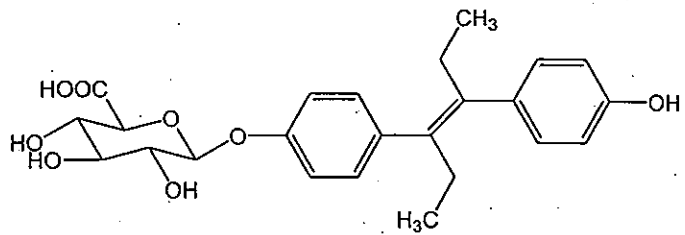
1. 概要

(1) 分析対象の化合物

ジエチルスチルベストロール及びジエチルスチルベストロールグルクロン酸抱合体



ジエチルスチルベストロール



ジエチルスチルベストロールグルクロン酸抱合体

(2) 分析対象食品

畜水産物

(3) 試験法の概要

ジエチルスチルベストロール及びジエチルスチルベストロールグルクロン酸抱合体を試料からエタノール及び水（9：1）混液で抽出する。ジエチルスチルベストロールグルクロン酸抱合体をβ-グルクロニダーゼで加水分解してジエチルスチルベストロールに変換した後、酢酸エチル及びn-ヘキサン（3：1）混液に転溶する。エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲルミニカラムで精製した後、液体クロマトグラフ・タンデム型質量分析計で定量及び確認する方法である。

(4) 検出限界 0.0005 mg/kg

2. 真度及び精度の評価

以下の食品を対象として添加回収試験（添加濃度 0.0005 ppm）を行い、真度及び併行精度の確認を実施した。

牛の筋肉、牛の脂肪、牛の肝臓、牛乳、鶏卵、さけ、しじみ及びはちみつ

表 検討結果の真度及び併行精度（試行数5で実施）

		検討結果	目標値
真度	親化合物	86～101%	70～120%
	抱合体	76～91%	
併行精度	親化合物	2～7%	30%未満
	抱合体	3～7%	

3. 答申案

別紙のとおり。

(参考) これまでの経緯

平成17年11月29日 残留基準告示
平成24年 2月22日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに残留基準設定に係る食品健康影響評価について要請
平成28年11月29日 残留農薬等公示分析法検討会で検討
平成29年 2月13日 厚生労働大臣から食品安全委員会委員長あてに告示試験法改定に係る食品健康影響評価について照会
平成29年 2月21日 食品安全委員会委員長から厚生労働大臣あてに回答について通知
平成29年 1月31日 薬事・食品衛生審議会へ諮問
平成29年 3月22日 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

● 薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会農薬・動物用医薬品部会

[委員]

○ 穠山 浩 国立医薬品食品衛生研究所食品部長
石井 里枝 埼玉県衛生研究所化学検査室長
井之上 浩一 立命館大学薬学部薬学科臨床分析化学研究室准教授
折戸 謙介 麻布大学獣医生理学教授
魏 民 大阪市立大学大学院医学研究科分子病理学准教授
佐々木 一昭 東京農工大学大学院農学研究院動物生命科学部門准教授
佐藤 清 一般財団法人残留農薬研究所技術顧問
佐野 元彦 東京海洋大学海洋生物資源学部門教授
永山 敏廣 明治薬科大学薬学部薬学教育研究センター基礎薬学部門教授
根本 了 国立医薬品食品衛生研究所食品部第一室長
二村 睦子 日本生活協同組合連合会組織推進本部組合員活動部部長
宮井 俊一 一般社団法人日本植物防疫協会技術顧問
由田 克士 大阪市立大学大学院生活科学研究科公衆栄養学教授
吉成 浩一 静岡県立大学薬学部衛生分子毒性学分野教授

(○：部会長)

答申(案)

ジエチルスチルベストロール試験法

ジエチルスチルベストロール及びジエチルスチルベストロールグルクロン酸抱合体を分析対象とする。

1. 装置

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計を用いる。

2. 試薬・試液

次に示すもの以外は、第2 添加物の部C 試薬・試液等の項に示すものを用いる。

アセトニトリル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

エタノール 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲルミニカラム (1,000mg) 内径 12~13mm のポリエチレン製のカラム管に、エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲル 1,000mg を充填したもの又はこれと同等の分離特性を有するものを用いる。

β -グルクロニダーゼ溶液 *Helix pomatia* 由来の β -グルクロニダーゼ 100,000 単位/ml を含む。本品の1単位は、フェノールフタレイン β -D-グルクロニドを基質として、pH5.0、37~38℃において1時間に 1.0 μ g のフェノールフタレインを生成する酵素量とする。又はこれと同等の酵素活性を有するものを用いる。なお、当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

酢酸エチル 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

0.1mol/l 酢酸ナトリウム溶液 (pH5.0)

第1液：酢酸ナトリウム 0.82 g を量り、水を加えて溶かし正確に 100ml とする。

第2液：酢酸 0.60 g を量り、水を加えて正確に 100ml とする。

第1液に第2液を加えて混和し、pH を 5.0 に調整する。

n-ヘキサン 当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含まないものを用いる。

水 蒸留水、精製水、純水等の化学分析に適したものを用いる。当該農薬等の成分である物質の分析の妨害物質を含む場合には、n-ヘキサン等の溶媒で洗浄したものを用いる。

3. 標準品

ジエチルスチルベストロール 本品はジエチルスチルベストロール 98%以上を含む。

4. 試験溶液の調製

a 抽出法

試料 10.0 g を量り採り、エタノール及び水の混液 (9 : 1) 50ml を加えて細切均一化し、毎分 3,000 回転で 5 分間遠心分離する。上澄液を採り、残留物にエタノール及び水の混液 (9 : 1) 30ml を加えて細切均一化し、上記と同様の条件で遠心分離する。上澄液を採り、先の上澄液と合わせ、エタノール及び水の混液 (9 : 1) を加えて正確に 100ml とする。この溶液から正確に 10ml を採り、40℃以下で約 5 ml まで濃縮する。この溶液に 0.1mol/l 酢酸ナトリウム溶液 (pH5.0)

10ml を加えて攪拌する。

b 加水分解

a 抽出法で得られた溶液にβ-グルクロニダーゼ溶液 0.1ml を加えて攪拌後、37℃で軽く振とうしながら1時間放置する。次いで、酢酸エチル及びn-ヘキサンの混液(3:1) 10ml ずつで2回振とう抽出する。抽出液を合わせ、40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。残留物に酢酸エチル 2ml を加えて溶かす。

c 精製法

エチレンジアミン-N-プロピルシリル化シリカゲルミニカラム(1,000mg)に酢酸エチル5ml を注入し、流出液は捨てる。このカラムにb 加水分解で得られた溶液を注入した後、更に酢酸エチル 10ml を注入し、流出液は捨てる。次いで、エタノール及び酢酸エチルの混液(1:9) 10ml を注入し、溶出液を40℃以下で濃縮し、溶媒を除去する。この残留物をアセトニトリル及び水の混液(1:1)に溶かし、正確に1mlとしたものを試験溶液とする。

5. 操作法

a 検量線の作成

ジエチルスチルベストロール標準品のアセトニトリル及び水の混液(1:1)の溶液を数点調製し、それぞれ液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、ピーク高法又はピーク面積法で検量線を作成する。なお、本法に従って試験溶液を調製した場合、試料中0.0005mg/kgに相当する試験溶液中の濃度は0.0005mg/lである。

b 定量試験

試験溶液を液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計に注入し、a 検量線の作成によりジエチルスチルベストロールの定量を行う。

c 確認試験

液体クロマトグラフ・タンデム質量分析計により確認する。

d 測定条件

カラム: オクタデシルシリル化シリカゲル 内径2.1mm、長さ150mm、粒子径3µm

カラム温度: 40℃に保持する。

移動相: アセトニトリル及び2mmol/l 酢酸アンモニウム溶液の混液(3:2)

イオン化モード: エレクトロスプレーイオン化法 ネガティブイオンモード

主なイオン(m/z): プリカーサーイオン267、プロダクトイオン237、222

注入量: 5µl

保持時間の目安: 3分

食品添加物公定書の改正に伴う、「食品、添加物等の規格基準」の改正

<p>審議の対象</p>	<p>食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示第 370 号）の第 2 添加物</p>
<p>経緯</p>	<p>食品添加物公定書[*]は、昭和 35 年に第 1 版が作成されて以来、平成 19 年の第 8 版の作成まで、逐次改正が行われてきた。食品添加物公定書の改正に際しては、前回の改正以降に設定された食品添加物の規格基準を収載するとともに、一般試験法や成分規格の見直し、既存添加物の規格の設定、記載方法の改良等について、検討し、食品添加物公定書の改正に併せて、告示の改正を行ってきた。今般、第 9 版食品添加物公定書作成にあたり、既存添加物の規格設定等、規格基準の改正を行うもの</p> <p>※ 食品添加物公定書とは、食品衛生法（昭和 22 年法律第 233 号）第 21 条の規定に基づき作成される、食品添加物の規格基準等を収載したもの</p>
<p>概要</p>	<p>(1)既存添加物 89 品目に係る成分規格（89 項目）を作成すること</p> <p>(2)指定添加物 355 品目に係る成分規格（378 項目）、既存添加物 127 品目に係る成分規格（132 項目）、一般飲食物添加物 3 品目に係る成分規格（3 項目）及び「合成膨張剤」の成分規格について、重金属試験の見直し等の改正を行うこと</p> <p>(3)添加物一般及びタルクについて、安全性を確保する観点から、製造基準を設定すること</p> <p>(4)指定添加物 79 品目に係る成分規格（80 項目）について、試験の操作性の改善及び精度の向上、IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式、用語、用例等の記載の統一等を目的として各成分規格を改正すること</p> <p>(5)第 2 添加物の A、B 及び C について、試験の操作性の改善及び精度の向上、有害試薬の他の試薬への代替、</p>

	<p>IUPAC 命名法に基づく名称及び構造式の記載法や用語、用例等の記載の統一等を目的として、一般試験法等を改正すること</p> <p>(6)第2 添加物のE及びFについて、用語、用例等の記載の統一等を目的として、製造基準及び使用基準を改正すること</p> <p>改正の詳細については、別添のとおりである。</p>
<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>(1)～(3)：食品安全基本法第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる</p> <p>(4)～(6)：試験の操作性の改善若しくは精度の向上を目的とした試験法の変更、名称の変更又は用語若しくは用例の統一等による規格基準の改正であり、規格値の変更を伴うものではないことから、食品安全基本法第11条第1項第1号の食品健康影響評価を行うことが明らかに必要でないときに該当すると認められる</p>
<p>規格基準案</p>	<p>別冊資料のとおり</p>
<p>意見聴取の状況</p>	<p>パブリックコメント及びWTO通報は終了。</p>
<p>答申案</p>	<p>食品衛生法第11条第1項の規定に基づく規格基準については、別冊資料のとおり改正することが適当である。</p>

1. 第9版食品添加物公定書の作成に伴う新規収載品目(89品目)

添加物の名称	成分規格の名称 (添加物の名称と異なる場合に記載)	成分規格の内容
1. 酵素		
アガラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
アクチニジン		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
アシラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
アスコルビン酸オキシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
α -アセトラクタートデカルボキシラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
アミノペプチダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
α -アミラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
β -アミラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
アルギン酸リアーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
アントシアナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
イソアミラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
イヌリナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
インベルターゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ウレアーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
エキソマルトテトラオヒドロラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
エステラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
カタラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
α -ガラクトシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
β -ガラクトシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
カルボキシペプチダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
キシラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
キチナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
キトサナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
グルカナナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
グルコアミラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
α -グルコシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
β -グルコシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
α -グルコシルトランスフェラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
グルコースイソメラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
グルコースオキシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
グルタミナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
酸性ホスファターゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
シクロキストリングルカトランスフェラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
セルラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
タンナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
5'-デアミナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
デキストラナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
トランスグルコシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
トランスグルタミナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
トレハロースホスホリラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ナリンジナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
パーオキシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
パンクレアチン		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
フィシン		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
フィターゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
フルクトシルトランスフェラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ブルナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
プロテアーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ペクチナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定

ヘスペリジナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ペプチダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ヘミセルラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ホスホジエステラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ホスホリパーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ポリフェノールオキシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
マルトースホスホリラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
マルトトリオヒドロラーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ムラミダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
ラクトパーオキシダーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
リパーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
リポキシゲナーゼ		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定
レンネット		定義、性状、確認試験、微生物限度等を規定

※遺伝子組換えに係る審査を受けた酵素については、当該酵素の定義の基原に係る規定を適用しない。

2. 酵素以外

アナトー色素		定義、色価、性状等を規定
ウェランガム		定義、性状、確認試験等を規定
γ-オリザノール		定義、含量、性状、確認試験等を規定
カカオ色素		定義、色価、性状、確認試験等を規定
カフェイン(抽出物)		定義、含量、性状、確認試験等を規定
カラシ抽出物		定義、含量、性状、確認試験等を規定
カロブ色素		定義、色価、性状、確認試験等を規定
α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビアオール配糖体	定義、含量、性状、確認試験等を規定
酵素処理ルチン(抽出物)		定義、含量、性状、確認試験等を規定
酵素分解カンゾウ		定義、含量、性状、確認試験等を規定
コウリヤン色素		定義、色価、性状、確認試験等を規定
コメヌカ油抽出物		定義、含量、性状、確認試験等を規定
焼成カルシウム	骨焼成カルシウム	定義、含量、性状、確認試験等を規定
植物性ステロール		定義、含量、性状、確認試験等を規定
ステビア抽出物	ステビアオール配糖体	定義、含量、性状、確認試験等を規定
タマネギ色素		定義、色価、性状、確認試験等を規定
タマリンド色素		定義、色価、性状、確認試験等を規定
動物性ステロール		定義、含量、性状、確認試験等を規定
フィチン酸		定義、含量、性状、確認試験等を規定
フェルラ酸		含量、性状、確認試験等を規定
ブドウ種子抽出物		定義、含量、性状、確認試験等を規定
ベクテン分解物		定義、含量、性状、確認試験等を規定
ヘスペリジン		定義、含量、性状、確認試験等を規定
ベニコウジ黄色素		定義、色価、性状、確認試験等を規定
未焼成カルシウム	サンゴ未焼成カルシウム	定義、含量、性状、確認試験等を規定
ラクトフェリン濃縮物		定義、含量、性状、確認試験等を規定
ヒラマノース		定義、含量、性状、確認試験等を規定

2-1. 第9版公定書作成に伴う規格基準の改正について

評価(評価の要請を行うもの):既に定められている成分規格であって、純度試験に係る成分規格の値の改正等を行うもの

照会(評価が明らかに必要でないときに該当すると解してよいか伺うもの)

- 1:一般試験法等の改正に伴う成分規格の試験法の改正等を行うもの
- 2:学名の付記を行うもの
- 3:通則中の原子量の見直し及び訂正、用語及び用例の統一を行うもの
- 4:試験の記載場所の移動を行うもの
- 5:試薬・試液等について原則JISに基づく名称に変更するもの

※なお、評価要請の対象となっているものは、照会1~5に該当する場合でも「評価」として整理する。

添加物の名称	成分規格の名称 (添加物の名称と異なる場合に記載)	添加物分類		評価/照会	
		一般	香料	評価	照会
1. 指定添加物					
亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	グルコン酸亜鉛	○		○	
	硫酸亜鉛	○		○	
亜塩素酸水		○		○	
亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸ナトリウム	○		○	
	亜塩素酸ナトリウム液	○		○	
亜酸化窒素		○			○
アジピン酸		○		○	
亜硝酸ナトリウム		○		○	
L-アスコルビン酸		○		○	
L-アスコルビン酸カルシウム		○		○	
L-アスコルビン酸2-グルコシド		○		○	
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル		○		○	
L-アスコルビン酸ナトリウム		○		○	
L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル		○		○	
アスパラギナーゼ		○		○	
L-アスパラギン酸ナトリウム		○		○	
アスパルテーム		○		○	
アセスルファムカリウム		○		○	
アセチル化アジピン酸架橋デンブ		○		○	
アセチル化酸化デンブ		○		○	
アセチル化リン酸架橋デンブ		○		○	
アセトアルデヒド			○		○
アセト酢酸エチル			○	○	
アセトフェノン			○	○	
アセトン		○			○
亜セレン酸ナトリウム		○		○	
アゾキシストロピン		○			○
アドバンテーム		○			○
アニスアルデヒド			○	○	
β-アポ-8'-カロテナル		○		○	
(3-アミノ-3-カルボキシプロピル)ジメチルスルホニウム塩化物			○		○
アミルアルコール			○		○
α-アミルシンナムアルデヒド			○	○	
DL-アラニン		○		○	
亜硫酸ナトリウム		○		○	
L-アルギニンL-グルタミン酸塩		○		○	
アルギン酸アンモニウム		○		○	
アルギン酸カリウム		○		○	
アルギン酸カルシウム		○		○	
アルギン酸ナトリウム		○		○	
アルギン酸プロピレングリコールエステル		○		○	
安息香酸		○		○	
安息香酸ナトリウム		○		○	
アントラニル酸メチル			○	○	
アンモニア		○			○
アンモニウムイソバレレート			○		○

イオン			○		○
イオン交換樹脂		○		○	
イソamilアルコール			○		○
イソオイゲノール			○	○	
イソ吉草酸イソamil			○	○	
イソ吉草酸エチル			○	○	
イソキノリン			○		○
イソチオシアン酸アリル			○	○	
イソバレラルデヒド			○		○
イソブタノール			○		○
イソブチラルデヒド			○		○
イソプロパノール		○		○	
イソペンチルアミン			○		○
L-イソロイシン		○		○	
5-イノシン酸二ナトリウム		○		○	
イマザリル		○		○	
5-ウリジル酸二ナトリウム		○		○	
γ-ウンデカラクトン			○	○	
エステルガム		○		○	
2-エチル-3,5-ジメチルピラジン及び2-エチル-3,6-ジメチルピラジンの混合物			○		○
エチルバニリン			○	○	
2-エチルピラジン			○		○
3-エチルピリジン			○		○
2-エチル-3-メチルピラジン			○		○
2-エチル-5-メチルピラジン			○		○
2-エチル-6-メチルピラジン			○		○
5-エチル-2-メチルピリジン			○		○
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム		○		○	
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム		○		○	
エリソルビン酸		○		○	
エリソルビン酸ナトリウム		○		○	
エルゴカルシフェロール		○			○
塩化アンモニウム		○		○	
塩化カリウム		○		○	
塩化カルシウム		○		○	
塩化第二鉄		○		○	
塩化マグネシウム		○		○	
塩酸		○		○	
オイゲノール			○	○	
オクタナール			○	○	
オクタン酸		○			○
オクタン酸 過酢酸 過酸化水素 1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸 氷酢酸	過酢酸製剤	○			○
オクタン酸エチル			○	○	
オクテニルゴハク酸デンプンナトリウム		○		○	
オルトフェニルフェノール及びオルトフェニルフェノールナトリウム	オルトフェニルフェノール オルトフェニルフェノールナトリウム	○		○	
オレイン酸ナトリウム		○		○	
過酸化水素		○		○	
過酸化ベンゾイル	希釈過酸化ベンゾイル	○		○	
カゼインナトリウム		○		○	
過硫酸アンモニウム		○		○	
カルボキシメチルセルロースカルシウム		○		○	
カルボキシメチルセルロースナトリウム		○		○	
β-カロテン		○		○	
カンタキサンチン		○		○	
ギ酸イソamil			○	○	

ギ酸ゲラニル			○		○
ギ酸シトロネリル			○	○	
キシリトール		○		○	
5'-グアニル酸二ナトリウム		○		○	
クエン酸		○		○	
クエン酸イソプロピル		○		○	
クエン酸三エチル		○		○	
クエン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム	クエン酸一カリウム クエン酸三カリウム	○		○	
クエン酸カルシウム		○		○	
クエン酸第一鉄ナトリウム		○		○	
クエン酸鉄		○		○	
クエン酸鉄アンモニウム		○		○	
クエン酸三ナトリウム		○		○	
グリシン		○		○	
グリセリン		○		○	
グリセリン脂肪酸エステル		○		○	
グリセロリン酸カルシウム		○		○	
グリチルリチン酸二ナトリウム		○		○	
グルコノデルタラクトン		○		○	
グルコン酸		○		○	
グルコン酸カリウム		○		○	
グルコン酸カルシウム		○		○	
グルコン酸第一鉄		○		○	
グルコン酸ナトリウム		○		○	
グルタミルバリルグリシン		○		○	
L-グルタミン酸		○		○	
L-グルタミン酸アンモニウム		○		○	
L-グルタミン酸カリウム		○		○	
L-グルタミン酸カルシウム		○		○	
L-グルタミン酸ナトリウム		○		○	
L-グルタミン酸マグネシウム		○		○	
ケイ酸カルシウム		○		○	
ケイ酸マグネシウム		○		○	
ケイ皮酸			○	○	
ケイ皮酸エチル			○	○	
ケイ皮酸メチル			○	○	
ゲラニオール			○		○
高度サラシ粉		○			○
コハク酸		○		○	
コハク酸一ナトリウム		○		○	
コハク酸二ナトリウム		○		○	
コレカルシフェロール		○			○
コンドロイチン硫酸ナトリウム		○		○	
酢酸イソアミル			○	○	
酢酸エチル			○		○
酢酸カルシウム		○		○	
酢酸ゲラニル			○		○
酢酸シクロヘキシル			○	○	
酢酸シトロネリル			○	○	
酢酸シナミル			○	○	
酢酸テルピニル			○		○
酢酸デンプン		○		○	
酢酸ナトリウム		○		○	
酢酸ビニル樹脂		○		○	
酢酸フェネチル			○	○	
酢酸ブチル			○	○	
酢酸ベンジル			○	○	
酢酸l-メンチル			○	○	
酢酸リナリル			○	○	

サッカリン		○		○	
サッカリンカルシウム		○		○	
サッカリンナトリウム		○		○	
サリチル酸メチル			○	○	
酸化カルシウム		○		○	
酸化デンプン		○		○	
酸化マグネシウム		○		○	
三二酸化鉄		○		○	
次亜塩素酸水		○		○	
次亜塩素酸ナトリウム		○			○
次亜臭素酸水		○			○
次亜硫酸ナトリウム		○		○	
2,3-ジエチル-5-メチルピラジン			○		○
シクロヘキシルプロピオン酸アリル			○	○	
L-システイン塩酸塩		○		○	
5'-シチジル酸二ナトリウム		○		○	
シトラール			○	○	
シトロネラール			○	○	
シトロネロール			○	○	
1,8-シネオール			○	○	
ジフェニル		○		○	
ジブチルヒドロキシトルエン		○		○	
ジベンゾイルチアミン		○		○	
ジベンゾイルチアミン塩酸塩		○		○	
2,3-ジメチルピラジン			○		○
2,5-ジメチルピラジン			○		○
2,6-ジメチルピラジン			○		○
2,6-ジメチルピリジン			○		○
シュウ酸		○		○	
臭素酸カリウム		○		○	
DL-酒石酸		○		○	
L-酒石酸		○		○	
DL-酒石酸水素カリウム		○		○	
L-酒石酸水素カリウム		○		○	
DL-酒石酸ナトリウム		○		○	
L-酒石酸ナトリウム		○		○	
硝酸カリウム		○		○	
硝酸ナトリウム		○		○	
食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色2号 食用赤色2号アルミニウムレーキ	○ ○		○ ○	
食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色102号 食用赤色104号 食用赤色105号 食用赤色106号 食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ 食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ 食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ	タール色素の製剤	○		○	
食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色3号 食用赤色3号アルミニウムレーキ	○ ○		○ ○	
食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色40号 食用赤色40号アルミニウムレーキ	○ ○		○ ○	
食用赤色102号	食用赤色102号	○		○	
食用赤色104号	食用赤色104号	○		○	
食用赤色105号	食用赤色105号	○		○	
食用赤色106号	食用赤色106号	○		○	

食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ	食用黄色4号	○		○	
	食用黄色4号アルミニウムレーキ	○		○	
食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ	食用黄色5号	○		○	
	食用黄色5号アルミニウムレーキ	○		○	
食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ	食用緑色3号	○		○	
	食用緑色3号アルミニウムレーキ	○		○	
食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ	食用青色1号	○		○	
	食用青色1号アルミニウムレーキ	○		○	
食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ	食用青色2号	○		○	
	食用青色2号アルミニウムレーキ	○		○	
シヨ糖脂肪酸エステル		○		○	
シリコーン樹脂		○		○	
シンナミルアルコール			○	○	
シンナムアルデヒド			○	○	
水酸化カリウム	水酸化カリウム	○		○	
	水酸化カリウム液	○		○	
水酸化カルシウム		○		○	
水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム	○		○	
	水酸化ナトリウム液	○		○	
水酸化マグネシウム		○		○	
スクラロース		○		○	
ステアリン酸カルシウム		○		○	
ステアリン酸マグネシウム		○		○	
ステアロイル乳酸カルシウム		○		○	
ステアロイル乳酸ナトリウム		○		○	
ソルビタン脂肪酸エステル		○		○	
D-ソルビトール	D-ソルビトール	○		○	
	D-ソルビトール液	○		○	
ソルビン酸		○		○	
ソルビン酸カリウム		○		○	
ソルビン酸カルシウム		○		○	
炭酸アンモニウム		○		○	
炭酸カリウム (無水)	炭酸カリウム	○		○	
炭酸カリウム(無水)					
炭酸水素ナトリウム					
炭酸ナトリウム					
リン酸三カリウム					
リン酸水素二カリウム	かんすい	○		○	
リン酸二水素カリウム					
リン酸水素二ナトリウム					
リン酸二水素ナトリウム					
リン酸三ナトリウム					
炭酸カルシウム		○		○	
炭酸水素アンモニウム		○		○	
炭酸水素ナトリウム	炭酸水素ナトリウム	○		○	
炭酸ナトリウム	炭酸ナトリウム	○		○	
炭酸マグネシウム		○		○	
チアベンダゾール		○		○	
チアミン塩酸塩		○		○	
チアミン硝酸塩		○		○	
チアミンセチル硫酸塩		○		○	
チアミンチオシアン酸塩		○		○	
チアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩		○		○	
チアミンラウリル硫酸塩		○		○	
レーテアニン		○		○	
デカナール			○	○	
デカノール			○	○	
デカン酸エチル			○	○	
鉄クロロフィリンナトリウム		○		○	
5,6,7,8-テトラヒドロキノキサリン			○		○
2,3,5,6-テトラメチルピラジン			○		○

デヒドロ酢酸ナトリウム		○		○	
テルピネオール			○		○
デンプングリコール酸ナトリウム		○		○	
銅塩類(グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)	グルコン酸銅	○		○	
	硫酸銅	○		○	
銅クロロフィリンナトリウム		○		○	
銅クロロフィル		○		○	
d/-α-トコフェロール		○		○	
トコフェロール酢酸エステル		○		○	
d/-α-トコフェロール酢酸エステル		○		○	
DL-トリプトファン		○		○	
L-トリプトファン		○		○	
トリメチルアミン			○		○
2,3,5-トリメチルピラジン			○		○
DL-トレオニン		○		○	
L-トレオニン		○		○	
ナイシン		○		○	
ナタマイシン		○			○
ナトリウムメトキシド		○		○	
ニコチン酸		○		○	
ニコチン酸アミド		○		○	
二酸化ケイ素	二酸化ケイ素	○		○	
	微粒二酸化ケイ素	○		○	
二酸化炭素		○			○
二酸化チタン		○		○	
乳酸		○		○	
乳酸カリウム		○		○	
乳酸カルシウム		○		○	
乳酸鉄		○		○	
乳酸ナトリウム		○		○	
ネオテーム		○		○	
γ-ノナラクトン			○	○	
ノルピキシナリウム	水溶性アノトー	○		○	
ノルピキシナトリウム					
パニリン			○	○	
パラオキシ安息香酸イソブチル		○		○	
パラオキシ安息香酸イソプロピル		○		○	
パラオキシ安息香酸エチル		○		○	
パラオキシ安息香酸ブチル		○		○	
パラオキシ安息香酸プロピル		○		○	
パラメチルアセトフェノン			○	○	
L-バリン		○		○	
バレラルデヒド			○		○
パントテン酸カルシウム		○		○	
パントテン酸ナトリウム		○		○	
ピオチン		○		○	
L-ヒスチジン塩酸塩		○		○	
ビスベンチアミン		○		○	
ビタミンA	ビタミンA油	○			○
ビタミンA脂肪酸エステル	粉末ビタミンA	○		○	
ビタミンA脂肪酸エステル	ビタミンA脂肪酸エステル	○			○
1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸		○		○	
ヒドロキシシトロネラール			○	○	
ヒドロキシシトロネラールジメチルアセタール			○	○	
ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン		○		○	
ヒドロキシプロピルセルロース		○			○
ヒドロキシプロピルデンプン		○		○	
ヒドロキシプロピルメチルセルロース		○		○	
ピペリジン			○		○
ピペロナール			○	○	

ピペロニルブトキシド		○			○
ヒマワリレシチン	レシチン	○		○	
氷酢酸	氷酢酸	○		○	
	酢酸	○		○	
ピラジン			○		○
ピリドキシン塩酸塩		○		○	
ピリメタニル		○			○
ピロ亜硫酸カリウム	ピロ亜硫酸カリウム	○		○	
	亜硫酸水素カリウム液	○		○	
ピロ亜硫酸ナトリウム	ピロ亜硫酸ナトリウム	○		○	
	亜硫酸水素ナトリウム液	○		○	
ピロリジン			○		○
ピロリン酸四カリウム		○		○	
ピロリン酸二水素カルシウム		○		○	
ピロリン酸二水素二ナトリウム		○		○	
ピロリン酸第二鉄	ピロリン酸第二鉄	○		○	
	ピロリン酸第二鉄液	○		○	
ピロリン酸四ナトリウム		○		○	
ピロール			○		○
L-フェニルアラニン		○		○	
フェニル酢酸イソアミル			○	○	
フェニル酢酸イソブチル			○	○	
フェニル酢酸エチル			○	○	
2-(3-フェニルプロピル)ピリジン			○		○
フェネチルアミン			○		○
フェロシアン化物 (フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウムに限る。)	フェロシアン化カリウム	○		○	
	フェロシアン化カルシウム	○		○	
	フェロシアン化ナトリウム	○		○	
ブタノール			○		○
ブチルアミン			○		○
ブチルアルデヒド			○		○
ブチルヒドロキシアニソール		○		○	
フマル酸		○		○	
フマル酸一ナトリウム		○		○	
フルジオキシニル		○			○
プロパノール			○		○
プロピオンアルデヒド			○		○
プロピオン酸			○	○	
プロピオン酸イソアミル			○	○	
プロピオン酸エチル			○	○	
プロピオン酸カルシウム		○		○	
プロピオン酸ナトリウム		○		○	
プロピオン酸ベンジル			○	○	
プロピレングリコール		○		○	
プロピレングリコール脂肪酸エステル		○		○	
ヘキサン酸			○	○	
ヘキサン酸アリル			○	○	
ヘキサン酸エチル			○	○	
ヘプタン酸エチル			○	○	
1-ペリルアルデヒド			○	○	
ベンジルアルコール			○	○	
ベンズアルデヒド			○	○	
2-ペンタノール			○		○
trans-2-ペンテナール			○	○	
1-ペンテン-3-オール			○		○
没食子酸プロピル		○		○	
ポリアクリル酸ナトリウム		○		○	
ポリイソブチレン		○		○	
ポリソルベート20		○		○	
ポリソルベート60		○		○	

ポリソルベート65		○		○	
ポリソルベート80		○		○	
ポリビニルピロリドン		○			○
ポリビニルポリピロリドン		○		○	
ポリブテン		○		○	
ポリリン酸カリウム		○		○	
ポリリン酸ナトリウム		○		○	
d-ボルネオール			○	○	
マルトール			○	○	
D-マンニトール		○		○	
メタリン酸カリウム		○		○	
メタリン酸ナトリウム		○		○	
DL-メチオニン		○		○	
L-メチオニン		○		○	
N-メチルアントラニル酸メチル			○		○
5-メチルキノキサリン			○		○
6-メチルキノリン			○	○	
5-メチル-6,7-ジヒドロ-5H-シクロペンタピラジン			○		○
メチルセルロース	○			○	
1-メチルナフタレン			○		○
メチルβ-ナフチルケトン			○	○	
2-メチルピラジン			○		○
2-メチルブタノール			○		○
3-メチル-2-ブタノール			○		○
2-メチルブチルアルデヒド			○		○
trans-2-メチル-2-ブテナール			○		○
3-メチル-2-ブテナール			○		○
3-メチル-2-ブテノール			○		○
メチルヘスペリジン	○			○	
dl-メントール			○	○	
l-メントール			○	○	
モルホリン脂肪酸塩	○			○	
葉酸	○				○
酪酸			○	○	
酪酸イソアミル			○	○	
酪酸エチル			○	○	
酪酸シクロヘキシル			○	○	
酪酸ブチル			○	○	
L-リシンL-アスパラギン酸塩	○			○	
L-リシン塩酸塩	○			○	
L-リシンL-グルタミン酸塩	○			○	
リナロオール			○	○	
5'-リボヌクレオチドカルシウム	○			○	
5'-リボヌクレオチドナトリウム	○			○	
リボフラビン	○			○	
リボフラビン酪酸エステル	○			○	
リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム	○			○	
硫酸	○			○	
硫酸アルミニウムアンモニウム	○			○	
硫酸アルミニウムカリウム	○			○	
硫酸アンモニウム	○			○	
硫酸カリウム	○			○	
硫酸カルシウム	○			○	
硫酸第一鉄	○			○	
硫酸ナトリウム	○			○	
硫酸マグネシウム	○			○	
DL-リンゴ酸	○			○	
DL-リンゴ酸ナトリウム	○			○	
リン酸	○			○	
リン酸架橋デンプン	○			○	

リン酸化デンプン		○		○	
リン酸三カリウム	リン酸三カリウム	○		○	
リン酸三カルシウム		○		○	
リン酸三マグネシウム		○		○	
リン酸水素二アンモニウム		○		○	
リン酸二水素アンモニウム		○		○	
リン酸水素二カリウム	リン酸水素二カリウム	○		○	
リン酸二水素カリウム	リン酸二水素カリウム	○		○	
リン酸一水素カルシウム		○		○	
リン酸二水素カルシウム		○		○	
リン酸水素二ナトリウム	リン酸水素二ナトリウム	○		○	
リン酸二水素ナトリウム	リン酸二水素ナトリウム	○		○	
リン酸一水素マグネシウム		○		○	
リン酸三ナトリウム	リン酸三ナトリウム	○		○	
リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン		○		○	
(成分規格に対応する添加物が特定されないもの)	合成膨張剤	○		○	

2. 既存添加物

L-アスパラギン		○		○	
L-アスパラギン酸		○		○	
5'-アデニル酸		○		○	
L-アラニン	L-アラニン L-アラニン液	○ ○		○ ○	
アラビアガム		○		○	
L-アラビノース		○		○	
L-アルギニン		○		○	
アルギン酸		○		○	
イノシトール	myo-イノシトール	○		○	
ウコン色素		○		○	
カオリン		○		○	
活性炭		○		○	
活性白土		○		○	
ガティガム		○		○	
カードラン		○		○	
カラギナン	加工ユーケマ藻類 精製カラギナン	○ ○		○ ○	
カラメル I		○		○	
カラメル II		○		○	
カラメル III		○		○	
カラメル IV		○		○	
カラヤガム		○		○	
カルナウバロウ		○		○	
カロブビーンガム		○		○	
カンゾウ抽出物		○		○	
カンデリラロウ		○		○	
キサントガム		○		○	
D-キシロース		○		○	
キラヤ抽出物		○		○	
グァーガム		○		○	
クチナシ青色素		○		○	
クチナシ赤色素		○		○	
クチナシ黄色素		○		○	
α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア		○		○	
L-グルタミン		○		○	
クロロフィル		○		○	
ケイソウ土		○		○	
酵素処理イソクエルシトリン		○		○	
酵素処理ヘスペリジン		○		○	
酵素分解レシチン		○		○	
酵母細胞壁		○		○	

コチニール色素		○		○
骨炭		○		○
サイリウムシードガム		○		○
酸性白土		○		○
シアノコバラミン		○		○
シェラック		○		○
ジェランガム		○		○
シクロデキストリン	α-シクロデキストリン	○		○
	β-シクロデキストリン	○		○
	γ-シクロデキストリン	○		○
L-シスチン		○		○
5'-シチジル酸		○		○
焼成カルシウム	貝殻焼成カルシウム	○		○
	卵殻焼成カルシウム	○		○
植物レシチン 分別レシチン 卵黄レシチン	レシチン	○		○
しらこたん白質抽出物		○		○
ステビア抽出物		○		○
スピルリナ色素		○		○
L-セリン		○		○
粗製海水塩化マグネシウム		○		○
タウマチン		○		○
タウリン(抽出物)		○		○
タマリンドシードガム		○		○
タラガム		○		○
タルク		○		○
タンニン(抽出物)	植物タンニン	○		○
L-チロシン		○		○
ツヤプリシン(抽出物)		○		○
デキストラン		○		○
デュナリエラカロテン		○		○
トウガラシ色素		○		○
トコリエノール		○		○
d-α-トコフェロール		○		○
d-γ-トコフェロール		○		○
d-δ-トコフェロール		○		○
トマト色素		○		○
トラガントガム		○		○
トリプシン		○		○
納豆菌ガム		○		○
ナリンジン		○		○
ニンジンカロテン		○		○
パパイン		○		○
パーム油カロテン		○		○
パーライト		○		○
パラフィンワックス		○		○
微結晶セルロース		○		○
微小繊維状セルロース		○		○
L-ヒスチジン		○		○
ビートレッド		○		○
L-ヒドロキシプロリン		○		○
フクロノリ抽出物		○		○
ブドウ果皮色素		○		○
ブルラン		○		○
プロメライン		○		○
L-プロリン	L-プロリン	○		○
	L-プロリン液	○		○
粉末セルロース		○		○
ヘキサシ		○		○

ペクチン		○		○	
ベタイン		○		○	
ベニコウジ色素		○		○	
ベニバナ赤色素		○		○	
ベニバナ黄色素		○		○	
ペプシン		○		○	
ヘマトコッカス藻色素		○		○	
ヘム鉄		○		○	
ベントナイト		○		○	
ε-ポリリシン		○		○	
マイクロクリスタリンワックス		○		○	
マクロホモプシスガム		○		○	
マリーゴールド色素		○		○	
ミックストコフェロール		○		○	
ミツロウ		○		○	
ムラサキイモ色素		○		○	
ムラサキトウモロコシ色素		○		○	
メナキノン(抽出物)		○		○	
ラカンカ抽出物		○		○	
ヤマモモ抽出物		○		○	
ユッカフォーム抽出物		○		○	
ラック色素		○		○	
ラノリン		○		○	
ラムザンガム		○		○	
レ-リシン	L-リシン	○		○	
	L-リシン液	○		○	
リゾチーム		○		○	
D-リボース		○		○	
流動パラフィン		○		○	
ルチン酵素分解物		○		○	
ルチン(抽出物)	エンジュ抽出物	○		○	
L-ロイシン		○		○	

3. 一般飲食物添加物

アカキャベツ色素		○		○	
カゼイン		○		○	
ブラックカーラント色素		○		○	

2-2. 第9版食品添加物公定書の作成に伴う規格基準の改正について (一般試験法の改正に伴う成分規格の改正)(香料に係るものを除く)

(1)鉛試験法に関する改正(①重金属試験法から鉛試験法への変更、②既存の鉛試験法の変更、③鉛の規格値の変更)。改正の理由としては、重金属試験法が検出感度が良くないことから、JECFAでも試験法が切り替えられていることから、鉛試験法に変更を行ったものである。また、鉛の規格値の変更については、鉛試験法への変更に伴い、検出感度が向上したことから、改正したものである。

(2)ヒ素試験法に関する改正(ヒ素の規格値を「As₂O₃として」から「Asとして」に改正)。なお、分子量による換算を踏まえ、以下のとおり改正する。改正の理由としては、JECFAにおいて、Asとして規格が設定されていることから、JECFAとの整合性を図るため、規格値の変更を行ったものである。このため、分子量の換算を行ったのみであり、規格値については変更はない。なお、「As₂O₃として 0.2μg →Asとして 0.2μg」については、記載を整数または、小数点第1位までとしたため、規格値自体に変更はない。

•As₂O₃として 0.2μg →Asとして 0.2μg •As₂O₃として 1.0μg →Asとして 0.8μg •As₂O₃として 1.3μg →Asとして 1μg
 •As₂O₃として 2.0μg →Asとして 1.5μg •As₂O₃として 2.5μg →Asとして 1.9μg •As₂O₃として 2.6μg →Asとして 2μg
 •As₂O₃として 2.8μg →Asとして 2.1μg •As₂O₃として 4.0μg →Asとして 3μg •As₂O₃として 10μg →Asとして 7.5μg

添加物の名称	成分規格の名称※1 (添加物の名称と異なる場合に 記載)	改正の内容			
		重金属試験 法→鉛試験 法	既存の鉛試 験法	鉛の規格値 (μg/g)	ヒ素の規格値 (μg/g)

1. 指定添加物

亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	グルコン酸亜鉛		○	10→2	4.0→3
	硫酸亜鉛		○	10→2	4.0→3
亜塩素酸水			○	改正なし	1.0→0.8
亜塩素酸ナトリウム	亜塩素酸ナトリウム	○		10→2	1.0→0.8
	亜塩素酸ナトリウム液	○		10→2	1.0→0.8
アジピン酸		○		10→2	4.0→3
亜硝酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
L-アスコルビン酸		○		20→2	4.0→3
L-アスコルビン酸カルシウム			○	改正なし	4.0→3
L-アスコルビン酸2-グルコシド		○		10→2	1.0→0.8
L-アスコルビン酸ステアリン酸エステル		○		10→2	4.0→3
L-アスコルビン酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
L-アスコルビン酸パルミチン酸エステル		○		10→2	4.0→3
アスパラギナーゼ			○	改正なし	4.0→3
L-アスパラギン酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
アスパルテーム		○		10→1	4.0→3
アセスルファムカリウム			○	改正なし	4.0→3
アセチル化アジピン酸架橋デンプン			○	改正なし	4.0→3
アセチル化酸化デンプン			○	改正なし	4.0→3
アセチル化リン酸架橋デンプン			○	改正なし	4.0→3
亜セレン酸ナトリウム			○	改正なし	4.0→3
β-アポ-8'-カロテナル			○	改正なし	4.0→3
DL-アラニン		○		20→2	4.0→3
亜硫酸ナトリウム		○		10→5	4.0→3
L-アルギニンL-グルタミン酸塩		○		20→2	4.0→3
アルギン酸アンモニウム			○	改正なし	4.0→3
アルギン酸カリウム			○	改正なし	4.0→3
アルギン酸カルシウム			○	改正なし	4.0→3
アルギン酸ナトリウム		○		20→5	4.0→3
アルギン酸プロピレングリコールエステル		○		20→5	4.0→3
安息香酸		○		10→2	4.0→3
安息香酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
イオン交換樹脂	イオン交換樹脂 (粒状)	○		20→2	4.0→3
	(粉状)	○		20→2	4.0→3
	(懸濁液)	○		20→2	4.0→3
L-イソロイシン		○		20→2	4.0→3
5'-イノシン酸二ナトリウム		○		20→1	4.0→3
イマザリル		○		10→2	
5'-ウリジル酸二ナトリウム		○		20→2	4.0→3

エステルガム		○		40→2	4.0→3
エチレンジアミン四酢酸カルシウム二ナトリウム		○		20→2	4.0→3
エチレンジアミン四酢酸二ナトリウム		○		20→2	4.0→3
エリソルビン酸		○		20→2	4.0→3
エリソルビン酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
塩化アンモニウム		○		20→2	4.0→3
塩化カリウム		○		10→2	4.0→3
塩化カルシウム		○		20→2	4.0→3
塩化第二鉄		○		20→2	4.0→3
塩化マグネシウム		○		20→2	4.0→3
塩酸		○		10→1	2.0→1.5
オクテニルコハク酸デンプンナトリウム			○	改正なし	4.0→3
オルトフェニルフェノール	オルトフェニルフェノール	○		20→2	
及びオルトフェニルフェノールナトリウム	オルトフェニルフェノールナトリウム	○		20→2	4.0→3
オレイン酸ナトリウム		○		40→2	4.0→3
過酸化水素		○		10→4	4.0→3
過酸化ベンゾイル	希釈過酸化ベンゾイル	○		40→2	4.0→3
カゼインナトリウム		○		20→2	2.0→1.5
過硫酸アンモニウム		○		30→2	4.0→3
カルボキシメチルセルロースカルシウム			○	改正なし	4.0→3
カルボキシメチルセルロースナトリウム			○	改正なし	4.0→3
β-カロテン		○		20→2	4.0→3
カンタキサンチン			○	改正なし	4.0→3
キシリトール			○	改正なし	4.0→3
5-グアニル酸二ナトリウム		○		20→1	4.0→3
クエン酸		○		10→0.5	4.0→3
クエン酸イソプロピル			○	10→2	1.3→1
クエン酸三エチル			○	改正なし	4.0→3
クエン酸一カリウム及びクエン酸三カリウム	クエン酸一カリウム	○		10→2	4.0→3
	クエン酸三カリウム	○		10→2	4.0→3
クエン酸カルシウム		○		20→2	4.0→3
クエン酸第一鉄ナトリウム		○		20→2	4.0→3
クエン酸鉄		○		20→2	4.0→3
クエン酸鉄アンモニウム		○		20→2	4.0→3
クエン酸三ナトリウム		○		20→2	4.0→3
グリシン		○		20→2	4.0→3
グリセリン		○		5.0→2	4.0→3
グリセリン脂肪酸エステル		○		10→2	4.0→3
グリセリン酸カルシウム		○		20→2	4.0→3
グリチルリチン酸二ナトリウム		○		30→2	4.0→3
グルコノデルタラクトン		○		20→2	4.0→3
グルコン酸		○		20→2	4.0→3
グルコン酸カリウム		○		20→2	4.0→3
グルコン酸カルシウム		○		10→2	4.0→3
グルコン酸第一鉄		○		20→2	4.0→3
グルコン酸ナトリウム			○	10→2	4.0→3
グルタミルバリングリシン			○	改正なし	1.0→0.8
レ-グルタミン酸		○		10→1	4.0→3
レ-グルタミン酸アンモニウム			○	2.0→1	2.5→1.9
レ-グルタミン酸カリウム		○		10→1	2.5→1.9
レ-グルタミン酸カルシウム		○		10→1	2.5→1.9
レ-グルタミン酸ナトリウム		○		10→1	2.5→1.9
レ-グルタミン酸マグネシウム		○		10→1	2.5→1.9
ケイ酸カルシウム			○	改正なし	4.0→3
ケイ酸マグネシウム			○	改正なし	4.0→3
コハク酸		○		20→2	4.0→3
コハク酸一ナトリウム		○		20→2	4.0→3
コハク酸二ナトリウム		○		20→2	4.0→3
コンドロイチン硫酸ナトリウム		○		40→2	4.0→3
酢酸カルシウム			○	改正なし	4.0→3
酢酸デンプン			○	改正なし	4.0→3
酢酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
酢酸ビニル樹脂		○		10→2	4.0→3
サッカリン		○		10→1	4.0→3

サッカリンカルシウム			○	改正なし	4.0→3
サッカリンナトリウム		○		10→1	4.0→3
酸化カルシウム			○	改正なし	4.0→3
酸化デンプン			○	改正なし	4.0→3
酸化マグネシウム		○		20→2	4.0→3
三酸化鉄		○		40→10	2.0→1.5
次亜硫酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
L-システイン塩酸塩		○		20→2	4.0→3
β-シチジル酸二ナトリウム		○		20→2	4.0→3
ジフェニル		○		20→2	
ジブチルヒドロキシトルエン		○		10→2	4.0→3
ジベンゾイルチアミン		○		20→2	
ジベンゾイルチアミン塩酸塩		○		20→2	
シュウ酸		○		20→2	4.0→3
臭素酸カリウム		○		10→4	4.0→3
DL-酒石酸		○		10→2	4.0→3
L-酒石酸		○		10→2	4.0→3
DL-酒石酸水素カリウム		○		20→2	4.0→3
L-酒石酸水素カリウム		○		20→2	4.0→3
DL-酒石酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
L-酒石酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
硝酸カリウム		○		20→2	4.0→3
硝酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色2号	○		20→2	4.0→3
	食用赤色2号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3
食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色102号 食用赤色104号 食用赤色105号 食用赤色106号 食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ 食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ 食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ	タール色素の製剤				4.0→3
食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色3号	○		20→2	4.0→3
	食用赤色3号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3
食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色40号		○	10→2	4.0→3
	食用赤色40号アルミニウムレーキ		○	10→5	4.0→3
食用赤色102号	食用赤色102号		○	10→2	4.0→3
食用赤色104号	食用赤色104号	○		20→2	4.0→3
食用赤色105号	食用赤色105号	○		20→2	4.0→3
食用赤色106号	食用赤色106号	○		20→2	4.0→3
食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ	食用黄色4号	○		20→2	4.0→3
	食用黄色4号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3
食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ	食用黄色5号	○		20→2	4.0→3
	食用黄色5号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3
食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ	食用緑色3号	○		20→2	4.0→3
	食用緑色3号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3
食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ	食用青色1号	○		20→2	4.0→3
	食用青色1号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3

食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ	食用青色2号	○		20→2	4.0→3
	食用青色2号アルミニウムレーキ	○		20→5	4.0→3
シヨ糖脂肪酸エステル			○	改正なし	4.0→3
シリコーン樹脂			新規	1	
水酸化カリウム	水酸化カリウム		○	10→2	4.0→3
	水酸化カリウム液		○	10→2	4.0→3
水酸化カルシウム		○		40→2	4.0→3
水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム	○		30→2	4.0→3
	水酸化ナトリウム液	○		30→2	4.0→3
水酸化マグネシウム			○	改正なし	4.0→3
スクラロース			○	改正なし	4.0→3
ステアリン酸カルシウム		○		10→2	4.0→3
ステアリン酸マグネシウム		○		20→2	
ステアロイル乳酸カルシウム		○		10→2	4.0→3
ステアロイル乳酸ナトリウム			○	改正なし	4.0→3
ソルビタン脂肪酸エステル		○		10→2	4.0→3
D-ソルビトール	D-ソルビトール	○		10→1	4.0→3
	D-ソルビトール液	○		10→1	4.0→3
ソルビン酸		○		10→2	4.0→3
ソルビン酸カリウム		○		10→2	4.0→3
ソルビン酸カルシウム			○	改正なし	4.0→3
炭酸アンモニウム		○		10→2	4.0→3
炭酸カリウム(無水)	炭酸カリウム	○		20→2	4.0→3
炭酸カリウム(無水)					
炭酸水素ナトリウム					4.0→3
炭酸ナトリウム	かんすい				4.0→3
リン酸三カリウム	(固形かんすい)				4.0→3
リン酸水素二カリウム	(液状かんすい)				2.5→1.9
リン酸二水素カリウム	(希釈粉末かんすい)				
リン酸水素二ナトリウム					
リン酸二水素ナトリウム					
リン酸三ナトリウム					
炭酸カルシウム		○		20→3	4.0→3
炭酸水素アンモニウム		○		10→2	4.0→3
炭酸水素ナトリウム		○		10→2	4.0→3
炭酸ナトリウム	炭酸ナトリウム	○		20→2	4.0→3
炭酸マグネシウム		○		30→2	4.0→3
テアベンダゾール		○		20→2	
テアミン塩酸塩		○		20→2	
テアミン硝酸塩		○		20→2	
テアミンセチル硫酸塩		○		20→2	
テアミンチオシアン酸塩		○		20→2	
テアミンナフタレン-1,5-ジスルホン酸塩		○		20→2	
テアミンラウリル硫酸塩		○		20→2	
L-テアニン		○		10→2	4.0→3
鉄クロロフィリンナトリウム					4.0→3
デヒドロ酢酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
デンブングリコール酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
銅塩類(グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)	グルコン酸銅		○	10→2	4.0→3
	硫酸銅		○	改正なし	4.0→3
銅クロロフィリンナトリウム			新規	5	4.0→3
銅クロロフィル			新規	5	4.0→3
d- α -トコフェロール		○		20→2	4.0→3
トコフェロール酢酸エステル		○		20→2	
d- α -トコフェロール酢酸エステル		○		20→2	2.0→1.5
DL-トリプトファン		○		20→2	4.0→3
L-トリプトファン		○		20→2	4.0→3
DL-トレオニン		○		20→2	4.0→3
L-トレオニン		○		20→2	4.0→3
ナイシン			○	改正なし	2.0→1.5
ナタマイシン			○	改正なし	
ナトリウムメキシド		○		25→2	4.0→3
ニコチン酸		○		20→2	

ニコチン酸アミド		○		30→2	
二酸化ケイ素	二酸化ケイ素	○		30→5	4.0→3
	微粒二酸化ケイ素	○		20→5	2.0→1.5
二酸化チタン		○		改正なし	1.3→1
乳酸		○		10→2	4.0→3
乳酸カリウム			○	改正なし	4.0→3
乳酸カルシウム		○		20→2	4.0→3
乳酸鉄		○		50→1	4.0→3
乳酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
ネオテーム			○	改正なし	4.0→3
ノルピキシナリウム ノルピキシナトリウム	水溶性アナトー	○		10→2	4.0→3
パラオキシ安息香酸イソブチル		○		10→2	4.0→3
パラオキシ安息香酸イソプロピル		○		10→2	4.0→3
パラオキシ安息香酸エチル		○		10→2	4.0→3
パラオキシ安息香酸ブチル		○		10→2	4.0→3
パラオキシ安息香酸プロピル		○		10→2	4.0→3
Ｌ-バリン		○		20→2	4.0→3
パントテン酸カルシウム		○		20→2	4.0→3
パントテン酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
ピオチン		○		10→2	2.8→2.1
Ｌ-ヒステジジン塩酸塩		○		20→2	4.0→3
ビスベンチアミン		○		20→2	
ビタミンA ビタミンA脂肪酸エステル	粉末ビタミンA	○		20→2	4.0→3
γ-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸			○	改正なし	6.7→5
ヒドロキシプロピル化リン酸架橋デンプン			○	改正なし	4.0→3
ヒドロキシプロピルセルロース			○	改正なし	
ヒドロキシプロピルデンプン			○	改正なし	4.0→3
ヒドロキシプロピルメチルセルロース		○		10→2	2.0→1.5
ピペロニルブトキシド		○		改正なし	
ヒマワリレシチン	レシチン	○		20→2	4.0→3
氷酢酸	氷酢酸	○		10→0.5	4.0→3
	酢酸	○		10→0.5	4.0→3
ピリドキシン塩酸塩		○		30→2	
ピリメタニル			○	改正なし	
ピロ亜硫酸カリウム	ピロ亜硫酸カリウム	○		10→2	4.0→3
	亜硫酸水素カリウム液	○		4.0→2	2.0→1.5
ピロ亜硫酸ナトリウム	ピロ亜硫酸ナトリウム	○		10→2	4.0→3
	亜硫酸水素ナトリウム液	○		4.0→2	2.0→1.5
ピロリン酸四カリウム		○		20→4	4.0→3
ピロリン酸二水素カルシウム		○		20→4	4.0→3
ピロリン酸二水素二ナトリウム		○		20→4	4.0→3
ピロリン酸第二鉄	ピロリン酸第二鉄	○		20→2	4.0→3
	ピロリン酸第二鉄液	○		4.0→2	0.2→0.2
ピロリン酸四ナトリウム		○		20→4	4.0→3
Ｌ-フェニルアラニン		○		20→2	4.0→3
フェロシアン化物（フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウムに限る）	フェロシアン化カリウム		新規	5	
	フェロシアン化カルシウム		新規	5	
	フェロシアン化ナトリウム		新規	5	
ブチルヒドロキシアニソール		○		10→2	4.0→3
フマル酸		○		10→2	4.0→3
フマル酸一ナトリウム		○		20→2	4.0→3
フルジオキシニル			○	改正なし	
プロピオン酸カルシウム		○		10→5	4.0→3
プロピオン酸ナトリウム		○		10→5	4.0→3
プロピレングリコール		○		10→2	4.0→3
プロピレングリコール脂肪酸エステル		○		20→2	4.0→3
没食子酸プロピル		○		20→2	4.0→3
ポリアクリル酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
ポリイソブチレン		○		10→2	4.0→3
ポリソルベート20			○	改正なし	4.0→3
ポリソルベート60			○	改正なし	4.0→3

ポリソルベート65			○	改正なし	4.0→3
ポリソルベート80			○	改正なし	4.0→3
ポリビニルピロリドン			○	改正なし	
ポリビニルポリピロリドン		○		10→2	4.0→3
ポリブテン		○		10→2	4.0→3
ポリリン酸カリウム		○		20→4	4.0→3
ポリリン酸ナトリウム		○		20→4	4.0→3
D-マンニトール		○		10→1	4.0→3
メタリン酸カリウム		○		20→4	4.0→3
メタリン酸ナトリウム		○		20→4	4.0→3
DL-メチオニン		○		20→2	4.0→3
L-メチオニン		○		20→2	4.0→3
メチルセルロース		○		20→2	4.0→3
メチルヘスペリジン		○		20→2	
モルホリン脂肪酸塩		○		20→2	4.0→3
L-リシンL-アスパラギン酸塩		○		20→2	4.0→3
L-リシン塩酸塩		○		10→2	4.0→3
L-リシンL-グルタミン酸塩		○		20→2	4.0→3
5'-リボヌクレオチドカルシウム		○		20→1	4.0→3
5'-リボヌクレオチドナトリウム		○		20→1	4.0→3
リボフラビン				新規	2
リボフラビン酪酸エステル				新規	2
リボフラビン5'-リン酸エステルナトリウム				新規	2
硫酸		○		20→2	4.0→3
硫酸アルミニウムアンモニウム		○		40→3	4.0→3
硫酸アルミニウムカリウム		○		40→5	4.0→3
硫酸アンモニウム		○		20→2	4.0→3
硫酸カリウム			○	改正なし	4.0→3
硫酸カルシウム		○		20→2	4.0→3
硫酸第一鉄		○		結晶物40→2 乾燥物60→2	4.0→3
硫酸ナトリウム		○		10→2	4.0→3
硫酸マグネシウム		○		10→2	4.0→3
DL-リンゴ酸		○		20→2	4.0→3
DL-リンゴ酸ナトリウム		○		20→2	4.0→3
リン酸		○		10→4	4.0→3
リン酸架橋デンプン			○	改正なし	4.0→3
リン酸化デンプン			○	改正なし	4.0→3
リン酸三カリウム		○		20→4	4.0→3
リン酸三カルシウム		○		20→4	4.0→3
リン酸三マグネシウム		○		30→4	4.0→3
リン酸水素二アンモニウム		○		20→4	4.0→3
リン酸二水素アンモニウム		○		20→4	4.0→3
リン酸水素二カリウム	リン酸水素二カリウム	○		20→4	4.0→3
リン酸二水素カリウム	リン酸二水素カリウム	○		20→4	4.0→3
リン酸一水素カルシウム		○		20→4	4.0→3
リン酸二水素カルシウム		○		20→4	4.0→3
リン酸水素二ナトリウム	リン酸水素二ナトリウム	○		20→4	4.0→3
リン酸二水素ナトリウム	リン酸二水素ナトリウム	○		20→4	4.0→3
リン酸一水素マグネシウム			○	改正なし	4.0→3
リン酸三ナトリウム	リン酸三ナトリウム	○		20→4	4.0→3
リン酸モノエステル化リン酸架橋デンプン			○	改正なし	4.0→3
(成分規格に対応する添加物が特定されないもの)	合成膨張剤 (一剤式合成膨張剤) (二剤式合成膨張剤) (アンモニア系合成膨張剤)				4.0→3 4.0→3 4.0→3

※ 成分規格の名称中、「A(B)」は、成分規格Aの中にBの規格が設けられていることを示す。

※ 「重金属試験法→鉛試験法」の項は空欄、「既存の鉛試験法」の項に○となっているものの中には、現在、「重金属」及び「鉛」の規格が設定されており、今回の改正に伴い、「重金属」の規格を削除し、「鉛」の試験法を改正した場合も含まれる。

2. 既存添加物

L-アスパラギン		○		20→2	4.0→3
L-アスパラギン酸		○		20→2	4.0→3

5'-アデニル酸		○		10→2	4.0→3
L-アラニン	L-アラニン	○		20→2	4.0→3
	L-アラニン液	○		20→2	4.0→3
アラビアガム			○	改正なし	4.0→3
L-アラビノース			○	10→2	4.0→3
L-アルギニン		○		20→2	4.0→3
アルギン酸			○	10→5	4.0→3
イノシトール	myo-イノシトール	○		25→2	2.0→1.5
ウコン色素			○	10→2	4.0→3
カオリン		○		10→5	4.0→3
活性炭			○	10→5	4.0→3
活性白土			○	改正なし	4.0→3
ガティガム			○	10→2	4.0→3
カードラン			○	改正なし	4.0→3
カラギナン	加工ユーケマ藻類		○	改正なし	4.0→3
	精製カラギナン		○	改正なし	4.0→3
カラメル I			○	改正なし	1.0→0.8
カラメル II			○	改正なし	1.0→0.8
カラメル III			○	改正なし	1.0→0.8
カラメル IV			○	改正なし	1.0→0.8
カラヤガム			○	10→2	4.0→3
カルナウバロウ			○	10→2	4.0→3
カロブビーンガム			○	改正なし	4.0→3
カンデリラロウ			○	10→2	4.0→3
カンゾウ抽出物	カンゾウ抽出物 (粗製物) (精製物)	○ ○		改正なし	2.0→1.5 2.0→1.5
キサントガム			○	改正なし	4.0→3
D-キシロース		○		10→2	4.0→3
キラヤ抽出物			○	5.0→2	2.6→2
グァーガム			○	改正なし	4.0→3
クチナシ青色素			○	8.0→2	4.0→3
クチナシ赤色素			○	8.0→2	4.0→3
クチナシ黄色素			○	改正なし	4.0→3
α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	○		10→1	2.0→1
L-グルタミン		○		20→2	4.0→3
クロロフィル			○	10→5	4.0→3
ケイソウ土			○	改正なし	10→7.5
酵素処理イソクエルシトリン			○	5.0→2	2.0→1.5
酵素処理ヘスペリジン			○	10→2	2.0→1.5
酵素分解レシチン			○	10→2	4.0→3
酵母細胞壁			○	5.0→2	2.0→1.5
コチニール色素			○	10→2	4.0→3
骨炭			○	10→5	4.0→3
サイリウムシードガム			○	10→2	4.0→3
酸性白土			○	改正なし	4.0→3
シエラック	シエラック (白シエラック) (精製シエラック)	○ ○		10→2 10→2	2.0→1.5 2.0→1.5
ジェランガム			○	改正なし	4.0→3
シクロデキストリン	α-シクロデキストリン		○	改正なし	1.3→1
	β-シクロデキストリン		○	改正なし	1.3→1
	γ-シクロデキストリン		○	改正なし	1.3→1
L-システイン		○		20→2	4.0→3
5'-シチジル酸		○		10→2	4.0→3
焼成カルシウム	貝殻焼成カルシウム	○		10→2	4.0→3
	卵殻焼成カルシウム	○		10→2	4.0→3
植物レシチン 分別レシチン 卵黄レシチン	レシチン	○		20→2	4.0→3
しらこたん白質抽出物			○	5.0→2	4.0→3
ステビア抽出物	ステビア抽出物		○	2.0→1	2.0→1
スピルリナ色素			○	8.0→2	4.0→3

Ｌ-セリン		○		20→2	4.0→3
粗製海水塩化マグネシウム		○		20→2	4.0→3
タウマチン			○	10→3	4.0→3
タウリン(抽出物)		○		20→2	4.0→3
タマリンドシードガム			○	10→2	4.0→3
タラガム			○	改正なし	4.0→3
タルク			○	10→2	4.0→3
タンニン	植物タンニン		○	10→2	4.0→3
Ｌ-チロシン		○		20→2	4.0→3
ツヤプリシン(抽出物)		○		20→2	4.0→3
デキストラン			○	10→2	4.0→3
デュナリエラカロテン			○	10→5	4.0→3
トウガラシ色素			○	10→2	4.0→3
トコリエノール		○		20→2	2.0→1.5
d- α -トコフェロール		○		20→2	4.0→3
d- γ -トコフェロール		○		20→2	4.0→3
d- δ -トコフェロール		○		20→2	4.0→3
トマト色素			○	8.0→1	4.0→3
トラガントガム			○	10→2	4.0→3
トリプシン			○	改正なし	4.0→3
納豆菌ガム			○	10→2	4.0→3
ナリンジン			○	5.0→2	2.0→1.5
ニンジンカロテン			○	10→5	4.0→3
ババイン			○	改正なし	4.0→3
パーム油カロテン			○	10→5	4.0→3
パーライト			○	改正なし	4.0→3
パラフィンワックス			○	改正なし	2.0→1.5
微結晶セルロース		○		10→2	4.0→3
微小繊維状セルロース			○	改正なし	2.0→1.5
Ｌ-ヒスチジン		○		20→2	4.0→3
ビートレッド			○	10→2	4.0→3
Ｌ-ヒドロキシプロリン		○		20→2	4.0→3
フクロノリ抽出物			○	10→2	4.0→3
ブドウ果皮色素			○	10→2	4.0→3
プルラン			○	2.0→1	2.0→1.5
ブロメライン			○	改正なし	4.0→3
Ｌ-プロリン	Ｌ-プロリン	○		20→2	4.0→3
	Ｌ-プロリン液	○		20→2	4.0→3
粉末セルロース		○		10→2	4.0→3
ヘキサシ			新規	1	
ペクチン			○	改正なし	4.0→3
ペタイン		○		5.0→2	4.0→3
ベニコウジ色素			○	10→2	4.0→3
ベニバナ赤色素			○	10→5	4.0→3
ベニバナ黄色素			○	10→5	4.0→3
ペプシン			○	改正なし	4.0→3
ヘマトコッカス藻色素			○	8.0→5	4.0→3
ヘム鉄		○		20→2	4.0→3
ベントナイト			○	改正なし	4.0→3
ϵ -ポリリシン		○		10→2	4.0→3
マイクロクリスタリンワックス			○	改正なし	2.0→1.5
マクロホモブシスガム			○	5.0→2	4.0→3
マリーゴールド色素			○	10→3	4.0→3
ミックストコフェロール		○		20→2	4.0→3
ミツロウ			○	10→2	4.0→3
ムラサキイモ色素			○	8.0→2	4.0→3
ムラサキウモロコシ色素			○	改正なし	4.0→3
メナキノン(抽出物)		○		20→2	2.0→1.5
ヤマモモ抽出物			○	5.0→2	2.0→1.5
ユッカフォーム抽出物		○		20→2	2.0→1.5
ラカンカ抽出物		○		10→1	1.0→0.8
ラック色素			○	8.0→5	4.0→3
ラノリン		○		20→2	4.0→3

ラムザンガム			○	5.0→2	4.0→3
L-リシン	L-リシン	○		20→2	4.0→3
	L-リシン液	○		20→2	4.0→3
リゾチーム			○	改正なし	4.0→3
D-リボース			○	10→2	4.0→3
流動パラフィン			新規	1	4.0→3
ルチン酵素分解物			○	5.0→2	4.0→3
ルチン	エンジュ抽出物		○	5.0→2	4.0→3
L-ロイシン		○		20→2	4.0→3

※ 成分規格の名称中、「A(B)」は、成分規格Aの中にBの規格が設けられていることを示す。

3. 一般飲食物添加物

アカキャベツ色素			○	8.0→2	4.0→3
カゼイン		○		20→2	
ブラックカーラント色素			○	10→2	4.0→3

2-3. 第9版食品添加物公定書の作成に伴う規格基準の改正について (成分規格の改正)(2-2. 及び香料に係るものを除く)

既取載品目の成分規格の改正について示す。なお、2-2に記載した鉛試験法及びヒ素試験法に係るものは除く。
また、微生物限度試験については、国際整合性を考慮し、JECFAとの整合を図る観点から、一般試験法に真菌数試験、大腸菌群試験及びサルモネラ試験の追加を行うとともに規格を設定した。なお、以下の改正については本表には記載しない。なお、生菌数、真菌数、大腸菌、サルモネラ規格規格の設定については本表には記載しない。

- ・学名の付記を行うもの
- ・通則中の原子量の見直し及び訂正、用語及び用例の統一を行うもの
- ・試験の記載場所の移動を行うもの
- ・試験・試液等について原則JISに基づく名称に変更するもの
- ・色の表現の変更を行うもの 紅色→赤色(原案作成要領案に基づく修正。紅色等の色をものにより例示する表現は、原則として用いない。)
- ・乾燥減量、強熱残分の規格値の有効数字の変更(小数点第一位まで)を行うもの

添加物の名称	成分規格の名称 (添加物の名称と異なる場合に記載)	改正の内容	
		項目	内容

1. 指定添加物

亜鉛塩類 (グルコン酸亜鉛及び硫酸亜鉛に限る。)	グルコン酸亜鉛 硫酸亜鉛	CAS番号 含量	変更 98.0%以上→98.0%~102.2%
アスパラギナーゼ		定義	従来の製剤形態も含めた定義に変更*1 「食品(賦形、粉末化、希釈、安定化、保存又は力価調整の目的に限る。)又は添加物(賦形、粉末化、希釈、安定化、保存、pH調整又は力価調整の目的に限る。)を含むことがある。」
L-アスパラギン酸ナトリウム		比旋光度	試験法の変更
アスパルテーム		純度試験	試験法の変更
アセチル化アジピン酸架橋テンパン		純度試験	試験法の変更
アセチル化酸化テンパン		純度試験	試験法の変更
アセチル化リン酸架橋テンパン		純度試験	試験法の変更
L-アルギニンL-グルタミン酸塩		比旋光度	試験法の変更
アルギン酸アンモニウム		微生物限度	適合性試験を除く*2
アルギン酸カリウム		微生物限度	適合性試験を除く*2
アルギン酸カルシウム		微生物限度	適合性試験を除く*2
アルギン酸ナトリウム		微生物限度	設定
アルギン酸プロピレングリコールエステル		微生物限度	設定
イソプロバノール		純度試験 水分	試験法の追加 試験法の追加
L-イソロイシン		比旋光度、 純度試験	試験法の変更 試験法の変更
エステルガム		純度試験	「酸価」の横の「8.0以下」を削除*3
エリソルビン酸		IUPAC名	修正
エリソルビン酸ナトリウム		CAS番号	CAS番号の修正
塩化カリウム		純度試験	試験法の記載の変更
塩化カルシウム		純度試験	試験法の変更
塩化マグネシウム		含量 純度試験	含量の上限を設定、 カルシウムの限度値を設定 試験法の変更
オクタン酸		水分	試験法の追加
オルトフェニルフェノール 及びオルトフェニルフェノールナトリウム	オルトフェニルフェノールナトリウム	純度試験	試験法の変更
カゼインナトリウム		純度試験	脂肪:1.5%以下→2.0%以下*4
クエン酸		純度試験	多環芳香族炭化水素の項目の削除*5
クエン酸イソプロピル		確認試験	試験法の変更
クエン酸カルシウム		CAS番号、純度 試験	CAS番号の変更、試験法の変更
クエン酸第一鉄ナトリウム		性状	味の記載を削除*6
グルコン酸第一鉄		純度試験	試験法の記載の変更
L-グルタミン酸		純度試験	試験法の変更
L-グルタミン酸ナトリウム		比旋光度	試験法の変更
酢酸カルシウム		純度試験	試験法の記載の変更
酢酸ビニル樹脂		純度試験	試験法の記載の変更
酸化マグネシウム		純度試験	試験法の変更
次亜塩素酸水		定義	塩酸→適切な濃度の塩酸
L-システイン塩酸塩		比旋光度	試験法の変更

食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色2号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素
	食用赤色2号アルミニウムレーキ	確認試験、純度試験	定義の修正 色調削除、他の色素レーキ→削除 ^{※7}
食用赤色2号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ 食用赤色102号 食用赤色104号 食用赤色105号 食用赤色106号 食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ 食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ 食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ 食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ	タール色素の製剤	確認試験、純度試験	試験法の変更
食用赤色3号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色3号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素、未反応原料及び反応中間体の項目の追加及び削除 ^{※7}
	食用赤色3号アルミニウムレーキ	性状 確認試験 純度試験	定義の修正 色の表現を変更 色調削除 他の色素レーキ→削除 ^{※7}
食用赤色40号及びそのアルミニウムレーキ	食用赤色40号	性状、 確認試験	色の表現を変更 色調削除
	食用赤色40号アルミニウムレーキ	性状 確認試験 純度試験	定義の修正 色の表現を変更 色調削除 副成色素、未反応原料及び反応中間体の項目の削除 ^{※7}
食用赤色102号	食用赤色102号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素
食用赤色104号	食用赤色104号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素、未反応原料及び反応中間体の項目の追加
食用赤色105号	食用赤色105号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素、未反応原料及び反応中間体の項目の追加
食用赤色106号	食用赤色106号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素、未反応原料及び反応中間体の項目の追加
食用黄色4号及びそのアルミニウムレーキ	食用黄色4号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素
	食用黄色4号アルミニウムレーキ	性状 確認試験 純度試験	定義の修正 色の表現を変更 色調削除 他の色素レーキ→削除 ^{※7}
食用黄色5号及びそのアルミニウムレーキ	食用黄色5号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 スダンI 追加
	食用黄色5号アルミニウムレーキ	性状 確認試験 純度試験	定義の修正 色の表現を変更 色調削除 副成色素の削除 ^{※7}
食用緑色3号及びそのアルミニウムレーキ	食用緑色3号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素、未反応原料及び反応中間体、色素前駆体(ロイコ体)の項目の追加
	食用緑色3号アルミニウムレーキ	確認試験 純度試験	定義の修正 色調削除 他の色素レーキ→削除 ^{※7}

食用青色1号及びそのアルミニウムレーキ	食用青色1号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→副成色素、未反応原料及び反応中間体、色素前駆体(ロイコ体)の項目の追加
	食用青色1号アルミニウムレーキ	性状 確認試験 純度試験	定義の修正 色の表現を変更 色調削除 他の色素レーキ→削除 ^{*7}
食用青色2号及びそのアルミニウムレーキ	食用青色2号	性状 確認試験 純度試験	色の表現を変更 色調削除 他の色素→異性体、副成色素、未反応原料及び反応中間体の項目の追加
	食用青色2号アルミニウムレーキ	性状 確認試験 純度試験	定義の修正 色の表現を変更 色調削除 他の色素レーキ→削除 ^{*7}
シヨ糖脂脂肪酸エステル		純度試験	試験法の変更
シリコーン樹脂		屈折率、純度 試験	試験法の変更
水酸化カリウム	水酸化カリウム 水酸化カリウム液	純度試験	試験法の変更
水酸化カルシウム		純度試験	試験法の変更
水酸化ナトリウム	水酸化ナトリウム 水酸化ナトリウム液	純度試験	試験法の変更
スクラロース		構造式	修正
ソルビタン脂肪酸エステル		純度試験	試験法の変更
炭酸カルシウム		純度試験	試験法の変更
デヒドロ酢酸ナトリウム		CAS番号 純度試験	CAS番号の変更 デヒドロ酢酸の項目を確認試験に移動
銅塩類(グルコン酸銅及び硫酸銅に限る。)	グルコン酸銅	純度試験	試験法の変更
	硫酸銅	純度試験	試験法の変更
レートレオニン		pH	試験法の変更
ナイシン		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
二酸化ケイ素	二酸化ケイ素	純度試験	試験法の記載の変更
	微粒二酸化ケイ素	純度試験	試験法の記載の変更
二酸化チタン		含量 純度試験 定量法	酸化アルミニウム及び二酸化ケイ素を除外 酸化アルミニウム及び二酸化ケイ素の項目を追加 試験法の変更
ノルピキシンカリウム ノルピキシンナトリウム	水溶性アナトー	確認試験、定 量法	試験法の変更
パラオキシ安息香酸イソブチル		確認試験等	試験法の記載の変更
L-バリン		比旋光度	試験法の変更
バントテン酸ナトリウム		pH	規格値の変更 9.0~10.0→8.5~10.0 ^{*8}
L-ヒステジン塩酸塩		比旋光度	試験法の変更
ビタミンA ビタミンA脂肪酸エステル	ビタミンA油	純度試験	試験法の記載の変更
ビタミンA脂肪酸エステル	ビタミンA脂肪酸エステル	純度試験	試験法の記載の変更
ピペロニルブチド		性状	淡黄～淡褐色→無～淡褐色
ピロ亜硫酸ナトリウム	ピロ亜硫酸ナトリウム	英名	追加
L-フェニルアラニン		純度試験	試験法の変更
フェロシアン化物(フェロシアン化カリウム、フェロシアン化カルシウム及びフェロシアン化ナトリウムに限る)	フェロシアン化カリウム	純度試験	試験法の変更
	フェロシアン化カルシウム	純度試験	試験法の変更
	フェロシアン化ナトリウム	純度試験	試験法の変更
プロピレングリコール脂肪酸エステル		性状	記載の変更
ポリアクリル酸ナトリウム		純度試験	試験法の記載の変更
ポリイソブチレン		純度試験	試験法の記載の変更
L-メチオニン		比旋光度	試験法の変更
		pH	試験法の変更
L-リシン塩酸塩		比旋光度	試験法の変更
		pH	試験法の変更
L-リシンL-グルタミン酸塩		比旋光度	試験法の変更
DL-リンゴ酸ナトリウム		乾燥減量	試験法の変更
リン酸水素二アンモニウム		性状	「においがいいか又は」を追加

2. 既存添加物

アラビアガム		性状 微生物限度	においがいい→においがいいか又はわずかににおいが ある。 適合性試験を除く ^{*2}
L-アルギニン		pH、純度試験	試験法の変更

アルギン酸		微生物限度 定量法	適合性試験を除く ^{*2} 試験法の変更
イノシトール	myo-イノシトール	定量法	試験法の変更
カオリン		純度試験	試験法の記載の変更
活性白土		純度試験	試験法の記載の変更
ガティガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
カードラン		構造式 微生物限度	修正 適合性試験を除く ^{*2}
カラギナン	加工ユーケマ藻類	微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
	精製カラギナン	微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
カラメルⅠ		英名	変更
カラメルⅡ		英名	変更
カラメルⅢ		英名 純度試験	変更 試験法の変更
カラメルⅣ		英名	変更
カラヤガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
カロブビーンガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
カンゾウ抽出物	(粗製物)	確認試験、pH、 定量法	試験法の変更
	(精製物)	確認試験、pH、 定量法	試験法の変更
キサンタンガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
グァーガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	α-グルコシルトランスフェラーゼ処理ステビア	確認試験、定 量法	試験法の変更
酵素分解レシチン		純度試験	試験法の記載の変更
酵母細胞壁		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
サイリウムシードガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
シアノコバラミン		純度試験	ブノイドシアノコバラミン→類縁物質として規定
ジェランガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
シクロデキストリン	α-シクロデキストリン	確認試験、乾 燥減量	試験法の変更
	β-シクロデキストリン	確認試験、乾 燥減量	試験法の変更
	γ-シクロデキストリン	確認試験、乾 燥減量	試験法の変更
焼成カルシウム	貝殻焼成カルシウム	純度試験	試験法の変更
	卵殻焼成カルシウム	純度試験	試験法の変更
ステビア抽出物	ステビア抽出物	別名 定量法	4種削除 試験法の変更
タウマチン		純度試験	試験法の変更
タマリンドシードガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
タラガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
ツヤブリシン(抽出物)		強熱残分	試験法の変更
デキストラン		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
トラガントガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
トリプシン		確認試験	設定
納豆菌ガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
ババイン		確認試験	試験法の変更
微小繊維状セルロース		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
レヒステジン		定量法	試験法の記載の変更
フクロノリ抽出物		粘度 微生物限度	試験法の変更 適合性試験を除く ^{*2}
ブルラン		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
プロメライン		確認試験	試験法の変更
ペクチン		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
ペタイン		定量法	試験法の記載の変更
ペプシン		確認試験	試験法の変更
マクロホモブシスガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
ミツロウ		純度試験	試験法の変更
ムラサキトウモロコシ色素		定義	又は雌穂 を追記
ヤマモモ抽出物		構造式 分子式 化学名	水和物を削除
ラムザンガム		微生物限度	適合性試験を除く ^{*2}
リゾチーム		確認試験 微生物限度	試験法の変更 設定
ルチン	エンジュ抽出物	化学名	修正

L-ロイシン		純度試験	試験法の変更
--------	--	------	--------

3. 一般飲食物添加物

カゼイン		純度試験	試験法の変更、脂肪:1.5%→2.0%以下 ^{※4}
------	--	------	-------------------------------------

参考

※1: 添加物原体だけでなく、添加物製剤として規格を設定することにより、流通実態に即した規格を設定したもの。

※2: 品目ごとに主な流通製品を対象とし、予め国立医薬品食品衛生研究所からの委託研究により検証が行われた結果、すべての品目で適合性が確認されたことから、微生物限度試験の適合性試験を除外することとしたもの。なお、ナイシンについては、指定の際に、「発育阻止物質の確認試験を除く。」と規定されたが、用語統一のため、「試験法の適合性試験を除く。」と修正した。

※3: 酸価の右側の「8.0以下」を削除したものであるが、既に各エステルガム(グリセリン系エステルガム、ペンタエリスリトール系エステルガム、メタノール系エステルガム)に対する酸価が規定されているが、現行の記載では分かりづらいため削除したものであり、規格値に変更を行ったものではない。

※4: 試験法の改正を行うとともに、CODEXの規格との整合性を図ったもの。

※5: かつては化学合成により製造されていたが、近年では、酵素を用いた発酵法により製造されることから、化学合成法による不純物規格である多環芳香族炭化水素の項目を削除した。

※6: クエン酸第一鉄ナトリウムが「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」に基づく劇薬に指定されていることから、試験担当者の試験負担軽減のために削除した。

※7: タール色素レーキの原料として当該タール色素の成分規格に適合するものを用いるよう定義を修正したことから、「他の色素レーキ」等の項目は不要と考えたため。

※8: 「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和35年法律第145号)」に基づき、既に承認されている医薬品及び指定医薬部外品に含まれる/アントテン酸ナトリウムの規格の実態を考慮したため。

2-4. 第9版食品添加物公定書の作成に伴う規格基準の改正について (香料)

JECFAとの整合性を図る観点から、以下の点について改正を行っている。なお、凝固点、ハロゲン化物、重金属、ヒ素、乾燥減量及び乾燥減量の各試験項目はJECFAで設定されていないこと、溶状、アルカリ不溶物、エステル価の各試験項目については、ガスクロマトグラフィーによる含量測定、IRIによる確認試験及び融点の各規定で品質が確保されることから、不要と考え、削除したものである。また、比重は試験法の条件(d20/20からd25/25へ変更)を伴っている。

- (1) 定量法の改正
- (2) 屈折率の規格値の改正
- (3) 比重の試験法の改正及びそれに伴う規格値の改正又は規格の追加
- (4) 遊離酸一酸価の改正
- (5) 溶状、凝固点、ハロゲン化物、重金属、ヒ素、乾燥減量、強熱残分の項目の削除
- (6) その他の改正

添加物(香料)の名称	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)項目の削除					(6)その他
	定量法	屈折率	比重	遊離酸一酸価	溶状	凝固点	ハロゲン化物	重金属・ヒ素	乾燥減量・強熱残分	
アセト酢酸エチル	○		○	○	○					含量(98.0~102.0%以上→97.5以上)
アセトフェノン	○	○	○		○	○	○			
アニスアルデヒド	○		○		○					確認試験の変更
α-アミルシンナムアルデヒド	○	○	○		○				○	含量(98.0%以上→97.0%)、酸価(1.0以下→5.0以下)
アントラニル酸メチル	○	○	○		○	○				確認試験の変更
イソイゲノール	○		○		○					含量(99.0vol以上→98.5%以上)
イソ吉草酸イソアミル	○		○		○					確認試験の変更、酸価(1.0以下→2.0以下)
イソ吉草酸エチル	○	○	○		○					確認試験の変更、酸価(1.0以下→2.0以下)
イソチオシアン酸アリル		○	○							確認試験の変更
γ-ウンデカラクトン	○	○	○		○					
エチルバニリン	○				○			○	○	
オイゲノール	○	○	○		○					
オクタナール	○		○		○					
オクタン酸エチル	○		○		○					
ギ酸イソアミル	○	○	○		○					含量(95.0%以上→92.0%以上)、酸価(1.0以下→3.0以下)
ギ酸シトロネリル	○	○	○		○					含量(86.0%以上→90.0%以上)、確認試験の変更、酸価(1.0以下→3.0以下)
ケイ皮酸	○				○			○	○	含量(99.0%以上→98.0%以上)、確認試験の変更、融点(132~135°C→132°C以上)
ケイ皮酸エチル	○	○	○		○					CAS番号の変更、確認試験の変更
ケイ皮酸メチル	○				○	○				CAS番号の変更、確認試験の変更、融点の追加
ゲラニオール	○									※定量法(香料試験法の改正)
酢酸イソアミル	○	○	○		○					含量(98.0%以上→95.0%以上)、確認試験の変更
酢酸シクロヘキシル	○	○	○		○					確認試験の変更
酢酸シトロネリル	○	○	○		○					含量(95.0%以上→92.0%以上)、確認試験の変更
酢酸シナミル	○	○	○		○					確認試験の変更、酸価(1.0以下→3.0以下)
酢酸テルピニル										確認試験の変更
酢酸フェネチル	○	○	○		○					確認試験の変更
酢酸ブチル	○	○	○		○					確認試験の変更、酸価(1.0以下→2.0以下)
酢酸ベンジル	○	○	○		○		○			
酢酸/ーメンチル	○	○	○		○					確認試験の変更、旋光度(-70~-75°→-69°以下)
酢酸リナリル	○	○	○		○					含量(90.0%以上→95.0%以上)
サリチル酸メチル	○	○	○		○					酸価(0.5以下→2.0以下)
シクロヘキシルプロピオン酸アリル	○		○		○					酸価(1.0以下→5.0以下)

メントール	○							○	含量(98.0%以上→95.0%以上)、確認試験の変更、チモール項目削除、比旋光度、融点の変更
酪酸	○	○	○						含量(98.0%以上→99.0%以上)、確認試験の変更、硫酸塩項目削除
酪酸イソアミル	○		○		○				確認試験の変更
酪酸エチル	○	○	○		○				確認試験の変更
酪酸シクロヘキシル	○	○	○		○				確認試験の変更
酪酸ブチル	○		○		○				確認試験の変更
リナロール	○		○		○			○	含量(92.0%以上→95.0%以上)、酸価・エステル価項目削除

6 月 26 日 食品衛生分科会

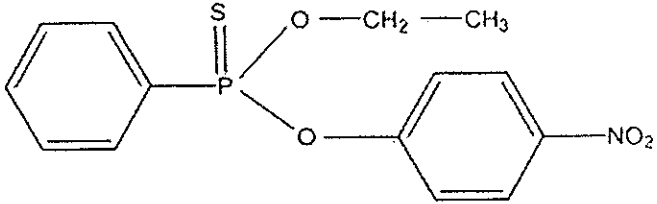
報告事項に関する資料

(2) 報告事項

① 食品中の農薬等の残留基準の設定について

- ・ EPN（急性参照用量を考慮した基準値の見直し） . . . 58～61
- ・ イソキサチオン（暫定基準の見直し+魚介類の基準値設定） . 62～67
- ・ オキシテトラサイクリン（適用拡大申請） . . . 68～73
- ・ グリホサート（暫定基準の見直し+適用拡大申請+インポート
トレランス申請） . . . 74～83
- ・ クレトジム（暫定基準の見直し+インポートトレランス申請） 84～90
- ・ スピネトラム（適用拡大申請） . . . 91～98
- ・ ピリダリル（適用拡大申請） . . . 99～103
- ・ フィプロニル（暫定基準の見直し） . . . 104～110
- ・ ブプロフェジン（適用拡大申請+インポートトレランス申請） 111～116
- ・ フルトラニル（適用拡大申請） . . . 117～122

EPN (EPN)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	急性参照用量 (ARFD) を考慮した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。コリンエステラーゼと結合することで酵素活性を低下させ、正常な神経伝達機能を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物/適用病害虫等	稲/コメイチャ第1世代 等										
我が国の登録状況	農薬：稲、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.0014 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 : 0.14 mg/kg 体重/day 安全係数 : 100</p> <p>評価に供された遺伝毒性試験の <i>in vitro</i> 試験の一部で陽性の結果が得られたが、小核試験をはじめ <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたので、EPN は生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARFD : 0.0066 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性神経毒性試験 (ラット・強制経口) 最小毒性量 : 2 mg/kg 体重 安全係数 : 300 (最小毒性量を用いたことによる追加係数 : 3)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質 : EPN とする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="582 1736 1404 1960"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>48.7</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>72.1</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>29.0</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>58.0</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^注。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	48.7	幼小児 (1~6歳)	72.1	妊婦	29.0	高齢者 (65歳以上)	58.0
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	48.7										
幼小児 (1~6歳)	72.1										
妊婦	29.0										
高齢者 (65歳以上)	58.0										

	注) 基準値案又は最高残留濃度(HR)を用い、平成17～19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。
意見聴取の状況	平成29年6月1日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定
答申案	別紙2のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.02	0.02	○			<0.005, <0.005
小麦		0.2				
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.005, 0.009(\$)
キャベツ	0.1	0.1	○			0.017, 0.021
カリフラワー	0.02	0.02	○			<0.005(n=4)
ブロッコリー	0.1	0.1	○			<0.005-0.031(\$)(n=4)
ねぎ(リーキを含む。)	0.1	0.1	○			<0.005, <0.008, 0.018(\$)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2	0.2	○			<0.005-0.064(\$)(n=4)
すいか	0.02	0.02	○			<0.004, <0.004
メロン類果実		0.02				
しょうが	0.1	0.1	○			<0.005-0.024(\$)(n=4)
魚介類	0.3	0.3				推:0.28

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

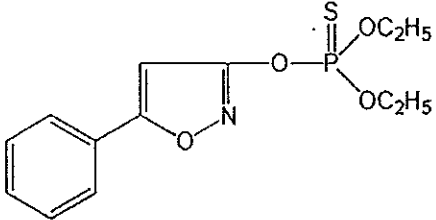
答申(案)

(別紙2)

EPN

食品名	残留基準値 ppm
米(玄米をいう。)	0.02
かんしょ	0.05
キャベツ	0.1
カリフラワー	0.02
ブロッコリー	0.1
ねぎ(リーキを含む。)	0.1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.2
すいか	0.02
しょうが	0.1
魚介類	0.3

イソキサチオン (Isoxathion)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	魚介類への基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。										
構造式											
用途	農薬／殺虫剤										
作用機構	有機リン系殺虫剤である。コリンエステラーゼ (ChE) と結合することで酵素活性を低下させ、正常な神経伝達機能を阻害することにより殺虫効果を示すと考えられている。										
適用作物／適用病害虫等	だいこん／ネキリムシ類 等										
我が国の登録状況	農薬：だいこん、キャベツ等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、いずれの国及び地域においても基準値が設定されていない。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.002 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性試験 (イヌ・混餌) 13日間 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 0.2 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 0.003 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] ChE 活性阻害試験 (ヒト・経口) 無毒性量 0.03 mg/kg 体重/day 安全係数 10 (ヒトの試験であるため種差: 1、個体差: 10)</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：イソキサチオンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価</p> <p>TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="555 1709 1409 1937"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>36.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>60.8</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.7</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>45.3</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI: 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p> <p>各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	36.8	幼小児 (1~6歳)	60.8	妊婦	24.7	高齢者 (65歳以上)	45.3
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	36.8										
幼小児 (1~6歳)	60.8										
妊婦	24.7										
高齢者 (65歳以上)	45.3										

	注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。
意見聴取の状況	平成 29 年 4 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし	0.03	0.02	○			<0.008,<0.008(干実)
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆	0.02	0.05	○			<0.004,0.004
小豆類	0.02	0.05	○			<0.003,<0.003(いんげん)
えんどう	0.02	0.05	○			(いんげん参照)
そら豆	0.02	0.05	○			(いんげん参照)
らっかせい	0.02	0.05	○			<0.004(#),<0.004(#)
その他の豆類	0.02	0.05	○			(いんげん参照)
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	0.05	○			<0.005,0.007
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにゃくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
さとうきび	0.03	0.05	○			<0.006(#),<0.006(#)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.003,<0.003(\$)(はつかだいこんにつ いて、だいこん(根部)の残留値の5倍に て緊急登録(農林水産省からの理由書 による要請))
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1	0.1	○			0.02,0.02
かぶ類の根	0.05	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
かぶ類の葉	0.05	0.1	○			<0.01(#),<0.01(#)
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい	0.03	0.1	○			<0.005(#),0.007(\$)(#)
キャベツ	0.02	0.1	○			0.005,0.005
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー	0.02	0.1	○			<0.005(#),<0.005(#)
その他のあぶらな科野菜	0.1	0.1	○			(なばなについて、だいこん(葉部)の残 留値にて緊急登録(農林水産省からの 理由書による要請))
ごぼう	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ	0.02	0.1	○			<0.005,<0.005
しゅんぎく	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	0.1	0.1	○			0.008(#),0.014(\$)(#)
その他のきく科野菜	0.1	0.1	○			0.01,0.02(もりあざみ)
たまねぎ	0.01	0.1	○			<0.002,<0.002
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	0.1	○			<0.01,<0.01
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ	0.05	0.1	○			(ねぎ参照)
その他のゆり科野菜		0.1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
にんじん パースニップ パセリ セロリ みつば その他のせり科野菜	0.05	0.1	○			<0.005,0.01(\$)
トマト ピーマン なす その他のなす科野菜	0.01 0.02	0.1	○			<0.002(#),<0.002(#) <0.003,<0.003
きゅうり(ガーキンを含む。) かぼちゃ(スカッシュを含む。) しろうり すいか メロン類果実 まくわり その他のうり科野菜	0.01 0.01 0.01	0.1	○			<0.002(#),<0.002(#) <0.001,<0.001 <0.001,<0.001
ほうれんそう たけのこ オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	0.05 0.2 0.02 0.1	0.1	○			<0.01,<0.01 <0.03,<0.03 <0.003-<0.01(n=4) <0.01,0.02
マッシュルーム しいたけ その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02(ほうきぎ)
みかん なつみかんの果実全体 レモン オレンジ(ネーブルオレンジを含む。) グレープフルーツ ライム その他のかんきつ類果実	0.02	0.2	○			0.003,0.003(#)
りんご 日本なし 西洋なし マルメロ びわ	0.02	0.2	○			<0.005,<0.005
もも ネクタリン あんず(アプリコットを含む。) すもも(プルーンを含む。) うめ おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご ラズベリー ブラックベリー ブルーベリー クランベリー ハuckleベリー その他のベリー類果実	0.2	0.2	○			<0.02(#),0.048(\$)(#)
ぶどう かき		0.2				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
バナナ キウイ パパイヤ アボカド パイナップル グアバ マンゴー パッションフルーツ なつめやし						
その他の果実						
ひまわりの種子 ごまの種子 べにばなの種子 綿実 なたね その他のオイルシード	0.1		○			<0.02,<0.02(えごま(種子))
ぎんなん くり ペカン アーモンド くるみ その他のナッツ類						
茶	0.5		○			0.170,0.190(荒茶)
その他のスパイス	10		○			4.71,5.28(みかん(果皮))
その他のハーブ	0.05		○			(ねぎ参照)
魚介類	0.2		申			推:0.11

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

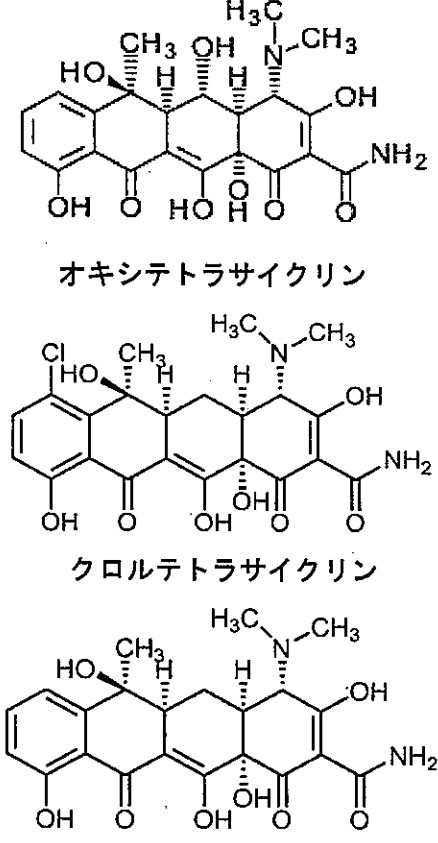
(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

インキサチオン

食品名	残留基準値 ppm	
とうもろこし	0.03	
大豆	0.02	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
小豆類 ^{注1)}	0.02	豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及
えんどう	0.02	びレンズを含む。
そら豆	0.02	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小
らっかせい	0.02	豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス
その他の豆類 ^{注2)}	0.02	以外のものをいう。
さといも類(やつがしらを含む。)	0.03	
さとうきび	0.03	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.1	野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
かぶ類の根	0.05	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
かぶ類の葉	0.05	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつ
はくさい	0.03	な、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコ
キャベツ	0.02	リー及びハーブ以外のものをいう。
ブロッコリー	0.02	
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	0.1	
ごぼう	0.02	
エンダイブ	0.02	注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、
しゅんぎく	0.05	ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコ
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.1	リ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外
その他のきく科野菜 ^{注4)}	0.1	のものをいう。
たまねぎ	0.01	
ねぎ(リーキを含む。)	0.05	
わけぎ	0.05	
にんじん	0.05	
トマト	0.01	
なす	0.02	注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.01	てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.01	菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
すいか	0.01	野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
ほうれんそう	0.05	未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
未成熟えんどう	0.2	こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
未成熟いんげん	0.02	注6)「その他のオイルシード」とは、オイルシード
えだまめ	0.1	のうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの
その他の野菜 ^{注5)}	0.1	種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
みかん	0.02	
りんご	0.02	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西
いちご	0.2	洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パ
その他のオイルシード ^{注6)}	0.1	プrika、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、
茶	0.5	ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注7)}	10	注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレ
その他のハーブ ^{注8)}	0.05	ソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及
魚介類	0.2	びセロリの葉以外のものをいう。

オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン
(Oxytetracycline, Chlortetracycline, Tetracycline)

審議の対象	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	 <p>オキシテトラサイクリン</p> <p>クロルテトラサイクリン</p> <p>テトラサイクリン</p>
用途	農薬、動物用医薬品及び飼料添加物／殺菌剤、抗菌性物質
作用機構	テトラサイクリン系の抗生物質である。細菌のリボソーム 30S サブユニットに結合してタンパク質合成を阻害することにより、殺菌作用を示すと考えられている。
適用作物／適用病害虫名	もも／せん孔細菌病、ばれいしょ／軟腐病 等
我が国の登録・承認・指定状況	オキシテトラサイクリン/農薬：りんご、もも等に登録されている。 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン、テトラサイクリン/動物用医薬品：牛、豚及び鶏を対象動物として承認されている。 オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン/飼料添加物：牛、豚及び鶏を対象動物として指定されている。
諸外国の状況	JECFA におけるリスク評価が行われ、1998 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準は牛、豚等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてりんご、もも、牛等に、カナダにおいて牛、豚等に、EU において豚、鶏等に豪州において魚、はちみつ等に、ニュージーランドにおいて牛、豚等に基準値が設定されている。

<p>食品安全委員会における 食品健康影響評価結果</p>	<p>ADI:0.03 mg/kg 体重/day (オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの単独又は和として) [設定根拠] ヒトボランティアの腸内細菌叢に対するオキシテトラサイクリンの影響 (2 mg/ヒト/日の用量で、糞中細菌叢の組成及オキシテトラサイクリン感受性に变化なし。) 無毒性量 0.03 mg/kg 体重/day ARfD:0.03 mg/kg 体重 (オキシテトラサイクリンとして) [設定根拠] ヒトボランティアの腸内細菌叢に対するオキシテトラサイクリンの影響 (2 mg/ヒト/日の用量で、糞中細菌叢の組成及オキシテトラサイクリン感受性に变化なし。) 無毒性量 0.03 mg/kg 体重/day</p>										
<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物、魚介類及びはちみつにあってはオキシテトラサイクリンとし、その他の畜産物にあってはオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和とする。</p>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="576 815 1418 1032"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>21.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>8.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>8.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARfD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	8.3	幼小児 (1~6 歳)	21.6	妊婦	8.3	高齢者 (65 歳以上)	8.2
	TMDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	8.3										
幼小児 (1~6 歳)	21.6										
妊婦	8.3										
高齢者 (65 歳以上)	8.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 4 月 13 日に在京大使館への説明を実施 パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値現行 ppm	登録有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際基準 ppm	外国基準値 ppm	
ばれいしょ	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
こんにゃくいも	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
はくさい	0.05	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)
キャベツ	0.2	0.2	○			0.01, 0.05
ブロッコリー	0.2		申			0.01, 0.04(\$)
レタス(サラダ菜及びちりしやを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
たまねぎ	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
にんにく	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
トマト	0.3		申			0.06, 0.10
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03
みかん	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
なつみかんの果実全体	0.2	0.2	○			<0.01, 0.03(\$)
レモン	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
グレープフルーツ	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
ライム	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
その他のかんきつ類果実	0.2	0.2	○			(なつみかんの果実全体参照)
りんご	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
日本なし	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
西洋なし	0.2	0.2	○			(日本なし参照)
もも	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
ネクタリン	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2	○			0.03, 0.04
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			<0.05, <0.05
うめ	0.2	0.2	○			<0.05(#), <0.05(#)
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2	○			0.02, 0.03(\$)
キウイ	0.2	0.2	○			<0.03, <0.03(#)
その他のスパイス	0.1	0.1	○			0.01, 0.02(みかんの果皮)
牛の筋肉	0.2	0.2	○	0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2	○	0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.2	0.2	○			【牛の筋肉の基準値参照】
豚の脂肪	0.2	0.2	○			【豚の筋肉の基準値参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉の基準値参照】
牛の肝臓	0.6	0.6	○	0.6		
豚の肝臓	0.6	0.6	○	0.6		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6	0.6		0.6		
牛の腎臓	1	1	○	1.2		
豚の腎臓	1	1	○	1.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1	1		1.2		
牛の食用部分	1	1	○			【牛の腎臓の基準値参照】
豚の食用部分	1	1	○			【豚の腎臓の基準値参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1	1				【その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓の基準値参照】
乳	0.1	0.1	○	0.1		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.2 0.2	0.2 0.2	○	0.2		
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2	○			【鶏の筋肉の基準値参照】 【その他の家きんの筋肉の基準 値参照】
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.6 0.6	0.6 0.6	○	0.6		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	1 1	1 1	○	1.2		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	1 1	1 1	○			【鶏の腎臓の基準値参照】 【その他の家きんの腎臓の基準 値参照】
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.4 0.4	0.4 0.4	○	0.4		
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.2	0.2		0.2		
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.2	0.2	○	0.2		
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.2	0.2	○	0.2		
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.2	0.2	○	0.2		
魚介類(貝類に限る。)	0.2	0.2		0.2		
魚介類(甲殻類に限る。)	0.2	0.2	○	0.2		
その他の魚介類	0.2	0.2		0.2		
はちみつ	0.3	0.3			0.3 兼州	【0.05-0.25(n=7)(兼州)】

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

農産物、魚介類及びはちみつにあつてはオキシテトラサイクリンを、その他の畜産物にあつてはオキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和を規制対象としている。

オキシテトラサイクリン

食品名	残留基準値 ppm
ばれいしょ	0.2
こんにゃくいも	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2
はくさい	0.05
キャベツ	0.2
ブロッコリー	0.2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.2
たまねぎ	0.2
にんにく	0.2
トマト	0.3
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.2
みかん	0.05
なつみかんの果実全体	0.2
レモン	0.2
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.2
グレープフルーツ	0.2
ライム	0.2
その他のかんきつ類果実 ^{注1)}	0.2
りんご	0.2
日本なし	0.2
西洋なし	0.2
もも	0.2
ネクタリン	0.2
あんず(アブリコットを含む。)	0.2
すもも(プルーンを含む。)	0.2
うめ	0.2
おうとう(チェリーを含む。)	0.2
キウイ	0.2
その他のスパイス ^{注2)}	0.1
魚介類(さけ目魚類に限る。)	0.2
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)	0.2
魚介類(すずき目魚類に限る。)	0.2
魚介類(その他の魚類に限る。)	0.2
魚介類(貝類に限る。)	0.2
魚介類(甲殻類に限る。)	0.2
その他の魚介類	0.2
はちみつ	0.3

※オキシテトラサイクリンに係る残留基準が定められていない食品のうち、「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」に係る残留基準が定められている食品については、その基準が適用されるものであること。

注1)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

注2)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン

食品名	残留基準値 ppm
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注1)} の筋肉	0.2 0.2 0.2
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2 0.2 0.2
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.6 0.6 0.6
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	1 1 1
牛の食用部分 ^{注2)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	1 1 1
乳	0.1
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注3)} の筋肉	0.2 0.2
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.6 0.6
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	1 1
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	1 1
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.4 0.4

※今回基準値を設定する「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」とは、オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリンの総和をいう。「オキシテトラサイクリン、クロルテトラサイクリン及びテトラサイクリン」に係る残留基準が定められていない食品のうち、オキシテトラサイクリンに係る残留基準が定められている食品については、その基準が適用されるものであること。

注1)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注2)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注3)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

グリホサート (Glyphosate)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス (IT) 制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	$\text{HO}-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{C}}-\text{CH}_2-\underset{\text{H}}{\text{N}}-\text{CH}_2-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{P}}(\text{OH})-\text{OH}$ <p style="text-align: center;">グリホサート</p> $\left[\text{HO}-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{C}}-\text{CH}_2-\underset{\text{H}}{\text{N}}-\text{CH}_2-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{P}}(\text{OH})-\text{O} \right]^{-} \left[\text{NH}_2\text{CH}(\text{CH}_3)_2 \right]^{+}$ <p style="text-align: center;">グリホサートイソプロピルアミン塩</p> $\left[\text{HO}-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{C}}-\text{CH}_2-\underset{\text{H}}{\text{N}}-\text{CH}_2-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{P}}(\text{OH})-\text{O} \right]^{-} \text{NH}_4^{+}$ <p style="text-align: center;">グリホサートアンモニウム塩</p> $\left[\text{HO}-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{C}}-\text{CH}_2-\underset{\text{H}}{\text{N}}-\text{CH}_2-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{P}}(\text{OH})-\text{O} \right]^{-} \text{K}^{+}$ <p style="text-align: center;">グリホサートカリウム塩</p> <p>注：グリホサートは、アンモニウム塩、イソプロピルアミン塩又はカリウム塩として製剤化され使用されるが、水溶液中では解離し、農薬散布後の作物においては遊離酸として存在する。</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	アミノ酸系の除草剤である。植物体内の芳香族アミノ酸生合成に係るシキミ酸経路において、ホスホエノールピルビン酸とシキミ酸-3-リン酸から 5-エノールピルビルシキミ酸-3-リン酸 (EPSP) を産生する反応を触媒する EPSP シンターゼの阻害により、殺草効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草等	稲／一年生雑草 等
我が国の登録状況	農薬：稲、果樹類等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、2011 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は小豆類、穀物類等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国において綿実、ひまわりの種子等に、カナダにおいて大豆、アスパラガス等に、EU においてぶどう、ばれいしょ等に、豪州において小豆類、大麦等に、ニュージーランドにおいて核果類、かんきつ類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 1 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 90 日間亜急性毒性試験 (ラット・強制経口) 90 日間亜急性毒性試験 (イヌ・強制経口) 1 年間慢性毒性試験 (イヌ・強制経口) 発生毒性試験 (ウサギ・強制経口) 無毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>グリホサートの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量はカットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙 1 のとおり。 74 残留の規制対象物質：農産物 (大豆、とうもろこし及びなたねに限る。)

	及び畜産物にあつてはグリホサート及びN-アセチルグリホサートをグリホサートに換算したものの和とし、農産物（大豆、とうもろこし及びなたねを除く。）にあつてはグリホサートとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般（1歳以上）</td> <td>7.1</td> </tr> <tr> <td>幼小児（1～6歳）</td> <td>17.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>7.4</td> </tr> <tr> <td>高齢者（65歳以上）</td> <td>6.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>TMDI：理論最大一日摂取量（Theoretical Maximum Daily Intake）</p>		TMDI/ADI (%)	一般（1歳以上）	7.1	幼小児（1～6歳）	17.0	妊婦	7.4	高齢者（65歳以上）	6.7
	TMDI/ADI (%)										
一般（1歳以上）	7.1										
幼小児（1～6歳）	17.0										
妊婦	7.4										
高齢者（65歳以上）	6.7										
意見聴取の状況	<p>平成29年4月13日に在京大使館への説明を実施 平成29年5月16日にWTO通報を実施 今後、パブリックコメントを実施予定</p>										
答申案	別紙2のとおり。										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			
小麦	30	5.0	○・申	30		
大麦	30	20	○	30		
ライ麦	30	0.2	○	30		
とうもろこし	5	1.0	○・IT	5		
そば	30	0.2	○	30		
その他の穀類	30	20	○	30		
大豆	20	20	○・IT	20		
小豆類	10	2.0	○・IT	2	10	豪州
えんどう	5	5.0	○	5		
そら豆	2	2.0	○			
らっかせい	0.1	0.1	○			
その他の豆類	5	2.0	○	5		
ばれいしょ	0.2	0.2	○			
さといも類(やつがしらを含む。)	0.1	0.1	○			IPA:<0.02,<0.02(かん しよ),<0.02,<0.02(やまのい も),<0.02,<0.02(こんにやく)参照 ※1
かんしよ	0.2	0.2	○			
やまいも(長いもをいう。)	0.2	0.2	○			
こんにやくいも	0.1	0.1	○			
その他のいも類	0.1	0.1	○			(さといも類参照)※1
てんさい	15	0.2	○	15		
さとうきび	2	2.0	○	2		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.2	0.2	○			
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	0.2	0.2	○			
かぶ類の根	0.2	0.2	○			
かぶ類の葉	0.2	0.2	○			
西洋わさび	0.2	0.2	○			
クレソン	0.2	0.2	○			
はくさい	0.2	0.2	○			
キャベツ	0.2	0.2	○・申			
芽キャベツ	0.2	0.2	○			
ケール	0.2	0.2	○			
こまつな	0.2	0.2	○			
きょうな	0.2	0.2	○			
チンゲンサイ	0.2	0.2	○			
カリフラワー	0.2	0.2	○			
ブロッコリー	0.2	0.2	○			
その他のあぶらな科野菜	0.2	0.2	○			
ごぼう	0.2	0.2	○			
サルシフィー	0.2	0.2	○			
アーティチョーク	0.2	0.2	○			
チコリ	0.2	0.2	○			
エンダイブ	0.2	0.2	○			
しゅんぎく	0.2	0.2	○			IPA:<0.04,<0.04(＃)(だいこん類の 根)、NH4:<0.02,<0.02(＃)(レタス)、 K:<0.05,<0.05(アスパラガス)、 IPA:<0.02,<0.02(にんじん)、 K:<0.02,<0.02(ピーマン)、 K:<0.04,<0.04(きゅうり)、 IPA:0.04,<0.02(＃)(えだまめ)参照 ※2
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	0.2	0.2	○			
その他のきく科野菜	0.2	0.2	○			
たまねぎ	0.2	0.2	○・申			
ねぎ(リーキを含む。)	0.2	0.2	○			
にんにく	0.2	0.2	○			
にら	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
アスパラガス	0.5	0.5	○			
わけぎ	0.2	0.2	○			
その他のゆり科野菜	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
にんじん	0.2	0.2	○			
パースニップ	0.2	0.2	○			
パセリ	0.2	0.2	○			
セロリ	0.2	0.2	○			
みつば	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
その他のせり科野菜	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
トマト	0.2	0.2	○			
ピーマン	0.1	0.1	○			
なす	0.2	0.2	○			
その他のなす科野菜	0.1	0.1	○			
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○			
しろり	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
すいか	0.5	0.5	○			
メロン類果実	0.5	0.5	○			
まくわうり	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
その他のうり科野菜	0.5	0.5	○			
ほうれんそう	0.2	0.2	○			
たけのこ	0.2	0.2	○			
オクラ	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
しょうが	0.2	0.2	○			
未成熟えんどう	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
未成熟いんげん	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
えだまめ	0.2	0.2	○			
マッシュルーム	0.2	0.2				
しいたけ						
その他のきのこ類						
その他の野菜	0.2	0.2	○			
みかん	0.5	0.5	○・申			
なつみかんの果実全体	0.5	0.5	○・申			
レモン	0.5	0.5	○・申			
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	0.5	○・申			
グレープフルーツ	0.5	0.5	○・申			
ライム	0.5	0.5	○・申			
その他のかんきつ類果実	0.5	0.5	○・申			
りんご	0.2	0.2	○・申			
日本なし	0.2	0.2	○・申			
西洋なし	0.2	0.2	○・申			
マルメロ	0.2	0.2	○			
びわ	0.2	0.2	○			
もも	0.2	0.2	○			
ネクタリン	0.2	0.2	○			
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	0.2	○			
すもも(プルーンを含む。)	0.2	0.2	○			
うめ	0.2	0.2	○			
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	0.2	○			
いちご	0.2	0.2	○			
ラズベリー	0.2	0.2	○			
ブラックベリー	0.2	0.2	○			
ブルーベリー	0.2	0.2	○			
クランベリー	0.2	0.2	○			
ハuckleベリー	0.2	0.2	○			
その他のベリー類果実	0.2	0.2	○			
ぶどう	0.5	0.2	○・IT		0.5 EU	【<0.05-0.1(#)(n=6)(EU)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
かき	0.2	0.2	○			
バナナ	0.2	0.2	○	0.05		
キウイ	0.1	0.1	○			
パパイヤ	0.2	0.2	○			
アボカド	0.2	0.2	○			
パイナップル	0.1	0.1	○			
グアバ	0.2	0.2	○			
マンゴー	0.2	0.2	○			
パッションフルーツ	0.2	0.2	○			
なつめやし	0.2	0.2	○			
その他の果実	0.2	0.2	○			
ひまわりの種子	40	0.1	IT	7	40 米国	【4.92-27.7(n=13)(綿実(耐性品種),0.11-18.5(n=8)(ひまわりの種子),1.6,1.8,2.8(べにばなの種子)(米国)】
ごまの種子	40	0.2	IT		40 米国	【ひまわりの種子参照】
べにばなの種子	40	0.1	IT		40 米国	【ひまわりの種子参照】
綿実	40	10	IT	40		
なたね	30	10	IT	30		
その他のオイルシード	40	0.1	IT		40 米国	【ひまわりの種子参照】
ぎんなん	0.2	0.2	○			
くり	1	1.0	○			
ペカン	1	1.0	○			
アーモンド	1	1.0	○			
くるみ	1	1.0	○			
その他のナッツ類	1	1.0	○			
茶	1	1.0	○			
コーヒー豆	1	1.0				
カカオ豆	0.2	0.2				
ホップ	0.1	0.1				
その他のスパイス	0.2	0.2	○・申			(しゅんぎく参照)※2
その他のハーブ	0.2	0.2	○			(しゅんぎく参照)※2
牛の筋肉	0.05	0.1		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.1		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.1		0.05		
牛の脂肪	0.05	0.1				【牛の筋肉の基準値参照】
豚の脂肪	0.05	0.1				【豚の筋肉の基準値参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	0.1				【その他の陸生哺乳類に属する動物の筋肉の基準値参照】
牛の肝臓	5	2		5		
豚の肝臓	0.5	1		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	1		5		
牛の腎臓	5	2		5		
豚の腎臓	0.5	1		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5	1		5		
牛の食用部分	5	2		5		
豚の食用部分	0.5	1		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5	1		5		
乳	0.05	0.1		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.1		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.1		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.03				【鶏の筋肉の基準値参照】
その他の家きんの脂肪	0.05	0.03				【その他の家きんの筋肉の基準値参照】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の肝臓	0.5	0.5		0.5		
その他の家きんの肝臓	0.5	0.5		0.5		
鶏の腎臓	0.5	0.5		0.5		
その他の家きんの腎臓	0.5	0.5		0.5		
鶏の食用部分	0.5	0.5		0.5		
その他の家きんの食用部分	0.5	0.5		0.5		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
魚介類(さけ目魚類に限る。)						
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)						
魚介類(すずき目魚類に限る。)						
魚介類(その他の魚類に限る。)						
魚介類(貝類に限る。)						
魚介類(甲殻類に限る。)						
その他の魚介類						
綿実油(注1に限る。)						
綿実油(注1を除く。)						

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

※1: かんしょ、やまのいも、こんにゃくの作物残留試験成績より、いも類として基準値を設定した。

※2: だいごんの根、レタス、アスパラガス、にんじん、ピーマン、きゅうり、えだまめの作物残留試験成績より、野菜類として基準値を設定した。

注1) 食用植物油の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

ひよこ豆、緑豆の残留濃度は、作物残留試験での実際の使用量を使用基準(GAP)の使用量に補正した値(残留濃度×(GAP使用量/実際の使用量))で示している。

IPA: グリホサートイソプロピルアミン塩、NH4: グリホサートアンモニウム塩、K: グリホサートカリウム塩

グリホサート

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	※今回基準値を設定するグリホサートとは、農産物(大豆、とうもろこし及びなたねに限る。)及び畜産物にあつてはグリホサート及びN-アセチルグリホサートをグリホサートに換算したものの和をいう、農産物(大豆、とうもろこし及びなたねを除く。)にあつてはグリホサートをいう。
小麦 大麦 ライ麦 とうもろこし そば その他の穀類 ^{注1)}	30 30 30 5 30 30	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
大豆 小豆類 ^{注2)} えんどう そら豆 らっかせい その他の豆類 ^{注3)}	20 10 5 2 0.1 5	注2)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。
ばれいしょ さといも類(やつがしらを含む。) かんしょ やまいも(長いもをいう。) こんにやくいも その他のいも類 ^{注4)}	0.2 0.1 0.2 0.2 0.1 0.1	注3)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。 注4)「その他のいも類」とは、いも類のうち、ばれいしょ、さといも類、かんしょ、やまいも及びこんにやくいも以外のものをいう。
てんさい さとうきび	15 2	注5)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根 だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉 かぶ類の根 かぶ類の葉 西洋わさび クレソン はくさい キャベツ 芽キャベツ ケール こまつな きょうな チンゲンサイ カリフラワー ブロッコリー その他のあぶらな科野菜 ^{注5)}	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	注6)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チョコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
ごぼう サルシフィー アーティチョーク チョコリ エンダイブ しゅんぎく レタス(サラダ菜及びちしやを含む。) その他のきく科野菜 ^{注6)}	0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2 0.2	
たまねぎ ねぎ(リーキを含む。) にんにく	0.2 0.2 0.2	

食品名	残留基準値	
	ppm	
にら	0.2	
アスパラガス	0.5	
わけぎ	0.2	
その他のゆり科野菜 ^{注7)}	0.2	注7)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
にんじん	0.2	
パースニップ	0.2	
パセリ	0.2	
セロリ	0.2	
みつば	0.2	
その他のせり科野菜 ^{注8)}	0.2	注8)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
トマト	0.2	注9)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
ピーマン	0.1	
なす	0.2	
その他のなす科野菜 ^{注9)}	0.1	注10)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	
しろり	0.2	
すいか	0.5	
メロン類果実	0.5	
まくわうり	0.2	
その他のうり科野菜 ^{注10)}	0.5	注11)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
ほうれんそう	0.2	
たけのこ	0.2	
オクラ	0.2	
しょうが	0.2	
未成熟えんどう	0.2	
未成熟いんげん	0.2	
えだまめ	0.2	
マッシュルーム	0.2	
その他の野菜 ^{注11)}	0.2	
みかん	0.5	
なつみかんの果実全体	0.5	
レモン	0.5	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.5	
グレープフルーツ	0.5	
ライム	0.5	
その他のかんきつ類果実 ^{注12)}	0.5	注12)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	0.2	
日本なし	0.2	
西洋なし	0.2	
マルメロ	0.2	
びわ	0.2	
もも	0.2	
ネクタリン	0.2	
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	
すもも(プルーンを含む。)	0.2	
うめ	0.2	
おうとう(チェリーを含む。)	0.2	

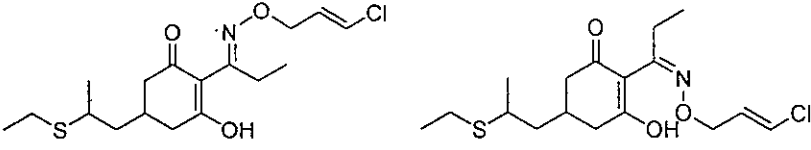
食品名	残留基準値	
	ppm	
いちご	0.2	
ラズベリー	0.2	
ブラックベリー	0.2	
ブルーベリー	0.2	
クランベリー	0.2	
ハックルベリー	0.2	
その他のベリー類果実 ^{注13)}	0.2	注13)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	0.5	
かき	0.2	
バナナ	0.2	注14)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
キウイ	0.1	
パパイヤ	0.2	
アボカド	0.2	
パイナップル	0.1	
グアバ	0.2	
マンゴー	0.2	
パッションフルーツ	0.2	
なつめやし	0.2	
その他の果実 ^{注14)}	0.2	注15)「その他のオイルシード」とは、オイルシードのうち、ひまわりの種子、ごまの種子、べにばなの種子、綿実、なたね及びスパイス以外のものをいう。
ひまわりの種子	40	
ごまの種子	40	
べにばなの種子	40	注16)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
綿実	40	
なたね	30	
その他のオイルシード ^{注15)}	40	
ぎんなん	0.2	注17)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
くり	1	
ペカン	1	
アーモンド	1	
くるみ	1	
その他のナッツ類 ^{注16)}	1	注18)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
茶	1	
コーヒー豆	1	
カカオ豆	0.2	
ホップ	0.1	
その他のスパイス ^{注17)}	0.2	
その他のハーブ ^{注18)}	0.2	
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注19)} の筋肉	0.05	注19)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の脂肪	0.05	
豚の脂肪	0.05	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.05	
牛の肝臓	5	
豚の肝臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	5	
牛の腎臓	5	
豚の腎臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	5	

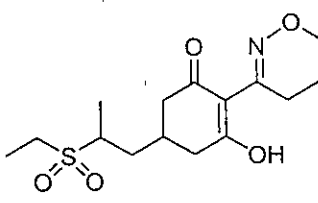
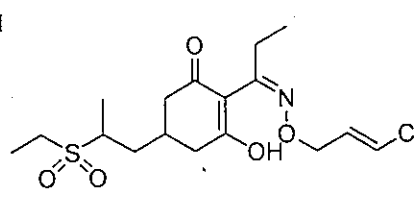
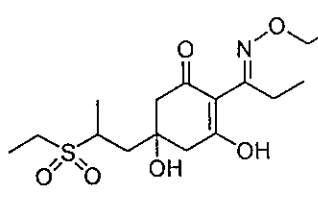
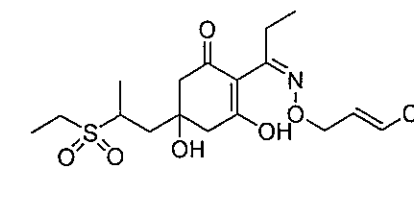
食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注20)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	5 0.5 5
乳	0.05
鶏の筋肉 その他の家きん ^{注21)} の筋肉	0.05 0.05
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.05 0.05
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.5 0.5
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.5 0.5
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.5 0.5
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.05 0.05

注20)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注21)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

クレトジム (Clethodim)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	インポートトレランス (IT) 制度に基づく基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。あわせてポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	 <p>(E体) (Z体)</p>
用途	農薬／除草剤
作用機構	シクロヘキサノン系の除草剤である。植物体内で脂肪酸の生合成酵素アセチル CoA カルボキシラーゼを阻害することにより、殺草効果を示すと考えられている。
適用作物／適用雑草	大豆／一年生イネ科雑草 等
我が国の登録状況	農薬：大豆、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、1999 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は大豆、ばれいしょ等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてだいこん類、ホップ等に、カナダにおいて大豆、たまねぎ等に、EU においてたまねぎ、トマト等に、豪州においてたまねぎ、ばれいしょ等に、ニュージーランドにおいてあぶらな科野菜、葉菜類等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.01 mg/kg 体重/day [設定根拠] 1年間 慢性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 1 mg/kg 体重 [設定根拠] 急性毒性試験 (雌ラット・強制経口) 無毒性量 100 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>

<p>基準値案</p>	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象：<i>m</i>-クロロ過安息香酸によって、代謝物C又は代謝物Oに酸化されるクレトジム代謝物とする。</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物C (E体)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物C (Z体)</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 20px;"> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物O (E体)</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>代謝物O (Z体)</p> </div> </div>										
<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <thead> <tr> <th style="width: 70%;"></th> <th style="width: 30%;">EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1歳以上)</td> <td>30.3</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6歳)</td> <td>56.3</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>24.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65歳以上)</td> <td>34.7</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1歳以上) 及び幼小児 (1~6歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。</p> <p>注) 基準値案を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1歳以上)	30.3	幼小児 (1~6歳)	56.3	妊婦	24.6	高齢者 (65歳以上)	34.7
	EDI/ADI (%)										
一般 (1歳以上)	30.3										
幼小児 (1~6歳)	56.3										
妊婦	24.6										
高齢者 (65歳以上)	34.7										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成29年4月13日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙2のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 大麦 とうもろこし		0.1				
大豆	10	10	○	10		
小豆類	2	0.2	○	2		
えんどう	2	2		2		
そら豆	2	0.1		2		
らっかせい	5	5		5		
その他の豆類	2	0.5		2		
ばれいしょ	1	0.2	○	0.5	1.0 米国	【0.20-0.96(#)(n=17)(米国)】
さといも類(やつがしらを含む。)						
かんしょ	1	0.2	○		1.0 米国	【米国ばれいしょ参照】
やまいも(長いもをいう。)	1				1.0 米国	【米国ばれいしょ参照】
こんにゃくいも						
その他のいも類						
てんさい	0.1	0.1	○	0.1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	1		○		1.0 米国	【<0.45(#)(n=4)(ラディッシュ根)(米国)】
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	1	0.9	○		1.0 米国	【<0.48-<0.57(#)(n=4)(ラディッシュ葉)(米国)】
かぶ類の根						
かぶ類の葉						
西洋わさび						
クレンソウ						
はくさい						
キャベツ	0.3	0.2	○			<0.02; 0.08(\$)*
芽キャベツ		0.2				
ケール						
こまつな						
きょうな						
チンゲンサイ						
カリフラワー						
ブロッコリー						
その他のあぶらな科野菜						
ごぼう						
サルシフィー						
アーティチョーク						
チコリ						
エンダイブ		0.5				
しゅんぎく						
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜						
たまねぎ	0.5	0.5	○	0.5		
ねぎ(リーキを含む。)	0.2		○			0.02, 0.04*
にんにく	0.5	0.5	○	0.5		
にら		0.1				
アスパラガス	0.2		○			<0.02, 0.04*
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん	0.1	0.1	○			<0.02, <0.02*
パースニップ						
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
その他のせり科野菜						

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト	1	1		1		
ピーマン	1	1			1.0	米国
なす		1				
その他のなす科野菜		1				
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5			0.5	米国
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5	0.5	○		0.5	米国
しろうり		0.5				
すいか		1				
メロン類果実		1				
まくわうり		1				
その他のうり科野菜		1				
ほうれんそう		1				
たけのこ		1				
オクラ		1				
しょうが		0.6				
未成熟えんどう	0.5	0.5		0.5		
未成熟いんげん		0.5				
えだまめ	2	1.5	○			0.20, 0.84(\$)*
マッシュルーム		1				
しいたけ		1				
その他のきのこ類		1				
その他の野菜	0.5	0.5	○	0.5		
いちご		2				
クランベリー	0.5	0.5			0.5	米国
その他の果実		0.6				
ひまわりの種子	0.5	0.2	○	0.5		
綿実	0.5	0.5		0.5		
なたね	0.5	0.5		0.5		
その他のオイルシード		0.2				
アーモンド		0.5				
ポップ	0.5		IT		0.5	米国
その他のスパイス		1				
その他のハーブ		2				
牛の筋肉	0.2	0.2		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.2		0.2		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2		
牛の肝臓	0.2	0.2		0.2		
豚の肝臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2	0.2		0.2		
牛の腎臓	0.2	0.2		0.2		
豚の腎臓	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2	0.2		0.2		
牛の食用部分	0.2	0.2		0.2		
豚の食用部分	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2	0.2		0.2		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分	0.2 0.2	0.2 0.2		0.2 0.2		
鶏の卵 その他の家きんの卵	0.05 0.05	0.05 0.05		0.05 0.05		
大豆油(注1に限る。)		0.5		0.5		
大豆油(注1を除く。)		0.5		0.5		
ひまわり油(注2を除く。)		0.1		0.1		
綿実油(注3に限る。)		0.5		0.5		
綿実油(注3を除く。)		0.5		0.5		
綿実油	0.5	0.5		0.5		
なたね油(注4に限る。)		0.5		0.5		
なたね油(注4を除く。)		0.5		0.5		
なたね油	0.5	0.5		0.5		

網掛け:ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

IT:海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

注1)食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用大豆油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注2)食用植物油脂の日本農林規格に規定する食用ひまわり油及びこれと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注3)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製綿実油、綿実サラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

注4)食用植物油脂の日本農林規格に規定する精製なたね油、なたねサラダ油及びこれらと同等以上の規格を有すると認められる食用油。

*:国際基準との整合性を図るため、作物残留試験の結果に、補正係数2を掛けた値を示した。

加工食品である大豆油、ひまわり油については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、0.1(大豆油)、0.2(ひまわり油)と評価されている。)

クレトジム

食品名	残留基準値 ppm
大豆	10
小豆類 ^{注1)}	2
えんどう	2
そら豆	2
らっかせい	5
その他の豆類 ^{注2)}	2
ばれいしょ	1
かんしょ	1
やまいも(長いもをいう。)	1
てんさい	0.1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1
だいこん類(ラディッシュを含む。)	1
キャベツ	0.3
たまねぎ	0.5
ねぎ(リーキを含む。)	0.2
にんにく	0.5
アスパラガス	0.2
にんじん	0.1
トマト	1
ピーマン	1
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.5
未成熟いんげん	0.5
えだまめ	2
その他の野菜 ^{注3)}	0.5
クランベリー	0.5
ひまわりの種子	0.5
綿実	0.5
なたね	0.5
ホップ	0.5
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注4)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.2
豚の肝臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.2
牛の腎臓	0.2
豚の腎臓	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.2

※今回基準値を設定するクレトジムとは、
 m -クロロ過安息香酸によって代謝物C【(±)-
 2-[(EZ)-1-[(E)-3-クロロアリロキシイミ
 ノ]プロピル]-5-[2-(エチルスルホニル)プロ
 ピル]-3-ヒドロキシシクロヘクス-2-エノ
 ン】又は代謝物O【(±)-2-[(EZ)-1-[(E)-3-
 クロロアリロキシイミノ]プロピル]-5-[2-
 (エチルスルホニル)プロピル]-3,5-ジヒドロ
 キシシクロヘクス-2-エノン】に酸化される
 クレトジムの代謝物をクレトジムに換算した
 ものの和をいう。

注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア
 豆、バター豆、ペギア豆、ホワイト豆、ライマ豆及
 びレンズを含む。

注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小
 豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス
 以外のものをいう。

注3)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、
 てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野
 菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科
 野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、
 未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きの
 こ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注4)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、
 陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外
 のものをいう。

食品名	残留基準値 ppm
牛の食用部分 ^{注5)}	0.2
豚の食用部分	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.2
乳	0.05
鶏の筋肉	0.2
その他の家きん ^{注6)} の筋肉	0.2
鶏の脂肪	0.2
その他の家きんの脂肪	0.2
鶏の肝臓	0.2
その他の家きんの肝臓	0.2
鶏の腎臓	0.2
その他の家きんの腎臓	0.2
鶏の食用部分	0.2
その他の家きんの食用部分	0.2
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
綿実油	0.5
なたね油	0.5

注5)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注6)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="560 253 1414 481"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>27.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>30.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>21.5</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>35.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	27.5	幼小児 (1~6 歳)	30.6	妊婦	21.5	高齢者 (65 歳以上)	35.2
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	27.5										
幼小児 (1~6 歳)	30.6										
妊婦	21.5										
高齢者 (65 歳以上)	35.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 6 月 1 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.1	0.1	○			<0.02(n=4)
大豆	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
小豆類	0.1	0.1	○	0.05		<0.02,<0.02(いんげんまめ)
えんどう	0.1	0.1	○	0.05		(だいず、いんげんまめ参照)
そら豆	0.1	0.1	○			(だいず、いんげんまめ参照)
その他の豆類	0.1	0.1	○	0.05		(だいず、いんげんまめ参照)
ばれいしょ	0.1	0.1			0.10 米国	【<0.005(n=14)(米国スピネトラム)】
かんしょ	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
てんさい	0.1	0.1		0.01	0.10 米国	【米国ばれいしょ参照】
だいこん類(ラディッシュを含む。)	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)	10	10	○			2.95,3.40
かぶ類の根	0.2	0.2	○			0.03,0.03
かぶ類の葉	3	3	○			1.34,1.38
クレソン	8	8			8.0 米国	【米国セロリ参照】
はくさい	1	1	○			<0.02,0.36(\$)
キャベツ	2	2	○	0.3	2.0 米国	【0.006-0.459(n=8)(米国スピネトラム)】
芽キャベツ	2	2	○	0.3	2.0 米国	【米国キャベツ参照】
ケール	5	5	○			(こまつな、きょうな参照)
こまつな	10	10	○		10 米国	1.39,2.46
きょうな	10	10	○		10 米国	【米国からしな参照】
チンゲンサイ	10	10	○		10 米国	0.93,2.58
カリフラワー	2	2	○	0.3	2.0 米国	【米国からしな参照】
ブロッコリー	2	2	○	0.3	2.0 米国	【米国ブロッコリー参照】
その他のあぶらな科野菜	10	10	○	0.3	10 米国	【0.196-0.76(n=8)(米国スピネトラム)】 【0.055-7.707(n=8)(からしな)(米国スピネトラム)】
エンダイブ	8	8			8.0 米国	【米国セロリ参照】
しゅんぎく	8	8			8.0 米国	【米国セロリ参照】
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10	10	○	10		2.47,4.30(サラダ菜)
その他のさく科野菜	8	8				【米国セロリ参照】
たまねぎ	0.1	0.1	○	0.01		<0.02,<0.02
ねぎ(リーキを含む。)	2	2	○	0.8	2.0 米国	【0.09,0.16,1.15(米国スピネトラム)】
にら	2	2	○			0.36,0.70
アスパラガス	0.3	0.3	○			0.03,0.06(\$)
その他のゆり科野菜	0.8	0.8	○	0.8		
パセリ	8	8			8.0 米国	【米国セロリ参照】
セロリ	8	8		6	8.0 米国	【0.37-1.84(n=6)(米国スピネトラム)】
その他のせり科野菜	8	8				【米国セロリ参照】
トマト	0.7	0.7	○	0.06		0.08,0.27(\$)(トマト)
ピーマン	0.7	0.7	○			0.12,0.30
なす	0.2	0.2	○			0.05,0.05
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	0.3	○		0.3 米国	0.05,0.07
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3	0.3	○	0.01	0.3 米国	【0.009-0.07(n=6)(米国スピネトラム)】
しろりり	0.3	0.3	○		0.3 米国	【米国きゅうり参照】
メロン類果実	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
その他のうり科野菜	0.3	0.3	○		0.3 米国	【米国きゅうり参照】
ほうれんそう	10	10	○	8		3.92,4.82
未成熟えんどう	2	2	○			0.18,0.64(\$)
未成熟いんげん	1	1	○	0.05		0.15,0.32(\$)
えだまめ	0.5	0.5	○			0.10,0.13
その他の野菜	8	8		0.05		【米国セロリ参照】
みかん	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
なつみかんの果実全体	0.3	0.3	○			0.04,0.10
レモン	0.7	0.7	○			(かぼす、すだち参照)
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	0.7	○	0.07		(かぼす、すだち参照)
グレープフルーツ	0.7	0.7	○			(かぼす、すだち参照)
ライム	0.7	0.7	○			(かぼす、すだち参照)

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のかんきつ類果実	0.7	0.7	○	0.07		0.22(すだち),0.23(かぼす)
りんご	0.5	0.5	○	0.05		0.09,0.14 【<0.02-0.02(n=10)(米国)】
日本なし	0.5	0.5	○	0.05		0.09,0.12
西洋なし	0.5	0.5	○	0.05		(日本なし参照)
マルメロ	0.2	0.2		0.05	0.2 米国	【米国りんご参照】
もも	0.1	0.1	○			<0.02,<0.02
ネクタリン	0.5	0.5	○	0.3		0.12,0.12
あんず(アブリコットを含む。)	0.2	0.2			0.2 米国 スピノサド	【米国すもも参照】
すもも(ブルーンを含む。)	0.2	0.2	○		0.2 米国 スピノサド	<0.02,0.05 【<0.005-0.012(n=4)(米国スピノサド)】
うめ	0.7		申			0.22,0.23
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	0.5	○			0.07,0.15
いちご	2	2	○			0.14,0.58(\$)
ラズベリー	0.8	0.8		0.8		
ブラックベリー	0.7	0.7				【<0.001,0.578(ラズベリー)(米国スピノサド)】
ブルーベリー	0.5	0.5	○	0.2		0.03,0.17(\$)
クランベリー	0.01	0.01			0.01 米国 スピノサド	【<0.01(n=6)(米国スピノサド)】
ハuckleベリー	0.2	0.2		0.2		
その他のベリー類果実	0.7	0.7	○			【米国ラズベリー参照】
ぶどう	0.5	0.5	○	0.3		0.14,0.20
かき	0.3	0.3	○			0.05,0.07
バナナ	0.3	0.3			0.25 米国	【<0.0224-0.199(n=5)(米国スピノサド)】
パパイヤ	0.3	0.3			0.3 米国	【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
アボカド	0.3	0.3			0.3 米国	【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
パイナップル	0.02	0.02			0.02 米国 スピノサド	【<0.040(n=3)(米国スピノサド)】
グアバ	0.3	0.3			0.3 米国	【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
マンゴー	0.3	0.3	○		0.3 米国	0.03,0.09
パッションフルーツ	0.3	0.3				【米国かんきつ類、りんご、核果類参照】
その他の果実	0.5	0.5	○			0.10,0.14(いちじく)
ぎんなん	0.01	0.01		0.01		
くり	0.1	0.1	○	0.01	0.1 米国	【米国アーモンド参照】
ペカン	0.1	0.1		0.01	0.1 米国	【米国アーモンド参照】
アーモンド	0.1	0.1		0.01	0.1 米国	【<0.04-0.0667(n=5)(米国スピノサド)】
くるみ	0.1	0.1		0.01	0.1 米国	【米国アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.1	0.1		0.01	0.1 米国	【米国アーモンド参照】
茶	70	40	○			6.08-40.4(n=8)
その他のスパイス	3	3	○			0.58,1.02(\$)(みかん果皮)
その他のハーブ	8	8				【米国セロリ参照】
牛の筋肉	0.2	0.01		0.2		
豚の筋肉	0.2	0.01		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.2	0.01		0.2		
牛の脂肪	0.2	0.2		0.2		
豚の脂肪	0.2	0.2		0.2		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2	0.2		0.2		
牛の肝臓	0.01	0.01		0.01		
豚の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.01		0.01		
牛の腎臓	0.01	0.01		0.01		
豚の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.01		0.01		
牛の食用部分	0.01	0.01		0.01		
豚の食用部分	0.01	0.01		0.01		

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.01		0.01		
乳	0.01	0.01		0.01		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの脂肪	0.01	0.01		0.01		
鶏の肝臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの肝臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の腎臓	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの腎臓	0.01	0.01		0.01		
鶏の食用部分	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの食用部分	0.01	0.01		0.01		
鶏の卵	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの卵	0.01	0.01		0.01		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

スピネトラム

食品名	残留基準値		
	ppm		
米(玄米をいう。)	0.1		
大豆	0.1	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホワイ豆、ライマ豆及びレンズを含む。	
小豆類 ^{注1)}	0.1		
えんどう	0.1		
そら豆	0.1		
その他の豆類 ^{注2)}	0.1		
ばれいしょ	0.1	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。	
かんしょ	0.1		
てんさい	0.1		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	10		
かぶ類の根	0.2		
かぶ類の葉	3		
クレソン	8		
はくさい	1		
キャベツ	2		
芽キャベツ	2		
ケール	5		
こまつな	10		
きょうな	10		
チンゲンサイ	10		
カリフラワー	2		
ブロッコリー	2		
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	10		
エンダイブ	8		注4)「その他のさく科野菜」とは、さく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
しゅんぎく	8		
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	10		
その他のさく科野菜 ^{注4)}	8		
たまねぎ	0.1		注5)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
ねぎ(リーキを含む。)	2		
にら	2		
アスパラガス	0.3		
その他のゆり科野菜 ^{注5)}	0.8		
パセリ	8	注6)「その他のせり科野菜」とは、せり科野菜のうち、にんじん、パースニップ、パセリ、セロリ、みつば、スパイス及びハーブ以外のものをいう。	
セロリ	8		
その他のせり科野菜 ^{注6)}	8		
トマト	0.7	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
ピーマン	0.7		
なす	0.2		
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.3	注7)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.3		
しろり	0.3		
メロン類果実	0.1		
その他のうり科野菜 ^{注7)}	0.3		

食品名	残留基準値	
	ppm	
ほうれんそう	10	
未成熟えんどう	2	
未成熟いんげん	1	
えだまめ	0.5	
その他の野菜 ^{注8)}	8	注8)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
みかん	0.1	
なつみかんの果実全体	0.3	
レモン	0.7	
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	0.7	
グレープフルーツ	0.7	
ライム	0.7	
その他のかんきつ類果実 ^{注9)}	0.7	注9)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。
りんご	0.5	
日本なし	0.5	
西洋なし	0.5	
マルメロ	0.2	
もも	0.1	
ネクタリン	0.5	
あんず(アプリコットを含む。)	0.2	
すもも(プルーンを含む。)	0.2	
うめ	0.7	
おうとう(チェリーを含む。)	0.5	
いちご	2	
ラズベリー	0.8	
ブラックベリー	0.7	
ブルーベリー	0.5	
クランベリー	0.01	
ハックルベリー	0.2	
その他のベリー類果実 ^{注10)}	0.7	注10)「その他のベリー類果実」とは、ベリー類果実のうち、いちご、ラズベリー、ブラックベリー、ブルーベリー、クランベリー及びハックルベリー以外のものをいう。
ぶどう	0.5	
かき	0.3	
バナナ	0.3	
パパイヤ	0.3	
アボカド	0.3	
パイナップル	0.02	
グアバ	0.3	
マンゴー	0.3	
パッションフルーツ	0.3	
その他の果実 ^{注11)}	0.5	注11)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイ、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
ぎんなん	0.01	
くり	0.1	
ペカン	0.1	
アーモンド	0.1	
くるみ	0.1	
その他のナッツ類 ^{注12)}	0.1	注12)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
茶	70	

食品名	残留基準値 ppm
その他のスパイス ^{注13)}	3
その他のハーブ ^{注14)}	8
牛の筋肉	0.2
豚の筋肉	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注15)} の筋肉	0.2
牛の脂肪	0.2
豚の脂肪	0.2
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.2
牛の肝臓	0.01
豚の肝臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01
牛の腎臓	0.01
豚の腎臓	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01
牛の食用部分 ^{注16)}	0.01
豚の食用部分	0.01
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01
乳	0.01
鶏の筋肉	0.01
その他の家きん ^{注17)} の筋肉	0.01
鶏の脂肪	0.01
その他の家きんの脂肪	0.01
鶏の肝臓	0.01
その他の家きんの肝臓	0.01
鶏の腎臓	0.01
その他の家きんの腎臓	0.01
鶏の食用部分	0.01
その他の家きんの食用部分	0.01
鶏の卵	0.01
その他の家きんの卵	0.01

注13)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。

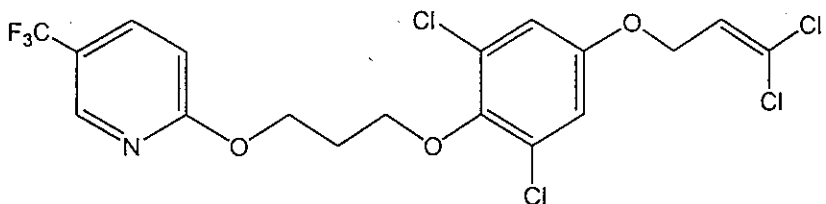
注14)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

注15)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。

注16)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注17)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

ピリダリル (Pyridalyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬/殺虫剤
作用機構	フェノキシ-ピリジロキシ誘導体を有する殺虫剤である。昆虫細胞におけるタンパク質の合成を選択的に阻害し、殺虫効果を示すものと考えられている。
適用作物/適用病害虫等	キャベツ/コナガ 等
我が国の登録状況	農薬：キャベツ、はくさい等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてキャベツ、ブロッコリー等に、EUにおいてトマト、メロン類果実等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.028 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2世代 繁殖試験 (雄ラット・混餌) 無毒性量 2.8 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p><i>in vitro</i> 試験である染色体異常試験で、代謝活性化系存在下で構造異常及び数的異常が認められたが、出現頻度が10%未満であること、細胞毒性が認められる濃度での陽性反応であったこと、さらに他の <i>in vitro</i> 試験及び小核試験を始め <i>in vivo</i> 試験では陰性の結果が得られたこと等から、ピリダリルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARfD: 設定の必要なし</p> <p>ピリダリルの単回投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する無毒性量のうち最小値は、ラットを用いた急性毒性試験の5,000 mg/kg 体重であり、カットオフ値 (500 mg/kg 体重) 以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ピリダリルとする。

暴露評価	EDI/ADI 比は、以下のとおり。	
		EDI/ADI (%)
	一般 (1 歳以上)	38.1
	幼小児 (1~6 歳)	55.7
	妊婦	36.2
	高齢者 (65 歳以上)	47.2
	EDI : 推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 29 年 6 月 1 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメントを実施予定 (WTO 通報は対象外)	
答申案	別紙 2 のとおり。	

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
そば	5		申			1.90,2.96
大豆	0.2	0.2	○			0.01,0.04(\$)
小豆類	0.2		申			(だいでず参照)
えんどう	0.2		申			(だいでず参照)
そら豆	0.2		申			(だいでず参照)
その他の豆類	0.2		申			(だいでず参照)
ばれいしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
かんしょ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5	5	○			0.76,2.22(\$)
かぶ類の根	0.5	0.5	○			0.16,0.20
かぶ類の葉	15	15	○			9.25,9.74
はくさい	1	1	○			0.17,0.37(\$)
キャベツ	0.2	0.2	○			0.03,0.04
ケール	15	15	○			(こまつな、チンゲンサイ参照)
こまつな	15	15	○			4.74,6.24(\$)
きょうな	25	25	○			6.63,15.4(\$)(みずな)
チンゲンサイ	15	15	○			2.83,8.02(\$)
カリフラワー	0.3	0.3	○			<0.01,0.06(\$)
ブロッコリー	2	2	○			0.50,0.60
その他のあぶらな科野菜	15	15	○			(こまつな、チンゲンサイ参照)
しゅんぎく	25		申			13.8,18.0
レタス(サラダ菜及びちししゃを含む。)	20	20	○			1.40-15.2(\$)(n=4)(リーフレタス)、1.12,11.2(\$)(立ちちししゃ)
その他のきく科野菜	5	5	○			0.98,2.72(きく葉)
たまねぎ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
ねぎ(リーキを含む。)	5	5	○			1.16,1.76(\$)(葉ねぎ)
にら	20		申			3.98,4.16,14.2(\$)
アスパラガス	3	3	○			0.12,1.30(\$)(#)
にんじん	0.3	0.3	○			0.01,0.10
セロリ	15		申			5.30,6.24(\$)
トマト	5	5	○			1.12,1.76(\$)(ミニトマト)
ピーマン	2	2	○			0.62,0.74
なす	1	1	○			0.36,0.36
その他のなす科野菜	5	5	○			1.79,2.14(甘長とうがらし)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5	0.5	○			0.16,0.20
すいか	0.05		申			<0.01,<0.01
メロン類果実	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01(#)
その他のうり科野菜	0.7		申			0.02,0.28(\$)(にがうり)
ほうれんそう	40		申			12.2,24.5(\$)
オクラ	3	3	○			0.28,1.28(\$)
しょうが	0.2		申			0.02,0.04
未成熟えんどう	5	5	○			1.42,2.46
未成熟いんげん	3	3	○			0.60,1.16(\$)
えだまめ	5	5	○			1.47,1.72
その他の野菜	5	5	○			(未成熟えんどう参照)
いちご	5	5	○			1.23,1.64(\$)
その他のハーブ	30	30	○			1.23,21.0(\$)(しそ)
魚介類	0.2	0.2				推:0.16

○:既に、国内において農薬登録のあるもの
 申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの
 (#):使用方法を逸脱して実施された試験成績
 (\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す
 推:推定される残留量であることを示す

ピリダリル

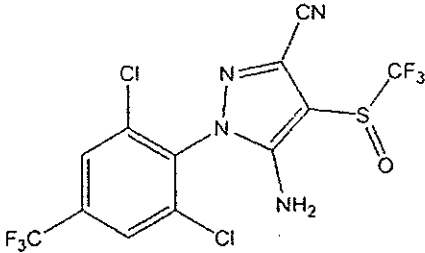
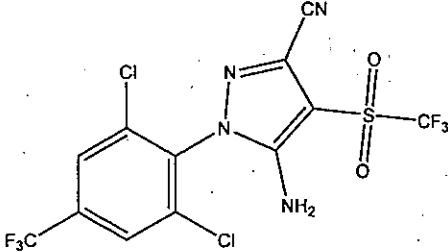
食品名	残留基準値		
	ppm		
とうもろこし	0.05		
そば	5		
大豆	0.2	注1)いんげん、ささげ、サルタニ豆、サルタピア豆、バター豆、ペギア豆、ホホワイト豆、ライマ豆及びレンズを含む。	
小豆類 ^{注1)}	0.2		
えんどう	0.2		
そら豆	0.2		
その他の豆類 ^{注2)}	0.2		
ばれいしょ	0.05	注2)「その他の豆類」とは、豆類のうち、大豆、小豆類、えんどう、そら豆、らっかせい及びスパイス以外のものをいう。	
さといも類(やつがしらを含む。)	0.05		
かんしょ	0.05		
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根	0.1	注3)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。	
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉	5		
かぶ類の根	0.5		
かぶ類の葉	15		
はくさい	1		
キャベツ	0.2		
ケール	15		
こまつな	15		
きょうな	25		
チンゲンサイ	15		
カリフラワー	0.3		
ブロッコリー	2		
その他のあぶらな科野菜 ^{注3)}	15		
しゅんぎく	25		注4)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	20		
その他のきく科野菜 ^{注4)}	5		
たまねぎ	0.05	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。	
ねぎ(リーキを含む。)	5		
にら	20		
アスパラガス	3	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
にんじん	0.3		
セロリ	15		
トマト	5	注5)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。	
ピーマン	2		
なす	1		
その他のなす科野菜 ^{注5)}	5	注6)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。	
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.5		
すいか	0.05		
メロン類果実	0.05		
その他のうり科野菜 ^{注6)}	0.7		

食品名	残留基準値 ppm
ほうれんそう オクラ しょうが 未成熟えんどう 未成熟いんげん えだまめ	40 3 0.2 5 3 5
その他の野菜 ^{注7)}	5
いちご	5
その他のハーブ ^{注8)}	30
魚介類	0.2

注7)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。

注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。

フィプロニル (Fipronil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	ポジティブリスト制度導入時に設定した基準値の見直しを行う。
構造式	
用途	農薬／殺虫剤
作用機構	フェニルピラゾール系の殺虫剤である。昆虫において GABA による塩素イオンチャネルコントロールを阻害し、神経興奮抑制を阻害することにより殺虫作用を示すと考えられている。
適用作物／適用害虫等	キャベツ／ハイマダラノメイガ、コナガ 等
我が国の登録状況	農薬：なたね、ブロッコリー等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR が毒性評価を行い、1997 年に ADI 及び ARfD が設定されている。国際基準はバナナ、小麦等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、ばれいしょ等に、EU においてたまねぎ、ブロッコリー等に、豪州においてブロッコリー、ピーマン等に、ニュージーランドにおいてあぶらな科野菜、たまねぎ等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI : 0.00019 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 2年間 慢性毒性／発がん性併合試験 (ラット・混餌) 無毒性量 0.019 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD : 0.02 mg/kg 体重</p> <p>[設定根拠] 90日間 亜急性毒性試験 (イヌ・強制経口) 無毒性量 2.0 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 農産物にあつてはフィプロニル、畜産物にあつてはフィプロニル及び代謝物 B とする。</p>  <p>代謝物 B</p>

<p>暴露評価</p>	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI 比は、以下のとおり。</p> <table border="1" data-bbox="533 293 1414 521"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>19.5</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>44.0</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>19.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>19.2</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価 各食品の短期推定摂取量 (ESTI) を推定したところ、一般 (1 歳以上) 及び幼小児 (1~6 歳) のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量 (ARFD) を超えていない^{注)}。 注) 基準値案、最高残留濃度 (HR) を用い、平成 17~19 年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成 22 年度の厚生労働科学研究の結果に基づき ESTI を推定した。</p>		EDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	19.5	幼小児 (1~6 歳)	44.0	妊婦	19.6	高齢者 (65 歳以上)	19.2
	EDI/ADI (%)										
一般 (1 歳以上)	19.5										
幼小児 (1~6 歳)	44.0										
妊婦	19.6										
高齢者 (65 歳以上)	19.2										
<p>意見聴取の状況</p>	<p>平成 29 年 6 月 1 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定</p>										
<p>答申案</p>	<p>別紙 2 のとおり。</p>										

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	0.01	○			<0.001(n=5)
小麦	0.002	0.002		0.002		
大麦	0.002	0.002		0.002		
ライ麦	0.002	0.002		0.002		
とうもろこし	0.02	0.02	○	0.01		<0.005,<0.005
そば		0.002				
その他の穀類	0.002	0.01		0.002		
大豆		0.002				
小豆類		0.002				
えんどう		0.002				
そら豆		0.002				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.002				
ばれいしよ	0.02	0.01		0.02		
さといも類(やつがしらを含む。)		0.002				
かんしよ	0.01	0.01	○			<0.002,0.002
やまいも(長いもをいう。)		0.002				
こんにやくいも		0.002				
その他のいも類		0.002				
てんさい	0.2	0.01	○	0.2		
さとうきび	0.01	0.01	○			<0.002-0.002(n=7)
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.002				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.002				
かぶ類の根		0.01				
かぶ類の葉		0.01				
西洋わさび		0.002				
クレソン		0.01				
はくさい	0.1	0.1	○			<0.01,0.02
キャベツ	0.03	0.05	○	0.02		<0.01(n=4)
芽キャベツ		0.05				
ケール		0.002				
こまつな		0.002				
きょうな		0.01				
チンゲンサイ	0.05	0.05	○			<0.01,<0.01
カリフラワー	0.02	0.05	○	0.02		<0.005,<0.005
ブロッコリー	0.03	0.05	○	0.02		<0.01(n=4)
その他のあぶらな科野菜	0.02	0.05		0.02		
ごぼう		0.002				
サルシフィー		0.002				
アーティチョーク		0.002				
チコリ		0.002				
エンダイブ		0.002				
しゅんぎく		0.002				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.002				
その他のきく科野菜		0.01				
たまねぎ		0.002				
ねぎ(リーキを含む。)		0.002				
にんにく		0.002				
にら		0.01				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.002				
その他のゆり科野菜		0.01				
にんじん		0.002				
パースニップ		0.002				
パセリ		0.01				
セロリ		0.01				
みつば		0.01				
その他のせり科野菜		0.01				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
トマト		0.002				
ピーマン		0.1				
なす		0.002				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.002				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.002				
しろうり		0.002				
すいか		0.002				
メロン類果実		0.002				
まくわうり		0.002				
その他のうり科野菜		0.002				
ほうれんそう		0.002				
たけのこ		0.002				
オクラ		0.002				
しょうが		0.01				
未成熟えんどう		0.002				
未成熟いんげん		0.002				
えだまめ		0.002				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.002				
その他のきのこ類		0.002				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.01				
なつみかんの果実全体		0.01				
レモン		0.01				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.01				
グレープフルーツ		0.01				
ライム		0.01				
その他のかんきつ類果実		0.01				
りんご		0.01				
日本なし		0.01				
西洋なし		0.01				
マルメロ		0.01				
びわ		0.01				
もも		0.01				
ネクタリン		0.01				
あんず(アプリコットを含む。)		0.01				
すもも(ブルーーンを含む。)		0.01				
うめ		0.01				
おうとう(チェリーを含む。)		0.01				
いちご		0.01				
ラズベリー		0.01				
ブラックベリー		0.01				
ブルーベリー		0.01				
クランベリー		0.01				
ハuckleベリー		0.01				
その他のベリー類果実		0.01				
ぶどう		0.01				
かき		0.01				
バナナ	0.005	0.01		0.005		
キウイ		0.01				
パパイヤ		0.01				
アボカド		0.01				
パイナップル		0.01				
グアバ		0.01				
マンゴー		0.01				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
パッションフルーツ		0.01				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子	0.002	0.01		0.002		
ごまの種子		0.002				
べにばなの種子		0.002				
綿実		0.01				
なたね	0.01	0.01	○			<0.002, <0.002
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.002				
くり		0.002				
ペカン		0.01				
アーモンド		0.002				
くるみ		0.002				
その他のナッツ類		0.002				
茶		0.002				
コーヒー豆		0.002				
カカオ豆		0.01				
ホップ		0.002				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉	0.5	0.04		0.5		
豚の筋肉	0.01	0.01				推:0.0048
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.01	0.04				推:0.0052
牛の脂肪	0.5	0.5		0.5		
豚の脂肪	0.04	0.5				推:0.0354
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04	0.3				推:0.0396
牛の肝臓	0.1	0.1		0.1		
豚の肝臓	0.01	0.02				推:0.0063
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	0.06				推:0.0068
牛の腎臓	0.02	0.02		0.02		
豚の腎臓	0.01	0.02				推:0.0048
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	0.03				推:0.0052
牛の食用部分	0.1	0.03				【牛の肝臓の基準値参照】
豚の食用部分	0.01	0.02				(豚の肝臓の基準値参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	0.03				(その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓の基準値参照)
乳	0.02	0.02		0.02		
鶏の筋肉	0.01	0.01		0.01		
その他の家きんの筋肉	0.01	0.01		0.01		
鶏の脂肪	0.02	0.04		0.02		
その他の家きんの脂肪	0.02	0.04		0.02		
鶏の肝臓	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの肝臓	0.02	0.02		0.02		
鶏の腎臓	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの腎臓	0.02	0.02		0.02		
鶏の食用部分	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの食用部分	0.02	0.02		0.02		
鶏の卵	0.02	0.02		0.02		
その他の家きんの卵	0.02	0.02		0.02		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
はちみつ		0.05				

網掛け: ポジティブリスト制度導入時に海外の基準値等を参照し暫定的に設定した基準値(暫定基準)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

推: 推定される残留量であることを示す

フィプロニル

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.01	※今回基準値を設定するフィプロニルとは、農産物
小麦	0.002	にあつてはフィプロニル、畜産物にあつてはフィプロ
大麦	0.002	ニル及び代謝物B[(±)-5-アミノ-1-(2,6-ジクロロ-
ライ麦	0.002	α, α, α-トリフルオロ-p-トルイル)-4-トリフルオロメ
とうもろこし	0.02	チルスルホニルピラゾール-3-カルボニトリル]をフィ
その他の穀類 ^{注1)}	0.002	プロニルに換算したものの和をいう。
ばれいしょ	0.02	注1)「その他の穀類」とは、穀類のうち、米、小麦、大
かんしょ	0.01	麦、ライ麦、とうもろこし及びそば以外のものをいう。
てんさい	0.2	
さとうきび	0.01	
はくさい	0.1	注2)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野
キャベツ	0.03	菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、かぶ類
チンゲンサイ	0.05	の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、はくさい、
カリフラワー	0.02	キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、
ブロッコリー	0.03	チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ
その他のあぶらな科野菜 ^{注2)}	0.02	以外のものをいう。
バナナ	0.005	
ひまわりの種子	0.002	
なたね	0.01	
牛の筋肉	0.5	
豚の筋肉	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注3)} の筋肉	0.01	注3)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸
牛の脂肪	0.5	棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のもの
豚の脂肪	0.04	をいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.04	
牛の肝臓	0.1	
豚の肝臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.01	
牛の腎臓	0.02	
豚の腎臓	0.01	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.01	
牛の食用部分 ^{注4)}	0.1	注4)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、
豚の食用部分	0.01	筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.01	
乳	0.02	
鶏の筋肉	0.01	
その他の家きん ^{注5)} の筋肉	0.01	注5)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外
鶏の脂肪	0.02	のものをいう。
その他の家きんの脂肪	0.02	
鶏の肝臓	0.02	
その他の家きんの肝臓	0.02	
鶏の腎臓	0.02	
その他の家きんの腎臓	0.02	
鶏の食用部分	0.02	
その他の家きんの食用部分	0.02	
鶏の卵	0.02	
その他の家きんの卵	0.02	

ブプロフェジン (Buprofezin)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定										
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請及びインポートトレランス(IT)制度に基づく基準設定の要請を受け、残留基準を設定する。										
構造式											
用途	農薬/殺虫剤										
作用機構	チアジジン環を有する殺虫剤である。幼虫に対しては脱皮異常による殺虫作用、成虫に対しては産卵抑制と産下卵の未孵化作用を示すものと考えられている。										
適用作物/適用害虫等	稲/ツマグロヨコバイ幼虫、ウンカ類幼虫 等										
我が国の登録状況	農薬：稲、みかん等を対象作物に登録されている。										
諸外国の状況	JMPRにおける毒性評価が行われ、2008年にADI及びARFDが設定されている。国際基準はりんご、トマト等に設定されている。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてレタス、かんきつ等に、カナダにおいてレタス、トマト等に、EUにおいてかんきつ、アーモンド等に、豪州においてパッションフルーツ、かき等に、ニュージーランドにおいてかんきつ、ぶどう等に基準値が設定されている。										
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:0.009 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(ラット・強制経口) 無毒性量 0.90 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARFD:0.5 mg/kg 体重 [設定根拠] 90日間 亜急性毒性試験(イヌ・強制経口) 発生毒性試験(ウサギ・強制経口) 無毒性量 50 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p>										
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：ブプロフェジンとする。										
暴露評価	<p>①長期暴露評価 EDI/ADI比は、以下のとおり。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>EDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般(1歳以上)</td> <td>48.6</td> </tr> <tr> <td>幼小児(1~6歳)</td> <td>73.4</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>40.3</td> </tr> <tr> <td>高齢者(65歳以上)</td> <td>56.9</td> </tr> </tbody> </table> <p>EDI：推定一日摂取量 (Estimated Daily Intake)</p> <p>②短期暴露評価</p>		EDI/ADI (%)	一般(1歳以上)	48.6	幼小児(1~6歳)	73.4	妊婦	40.3	高齢者(65歳以上)	56.9
	EDI/ADI (%)										
一般(1歳以上)	48.6										
幼小児(1~6歳)	73.4										
妊婦	40.3										
高齢者(65歳以上)	56.9										

	<p>各食品の短期推定摂取量(ESTI)を推定したところ、一般(1歳以上)及び幼小児(1~6歳)のそれぞれにおける摂取量は急性参照用量(ARFD)を超えていない^(注)。</p> <p>注) 基準値案、最高残留濃度(HR)又は作物残留試験における中央値(STMR)を用い、平成17~19年度の食品摂取頻度・摂取量調査及び平成22年度の厚生労働科学研究の結果に基づきESTIを推定した。</p>
意見聴取の状況	<p>平成29年6月1日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及びWTO通報を実施予定</p>
答申案	<p>別紙2のとおり。</p>

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	0.5	0.5	○			0.088,0.158(\$)
小麦	0.3	0.3	○			0.084(#),0.093(#)
大豆	0.02		IT		0.02 ブラジル	【<0.01-<0.02(#)(n=8) (ブラジル)】
レタス(サラダ菜及びびちしゃを含む。)	13	13				【0.03-4.56(#)(n=20)(結球レタ ス),1.18-11.49(#)(n=9)(非結球 レタス)(米国)】
その他のきく科野菜	3	3	○			0.517,1.34(\$)(ふき)
ねぎ(リーキを含む。)	3		申 申			0.03,0.09,1.57(\$)
にら	1					0.03,0.12,0.48(\$)
トマト	1	1	○	1		
ピーマン	2	2		2		
なす	1	1	○			0.42,0.48
その他のなす科野菜	10	10	○	10		2.98,3.64(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	1	1	○	0.7		0.35-0.75(n=6)
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7	0.7		0.7		
しろりり	0.7	0.7		0.7		
すいか	0.1	0.5	○			0.01,0.02
メロン類果実	0.05	0.5	○			<0.01,<0.01 (メロン類果実参照)
まくわうり	0.05	0.5				
その他のうり科野菜	0.7	0.7		0.7		
未成熟えんどう	0.02	0.02			0.02 米国	【<0.006-0.011(#)(n=7)(米国)】
みかん	0.3	0.3	○			0.052,0.081
なつみかんの果実全体	1	1	○	1		
レモン	3	3	○	1 2.5	米国	【0.393-1.796(n=17) (オレンジ)(米国)】
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2	2	○	1		0.36,0.62(\$)
グレープフルーツ	3	3	○	1 2.5	米国	【米国オレンジ参照】
ライム	3	3	○	1 2.5	米国	【米国オレンジ参照】
その他のかんきつ類果実	3	3	○	1 2.5	米国	【米国オレンジ参照】
りんご	3	3	○	3		
日本なし	6	6	○	6		
西洋なし	6	6	○	6		
マルメロ	4	4				【0.057-0.933(n=12)(りんご), 0.36-3.17(n=8)(西洋なし) (米国)】
びわ	0.3	4	○			0.074,0.100
もも	1	1	○			0.22,0.36,0.527(\$)
ネクタリン	9	9	○	9		
あんず(アプリコットを含む。)	0.7	0.7	○			0.19,0.30
すもも(プルーンを含む。)	2	2	○	2		
うめ	5	5	○			1.91,2.74
おうとう(チェリーを含む。)	5	5	○	2		1.42,1.70
いちご	3	3		3		
ぶどう	1	1	○	1		
かき	1	1	○		1 豪州	【0.44,0.46(豪州)】
バナナ	0.3	0.3		0.3		
キウイ	0.5	0.5	○			0.08,0.16
パパイヤ	0.9	0.9		0.9	米国	【米国マンゴー参照】
アボカド	0.3	0.3		0.3	米国	【<0.02-0.20(#)(n=4)(米国)】
グアバ	0.3	0.3		0.3	米国	【米国アボカド参照】
マンゴー	0.9	0.9	○	0.1 0.9	米国	【0.50,0.63,0.65(米国)】
パッションフルーツ	2	2	○		2 豪州	【1.05,1.13(豪州)】

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の果実	5	5	○	5		
綿実	0.4	0.4			0.35 米国	【0.043-0.126(#)(n=9)(米国)】
くり	0.05	0.02	○・IT		0.05 米国	【<0.01(n=5)(ペカン), <0.05(n=6)(アーモンド)(米国)】
ペカン	0.05		IT		0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
アーモンド	0.05	0.05	IT	0.05		
くるみ	0.05		申・IT		0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
その他のナッツ類	0.05		IT		0.05 米国	【米国ペカン、アーモンド参照】
茶	30	30	○	30		
その他のスパイス	5	5	○	1		0.40,1.68(\$)(みかんの果皮)
その他のハーブ	3	3				(その他のきく科野菜参照)
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		推:0.023
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		(牛の筋肉参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		(牛の筋肉参照)
牛の脂肪	0.1	0.1				推:0.055
豚の脂肪	0.1	0.1				(牛の脂肪参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1				(牛の脂肪参照)
牛の肝臓	0.1	0.1		0.05		推:0.023
豚の肝臓	0.1	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
牛の腎臓	0.05	0.05		0.05		推:0.023
豚の腎臓	0.05	0.05		0.05		(牛の腎臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05	0.05		0.05		(牛の腎臓参照)
牛の食用部分	0.1	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
豚の食用部分	0.1	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1	0.1		0.05		(牛の肝臓参照)
乳	0.02	0.02		0.01		推:0.005
魚介類	0.2	0.2				推:0.18
とうがらし(乾燥させたもの)		10		10		
干しぶどう		2		2		

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

IT: 海外で設定されている基準値を参照するよう申請されたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$): ばらつきを考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推: 推定される残留量であることを示す

まくわりについては、輸入実績を考慮しメロン類果実の基準値を参照して設定した。

加工食品であるとうがらし(乾燥させたもの)、干しぶどうについては、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数: JMPRにおいて、7(とうがらし(乾燥させたもの)、2.2(干しぶどう)と評価されている。))。

ブプロフェジン

食品名	残留基準値
	ppm
米(玄米をいう。)	0.5
小麦	0.3
大豆	0.02
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	13
その他のきく科野菜 ^{注1)}	3
ねぎ(リーキを含む。)	3
にら	1
トマト	1
ピーマン	2
なす	1
その他のなす科野菜 ^{注2)}	10
きゅうり(ガーキンを含む。)	1
かぼちゃ(スカッシュを含む。)	0.7
しろうり	0.7
すいか	0.1
メロン類果実	0.05
まくわうり	0.05
その他のうり科野菜 ^{注3)}	0.7
未成熟えんどう	0.02
みかん	0.3
なつみかんの果実全体	1
レモン	3
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)	2
グレープフルーツ	3
ライム	3
その他のかんきつ類果実 ^{注4)}	3
りんご	3
日本なし	6
西洋なし	6
マルメロ	4
びわ	0.3
もも	1
ネクタリン	9
あんず(アブリコットを含む。)	0.7
すもも(プルーンを含む。)	2
うめ	5
おうとう(チェリーを含む。)	5
いちご	3
ぶどう	1
かき	1
バナナ	0.3
キウイ	0.5
パパイヤ	0.9
アボカド	0.3
グアバ	0.3

注1)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。

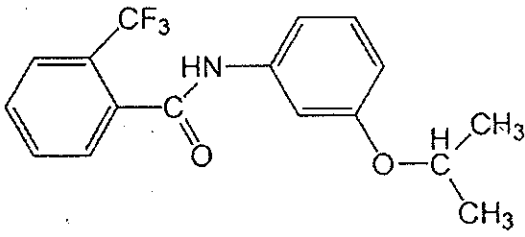
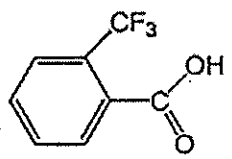
注2)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。

注3)「その他のうり科野菜」とは、うり科野菜のうち、きゅうり、かぼちゃ、しろうり、すいか、メロン類果実及びまくわうり以外のものをいう。

注4)「その他のかんきつ類果実」とは、かんきつ類果実のうち、みかん、なつみかん、なつみかんの外果皮、なつみかんの果実全体、レモン、オレンジ、グレープフルーツ、ライム及びスパイス以外のものをいう。

食品名	残留基準値	
	ppm	
マンゴー パッションフルーツ	0.9	注5)「その他の果実」とは、果実のうち、かんきつ類果実、りんご、日本なし、西洋なし、マルメロ、びわ、もも、ネクタリン、あんず、すもも、うめ、おうとう、ベリー類果実、ぶどう、かき、バナナ、キウイー、パパイヤ、アボカド、パイナップル、グアバ、マンゴー、パッションフルーツ、なつめやし及びスパイス以外のものをいう。
その他の果実 ^{注5)}	5	
綿実	0.4	注6)「その他のナッツ類」とは、ナッツ類のうち、ぎんなん、くり、ペカン、アーモンド及びくるみ以外のものをいう。
くり	0.05	
ペカン	0.05	
アーモンド	0.05	
くるみ	0.05	
その他のナッツ類 ^{注6)}	0.05	
茶	30	注7)「その他のスパイス」とは、スパイスのうち、西洋わさび、わさびの根茎、にんにく、とうがらし、パプリカ、しょうが、レモンの果皮、オレンジの果皮、ゆずの果皮及びごまの種子以外のものをいう。
その他のスパイス ^{注7)}	5	
その他のハーブ ^{注8)}	3	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注9)} の筋肉	0.05 0.05 0.05	注8)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1 0.1 0.1	
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.1 0.1 0.1	
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.05 0.05 0.05	注9)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の食用部分 ^{注10)} 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.1 0.1 0.1	
乳	0.02	
魚介類	0.2	

フルトラニル (Flutolanil)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬/殺菌剤
作用機構	アミド系の殺菌剤である。ミトコンドリア内の電子伝達系(複合体Ⅱ)に作用し、選択的に担子菌類に殺菌活性を示すと考えられている。
適用作物/適用品害虫等	稲/紋枯病 等
我が国の登録状況	農薬：稲、ばれいしょ等を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価が行われ、2002 年に ADI が設定され、ARfD は設定の必要なしとされている。国際基準は米、畜産物等に設定されている。米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてらっかせい、ばれいしょ等に、EU において米、ばれいしょ等に、豪州においてばれいしょ、畜産物等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.087 mg/kg 体重/day [設定根拠] 2年間 慢性毒性/発がん性併合試験(雄ラット・混餌) 無毒性量 8.7mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>ARfD: 設定の必要なし。 フルトラニルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響に対する最小毒性量のうち最小値は、ラット及びマウスを用いた急性毒性試験で得られた 5,120 mg/kg 体重であり、カットオフ値(500 mg/kg 体重)以上であったことから、急性参照用量 (ARfD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	<p>別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：農産物及び魚介類にあつてはフルトラニルのみとし、畜産物にあつてはフルトラニル及び加水分解により2-トリフルオロメチル安息香酸に変換される代謝物とする。</p>  <p>2-トリフルオロメチル安息香酸</p>
暴露評価	<p>長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。</p>

	TMDI/ADI (%)
一般 (1 歳以上)	16.4
幼小児 (1~6 歳)	27.7
妊婦	10.7
高齢者 (65 歳以上)	18.4
TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)	
意見聴取の状況	平成 29 年 4 月 13 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	別紙 2 のとおり。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	2.0	○	2		0.34, 0.54(\$)
小麦	0.05	2.0	○			<0.01, <0.01
大豆	0.5	0.5	○			<0.01(#), 0.15(\$)(#)
らっかせい	0.5	0.5			0.5 米国	【0.05-0.24(#)(n=10)(米国)】
ぼれいしよ	0.2	0.2	○		0.20 米国	【<0.05-0.11(#)(n=14)(米国)】
こんにやくいも	0.2	0.2	○			0.008(#), 0.032(\$)(#)
てんさい	0.2	1.0	○			0.04, 0.04
かぶ類の葉	0.07			0.07		
はくさい	0.07			0.07		
キャベツ	2	2.0	○	0.05		
芽キャベツ	0.07			0.07		
ケール	0.07			0.07		
こまつな	0.07			0.07		
きょうな	0.07			0.07		
チンゲンサイ	0.07			0.07		
カリフラワー	0.05			0.05		
ブロッコリー	0.05			0.05		
その他のあぶらな科野菜	10		申	0.07		3.41, 4.26(畑わさび(根及び根茎部))
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)	3	3.0	○			0.13, 0.67(#), 1.60(\$)
その他のきく科野菜	2	2.0	○			0.36, 0.712(ふき)
ねぎ(リーキを含む。)	1	1	○			<0.01(#), 0.36(\$)(#)
その他のゆり科野菜	5		申			1.84, 2.07(こら)
みつば	2	2	○			0.12, 0.46, 0.76(\$)
トマト	0.03	0.05	○			<0.005, <0.01, <0.01
ピーマン	0.7	0.7	○			0.01(#), 0.21(\$)(#)
なす		0.05				
その他のなす科野菜	0.1		申			<0.01, 0.02(ししとう)
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	0.05	○			<0.01, <0.01
ほうれんそう	2	2.0	○			0.569, 0.834
しょうが	5	1	○・申			0.5, 2.0(\$)(葉しょうが)
えだまめ	2	2.0	○			
その他の野菜	1	1.0			1 韓国	【0.27, 0.32(高麗人参)(韓国)】
日本なし		2				
西洋なし		2				
いちご	3	3			5 韓国	【1.11(韓国)】
その他のハーブ	10	2	○・申	0.07		1.09, 3.30(\$)(畑わさび(葉))
牛の筋肉	0.05	0.05		0.05		
豚の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉	0.05	0.05		0.05		
牛の脂肪	0.1	0.1		0.05	0.10 米国	【推:0.015(米国)】
豚の脂肪	0.1	0.1		0.05		【米国牛の脂肪参照】
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	0.1		0.05		【米国牛の脂肪参照】
牛の肝臓	0.5	0.2		0.5		
豚の肝臓	0.5	0.2		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	0.2		0.5		

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の腎臓	0.5	0.1		0.5		
豚の腎臓	0.5	0.1		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5	0.1		0.5		
牛の食用部分	0.5	0.05		0.5		
豚の食用部分	0.5	0.05		0.5		
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5	0.05		0.5		
乳	0.05	0.05		0.05		
鶏の筋肉	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの筋肉	0.05	0.05		0.05		
鶏の脂肪	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの脂肪	0.05	0.05		0.05		
鶏の肝臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの肝臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の腎臓	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの腎臓	0.05	0.05		0.05		
鶏の食用部分	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの食用部分	0.05	0.05		0.05		
鶏の卵	0.05	0.05		0.05		
その他の家きんの卵	0.05	0.05		0.05		
魚介類	2	2				推:1.431
米ぬか	10	10		10		
精米※		1		1		

太枠:国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○:既に、国内において農薬登録のあるもの

申:農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#):使用方法を逸脱して実施された試験成績

(\$):ばらつきの理由を考慮し、基準値設定の根拠とした値を示す

推:推定される残留量であることを示す

※精米については、国際基準が設定されているものの、加工係数を用いて原材料中の濃度に換算した値が当該原材料の基準値案を超えないことから、基準値を設定しないこととする(加工係数:JMPRにおいて、0.5未満(精米)と評価されている)。

フルトラニル

食品名	残留基準値 ppm	
米(玄米をいう。)	2	※今回基準値を設定するフルトラニルとは、農産物及び魚介類にあつてはフルトラニルをいい、畜産物にあつてはフルトラニル及び加水分解により
小麦	0.05	2-トリフルオロメチル安息香酸に変換される代謝物をフルトラニルに換算したものの和をいう。
大豆	0.5	
らっかせい	0.5	
ばれいしょ	0.2	
こんにゃくいも	0.2	
てんさい	0.2	
かぶ類の葉	0.07	
はくさい	0.07	
キャベツ	2	注1)「その他のあぶらな科野菜」とは、あぶらな科野菜のうち、だいこん類の根、だいこん類の葉、
芽キャベツ	0.07	かぶ類の根、かぶ類の葉、西洋わさび、クレソン、
ケール	0.07	はくさい、キャベツ、芽キャベツ、ケール、こまつな、きょうな、チンゲンサイ、カリフラワー、ブロッコリー及びハーブ以外のものをいう。
こまつな	0.07	
きょうな	0.07	
チンゲンサイ	0.07	
カリフラワー	0.05	
ブロッコリー	0.05	
その他のあぶらな科野菜 ^{注1)}	10	注2)「その他のきく科野菜」とは、きく科野菜のうち、ごぼう、サルシフィー、アーティチョーク、チコリ、エンダイブ、しゅんぎく、レタス及びハーブ以外のものをいう。
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)	3	
その他のきく科野菜 ^{注2)}	2	
ねぎ(リーキを含む。)	1	
その他のゆり科野菜 ^{注3)}	5	注3)「その他のゆり科野菜」とは、ゆり科野菜のうち、たまねぎ、ねぎ、にんにく、にら、アスパラガス、わけぎ及びハーブ以外のものをいう。
みつば	2	
トマト	0.03	
ピーマン	0.7	
その他のなす科野菜 ^{注4)}	0.1	注4)「その他のなす科野菜」とは、なす科野菜のうち、トマト、ピーマン及びなす以外のものをいう。
きゅうり(ガーキンを含む。)	0.05	
ほうれんそう	2	
しょうが	5	注5)「その他の野菜」とは、野菜のうち、いも類、てんさい、さとうきび、あぶらな科野菜、きく科野菜、ゆり科野菜、せり科野菜、なす科野菜、うり科野菜、ほうれんそう、たけのこ、オクラ、しょうが、未成熟えんどう、未成熟いんげん、えだまめ、きのこ類、スパイス及びハーブ以外のものをいう。
えだまめ	2	
その他の野菜 ^{注5)}	1	
いちご	3	
その他のハーブ ^{注6)}	10	
牛の筋肉	0.05	
豚の筋肉	0.05	注6)「その他のハーブ」とは、ハーブのうち、クレソン、にら、パセリの茎、パセリの葉、セロリの茎及びセロリの葉以外のものをいう。
その他の陸棲哺乳類に属する動物 ^{注7)} の筋肉	0.05	
牛の脂肪	0.1	
豚の脂肪	0.1	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪	0.1	注7)「その他の陸棲哺乳類に属する動物」とは、陸棲哺乳類に属する動物のうち、牛及び豚以外のものをいう。
牛の肝臓	0.5	
豚の肝臓	0.5	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓	0.5	

食品名	残留基準値
	ppm
牛の腎臓	0.5
豚の腎臓	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓	0.5
牛の食用部分 ^{注8)}	0.5
豚の食用部分	0.5
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分	0.5
乳	0.05
鶏の筋肉	0.05
その他の家きん ^{注9)} の筋肉	0.05
鶏の脂肪	0.05
その他の家きんの脂肪	0.05
鶏の肝臓	0.05
その他の家きんの肝臓	0.05
鶏の腎臓	0.05
その他の家きんの腎臓	0.05
鶏の食用部分	0.05
その他の家きんの食用部分	0.05
鶏の卵	0.05
その他の家きんの卵	0.05
魚介類	2
米ぬか	10

注8)「食用部分」とは、食用に供される部分のうち、筋肉、脂肪、肝臓及び腎臓以外の部分をいう。

注9)「その他の家きん」とは、家きんのうち、鶏以外のものをいう。

6 月 26 日 食品衛生分科会

文書による報告事項等
に関する資料

(3) 文書による報告事項等

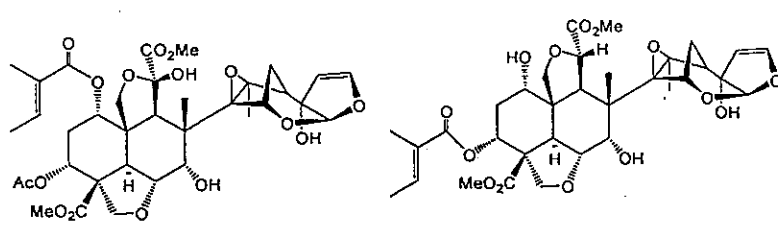
① 農薬等

- ・アザジラクチン（対象外物質の削除） 125
- ・フルチアセットメチル（適用拡大申請） 126～129
- ・農薬等 56 品目の残留基準の一括削除 130～209

② 食品添加物

- ・過酢酸及び過酢酸製剤（規格基準改正） 210～213

アザジラクチン (Azadirachtin)

審議の対象	食品衛生法に基づく人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質（対象外物質）から削除することについて
経緯	食品安全基本法第 24 条第 2 項の規定に基づき、食品安全委員会に対して食品健康影響評価を要請したところ、「アザジラクチンは、食品に残留することにより人の健康を損なうおそれがないことが明らかであるとは考えられない」との答申がなされたもの。
構造式	 <p style="text-align: center;">アザジラクチンA アザジラクチンB</p>
用途	殺虫剤
作用機構	昆虫の生理機構に働き、産卵の抑制、孵化率の低下、摂食阻害、忌避、脱皮・変態阻止作用等により効果を示すものと考えられている。
適用作物/適有害虫等	トマト/コナジラミ類、キャベツ/アブラムシ類 等
我が国の登録状況	農薬：登録されていない。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、EU においてかんきつ、いちご等に基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI:設定されていない</p> <p>※毒性評価に当たってのエンドポイント選定について最も適切な試験は、下記の試験と考えられる。</p> <p style="padding-left: 40px;">30 日間 免疫毒性試験 (マウス・混餌)</p> <p style="padding-left: 40px;">最小毒性量 112 mg/kg 体重/day</p> <p style="padding-left: 40px;">安全係数 10</p> <p>ARfD:設定されていない</p>
基準値案	食品安全委員会による食品健康影響評価の結果を踏まえ、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定に基づく対象外物質から削除する。
暴露評価	-
意見聴取の状況	今後、在京大使館への説明、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定
答申案	アザジラクチンについては、食品衛生法第 11 条第 3 項の規定により人の健康を損なうおそれのないことが明らかであるものとして厚生労働大臣が定める物質から削除し、一律基準で管理することとする。

フルチアセットメチル (Fluthiacet-methyl)

審議の対象	農薬の食品中の残留基準の設定
経緯	農薬取締法に基づく適用拡大申請に伴う基準値設定の要請を受け、残留基準を設定する。
構造式	
用途	農薬／除草剤
作用機構	イソウラゾール系の除草剤である。光合成におけるクロロフィル合成経路のプロトポルフィリノーゲンオキシダーゼを阻害することで、殺草効果を示すものと考えられている。
適用作物／適用雑草等	とうもろこし／イチビ 等
我が国の登録状況	農薬：とうもろこし、大豆を対象作物に登録されている。
諸外国の状況	JMPR における毒性評価はなされておらず、国際基準も設定されていない。 米国、カナダ、EU、豪州及びニュージーランドについて調査した結果、米国においてとうもろこし、大豆等に、ニュージーランドにおいてとうもろこしに基準値が設定されている。
食品安全委員会における食品健康影響評価結果	<p>ADI: 0.001 mg/kg 体重/day</p> <p>[設定根拠] 18 か月間 発がん性試験 (マウス・混餌) 無毒性量 0.1 mg/kg 体重/day 安全係数 100</p> <p>発がん性試験において、雄マウスで肝細胞癌の発生頻度の、雄のラットで脾外分泌細胞腺腫及び島細胞腺腫の発生頻度の増加が認められたが、腫瘍の発生機序は遺伝毒性メカニズムによるものとは考え難く、評価に当たり閾値を設定することは可能であると考えられた。</p> <p>なお、<i>in vitro</i> 試験である染色体異常試験においては代謝活性化系非存在下で陽性であったが、染色体異常試験では陰性であり、DNA 修復試験及び UDS 試験においても DNA 損傷性は認められなかった。また、<i>in vivo</i> 小核試験はいずれも陰性であったことから、フルチアセットメチルは生体にとって問題となる遺伝毒性はないと結論されている。</p> <p>ARFD: 設定の必要なし</p> <p>フルチアセットメチルの単回経口投与等により生ずる可能性のある毒性影響は認められなかったため、急性参照用量 (ARFD) は設定する必要がないと判断した。</p>
基準値案	別紙1のとおり。 残留の規制対象物質：フルチアセットメチルとする。

暴露評価	長期暴露評価 TMDI/ADI 比は、以下のとおり。										
	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>TMDI/ADI (%)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一般 (1 歳以上)</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>幼小児 (1~6 歳)</td> <td>1.6</td> </tr> <tr> <td>妊婦</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>高齢者 (65 歳以上)</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>		TMDI/ADI (%)	一般 (1 歳以上)	0.8	幼小児 (1~6 歳)	1.6	妊婦	0.6	高齢者 (65 歳以上)	0.9
		TMDI/ADI (%)									
	一般 (1 歳以上)	0.8									
	幼小児 (1~6 歳)	1.6									
妊婦	0.6										
高齢者 (65 歳以上)	0.9										
TMDI : 理論最大一日摂取量 (Theoretical Maximum Daily Intake)											
意見聴取の状況	平成 29 年 6 月 1 日に在京大使館への説明を実施 今後、パブリックコメント及び WTO 通報を実施予定										
答申案	別紙 2 のとおり。										

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし	0.01	0.05	○			<0.01(#), <0.01(#)(未成熟)/ <0.01(n=4)(#)(乾燥子実)
大豆	0.01		申			<0.01(n=7)

太枠: 国際基準の参照などにより申請に基づかず暫定基準以外の基準を見直すもの

○: 既に、国内において農薬登録のあるもの

申: 農薬の登録申請等に伴い基準値設定依頼がなされたもの

(#): 使用方法を逸脱して実施された試験成績

答申(案)

(別紙2)

フルチアセットメチル

食品名	残留基準値 ppm
とうもろこし	0.01
大豆	0.01

農薬等 56 品目 (2, 2-DPA 等)

今般の残留基準の検討については、ポジティブリスト制度導入時に新たに設定された基準値（いわゆる暫定基準）の見直しについて、食品安全委員会において食品健康影響評価がなされたことを踏まえ、農薬・動物用医薬品部会において審議を行い、以下の報告を取りまとめるものである。

1. 経緯

我が国では、2006年より食品に残留する農薬、動物用医薬品及び飼料添加物（以下「農薬等」という。）に関し、ポジティブリスト制度を導入しているところであるが、制度を開始する際に円滑な施行を図るために農薬等 758 品目に国際基準やデータの提供等について協力を申し出た米国、EU、豪州、カナダ及びニュージーランド（以下「海外主要国」という。）の基準値などを参考として暫定的に残留基準を定めた。暫定基準については、基準値を参照した海外主要国等から提出される科学的データに基づき順次見直しを行っているところである。

今般、制度開始から 11 年近く経過して、改めて暫定基準を確認したところ、56 品目において国内の食用及び飼料の用に供される農作物に使用される農薬の登録、飼料添加物としての指定又は食用に供される動物（食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物を含む）を対象とする動物用医薬品の承認がなく、また、国際基準が設定されていないことが確認された。さらに、これらの当該 56 品目について、海外主要国を含めた 52 ヶ国・地域に対して、我が国の基準値の設定の要望の有無と基準値設定に必要なデータの提供を求めたところ、基準値設定の要望等がなかったこと、過去 5 年間の輸入時検査において当該 56 品目の検出事例は認められていないことも踏まえると、国内において当該 56 品目が残留する食品が流通する可能性は非常に低いことから、基準値を削除することを検討する。

2. 対象品目

	品目名	英名	主な用途
1	2, 2-DPA	2, 2-DPA	農薬・除草剤
2	アザメチホス	AZAMETHIPHOS	農薬/動物用医薬品・殺虫剤
3	アスポキシシリン	ASPOXICILLIN	動物用医薬品・抗生物質
4	イマザメタベンズメチルエステル	IMAZAMETHABENZ METHYL ESTER	農薬・除草剤
5	塩酸メトセルペイト	METOSERPATE HYDROCHLORIDE	動物用医薬品
6	エンドタール	ENDOTHAL	農薬・除草剤

	品目名	英名	主な用途
7	オキサシリン	OXACILLIN	動物用医薬品・抗生物質
8	オキサベトリニル	OXABETRINIL	農薬・葉害軽減剤
9	オキシカルボキシ	OXYCARBOXIN	農薬・殺菌剤
10	カルベタミド	CARBETAMIDE	農薬・除草剤
11	キタサマイシン	KITASAMYCIN	動物用医薬品・抗生物質
12	クロジナホップ酸	CLODINAFOP ACID	農薬・除草剤
13	クロロネブ	CHLORONEB	農薬・殺菌剤
14	シクロエート	CYCLOATE	農薬・除草剤
15	脂肪族アルコールエトキシ レート	ALIPHATIC ALCOHOL ETHOXYLATES	動物用医薬品
16	スルファエトキシピリダジ ン	SULFAETHOXYPYRIDAZ INE	動物用医薬品・合成抗菌剤
17	スルファグアニジン	SULFAGUANIDINE	動物用医薬品・合成抗菌剤
18	スルファセタミド	SULFACETAMIDE	動物用医薬品・合成抗菌剤
19	スルファトロキサゾール	SULFATROXAZOLE	動物用医薬品・合成抗菌剤
20	スルファニトラン	SULFANITRAN	動物用医薬品・合成抗菌剤
21	スルファニルアミド	SULFANILAMIDE	動物用医薬品・合成抗菌剤
22	スルファピリジン	SULFAPYRIDINE	動物用医薬品・合成抗菌剤
23	スルファブロモメタジンナ トリウム	SULFABROMOMETHAZIN E SODIUM	動物用医薬品・合成抗菌剤
24	スルファベンズアミド	SULFABENZAMIDE	動物用医薬品・合成抗菌剤
25	スルファメトキシピリダジ ン	SULFAMETHOXYPYRIDA ZINE	動物用医薬品・合成抗菌剤
26	スルファメラジン	SULFAMERAZINE	動物用医薬品・合成抗菌剤
27	セファセトリル	CEFACETRILE	動物用医薬品・抗生物質
28	テトラクロルビンホス	TETRACHLORVINPHOS	農薬/動物用医薬品・ 殺虫剤・ダニ駆除剤
29	テブチウロン	TEBUTHIURON	農薬・除草剤
30	テメホス	TEMEPHOS	動物用医薬品
31	テルブトリン	TERBUTRYN	農薬・除草剤
32	トリフロキシスルフロン	TOLYFLOXYSULFURON	農薬・除草剤
33	トリペレナミン	TRIPLENNAMINE	動物用医薬品
34	ナフタロホス	NAPHTHALOPHOS	農薬・殺虫剤

	品目名	英名	主な用途
35	2-(1-ナフチル)アセタミド	2-(1-NAPHTHYL) ACETAMIDE	農薬・成長調整剤
36	ノボビオシン	NOVOBIOCIN	動物用医薬品・抗生物質
37	バクイノレート	BAQUINOLATE	動物用医薬品・合成抗菌剤
38	バクイロプリム	BAQUILOPRIM	動物用医薬品・合成抗菌剤
39	ハロクソン	HALOXON	動物用医薬品
40	ピリチオバックナトリウム 塩	PYRITHIOPAC-SODIUM	農薬・除草剤
41	ファミフル	FAMPHUR	動物用医薬品
42	フェノトリン	PHENOTHRIN	農薬・動物用医薬品・殺虫剤
43	フェンプロスタレン	FENPROSTALENE	動物用医薬品
44	Sec-ブチルアミン	Sec-BUTYLAMINE	農薬・除草剤・殺藻剤
45	ブトロキシジム	BUTROXYDIM	農薬・除草剤
46	フラチオカルブ	FURATHIOCARB	農薬・殺虫剤
47	フルプロパネート	FLUPROPANATE	農薬・除草剤
48	フロラスラム	FLORASULAM	農薬・除草剤
49	ペブレート	PEBULATE	農薬・除草剤
50	ベンスリド	BENSULIDE	農薬・除草剤
51	ホスファミドン	PHOSPHAMIDON	農薬・殺虫剤・ダニ駆除剤
52	ポリミキシシン B	POLYMYXINE B	動物用医薬品・抗生物質
53	メチルベンゾクエート (ネクイネート)	METHYLBENZOQUATE (NEQUINATE)	動物用医薬品
54	メトスラム	METOSULAM	農薬・除草剤
55	ライドロマイシン	LAIDLAMYCIN	動物用医薬品・抗生物質
56	硫化カルボニル	CARBONYL SULPHIDE	農薬・殺虫剤

3. 食品健康影響評価

食品安全基本法（平成15年法律第48号）第24条第1項第2項の規定に基づき、食品安全委員会にて意見を求めた56品目に係る食品健康影響評価において、以下のとおり示されている。

別紙に掲載の56品目について、食品、添加物等の規格基準（昭和34年厚生省告示第370号）に定める食品中の残留基準を削除することは、当該56品目が国外において、食用及び飼料の用に供される農作物（以下「農作物」という。）並びに食用に供される動物及び食用に供される乳、卵等の生産物を生産している動物（以下「対象動物」という。）に使用される可能性は低いと考えられ、かつ当該56品目が国内において農作物及び対象動物に使

用されておらず、かつ当該56品目が使用された農作物及び対象動物の肉、乳その他の食用に供される生産物が輸入されていないことを前提とした場合、食品安全基本法（平成15年法律第48号）第11条第1項第2号の人の健康に及ぼす悪影響の内容及び程度が明らかであるときに該当すると認められる。

なお、当該56品目について、国内外において使用や残留が確認された場合及び当該物質に関する食品を介した健康被害等の情報があつた場合は、必要に応じてリスク管理措置を見直すことを検討されたい。

4. 諸外国における状況

国際基準は設定されていない。

海外主要国について調査した結果は、a) 基準値が設定されていない、b) 分析法の定量下限値を残留基準としている、c) 定量下限以外の基準が設定されている、であつた。a)～c)の状況については別紙1を参照。

5. 基準案

別紙2-1から別紙2-56のとおり、食品中の基準値を設定しないこととする。

当該56品目については、現時点において申請される予定はないこと、現在設定されている基準値は一律基準以上であること、諸外国及び国際機関においてADIが設定できない物質とはされていないことを踏まえ、基準値を削除しても支障はないと判断出来る。

今後は、合成抗菌剤または抗生物質である20品目については「含有してはならない。」の規定が適用され、その他の36品目については一律基準の0.01 ppmが適用されることになる。

海外主要国における残留基準等設定状況

	品目名	英名	主な用途	残留基準等設定状況(海外主要国)		
				a)基準が設定されていないもの	b)分析法の定量下限を基準値としているもの	c)定量下限以外の基準値が設定されているもの
1	2,2-DPA	2,2-DPA	農薬 除草剤			○
2	アザメチホス	AZAMETHIPHOS	農薬/動物用医薬品 殺虫剤			○
3	アスポキシシリン	ASPOXICILLIN	動物用医薬品 抗生物質	○		
4	イマザメタベンズメチルエステル	IMAZAMETHABENZ METHYL ESTER	農薬 除草剤			○
5	塩酸メトセルペイト	METOSERPATE HYDROCHLORIDE	動物用医薬品			○
6	エンドタール	ENDOTHAL	農薬 除草剤		○	○
7	オキサシリン	OXACILLIN	動物用医薬品 抗生物質			○
8	オキサベトリニル	OXABETRINIL	農薬 薬害軽減剤		○	
9	オキシカルボキシ	OXYCARBOXIN	農薬 殺菌剤		○	○
10	カルベタミド	CARBETAMIDE	農薬 除草剤			○
11	キタサマイシン	KITASAMYCIN	動物用医薬品 抗生物質			○
12	クロジナホップ酸	GLODINAFOF ACID	農薬 除草剤		○	○
13	クロロネブ	CHLORONEB	農薬 殺菌剤	○		
14	シクロエート	CYCLOATE	農薬 除草剤	○		
15	脂肪族アルコールエトキシレート	ALIPHATIC ALCOHOL ETHOXYLATES	動物用医薬品			○
16	スルファエトキシピリダジン	SULFAETHOXYPYRIDAZINE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
17	スルファグアニジン	SULFAGUANIDINE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
18	スルファセタミド	SULFACETAMIDE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
19	スルファトロキサゾール	SULFATROXAZOLE	動物用医薬品 合成抗菌剤	○		
20	スルファニトラン	SULFANITRAN	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
21	スルファニルアミド	SULFANILAMIDE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○

	品目名	英名	主な用途	残留基準等設定状況(海外主要国)		
				a)基準が設定されていないもの	b)分析法の定量下限を基準値としているもの	c)定量下限以外の基準値が設定されているもの
22	スルファピリジン	SULFAPYRIDINE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
23	スルファブロモメタジン ナトリウム	SULFABROMOMETHAZINE SODIUM	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
24	スルファベンズアミド	SULFABENZAMIDE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
25	スルファメトキシピリダジン	SULFAMETHOXYPYRIDAZINE	動物用医薬品 合成抗菌剤	○		
26	スルファメラジン	SULFAMERAZINE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
27	セファセトリル	CEFACETRILE	動物用医薬品 抗生物質			○
28	テトラクロルビンホス	TETRACHLORVINPHOS	農薬/動物用医薬品 殺虫剤・ダニ駆除剤			○
29	テブチウロン	TEBUTHIURON	農薬 除草剤			○
30	テメホス	TEMEPHOS	動物用医薬品			○
31	テルブトリン	TERBUTRYN	農薬 除草剤			○
32	トリフロキシスルフロ ン	TOLYFLOXYSULFURO N	農薬 除草剤		○	○
33	トリペレナミン	TRIPELENNAMINE	動物用医薬品			○
34	ナフタロホス	NAPHTHALOPHOS	農薬 殺虫剤		○	
35	2-(1-ナフチル)アセ タミド	2-(1-NAPHTHYL) ACETAMIDE	農薬 成長調整剤			○
36	ノボビオシン	NOVOBIOCIN	動物用医薬品 抗生物質			○
37	バクイノレート	BAQUINOLATE	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
38	バクイロプリム	BAQUILOPRIM	動物用医薬品 合成抗菌剤			○
39	ハロクソン	HALOXON	動物用医薬品			○
40	ピリチオバックナトリ ウム塩	PYRITHIOBAC- SODIUM	農薬 除草剤		○	○
41	ファミフル	FAMPHUR	動物用医薬品			○
42	フェノトリン	PHENOTHRIN	農薬・動物用医薬品 殺虫剤		○	○
43	フェンプロスタレン	FENPROSTALENE	動物用医薬品			○

	品目名	英名	主な用途	残留基準等設定状況(海外主要国)		
				a)基準が設定されていないもの	b)分析法の定量下限を基準値としているもの	c)定量下限以外の基準値が設定されているもの
44	Sec-ブチルアミン	Sec-BUTYLAMINE	農薬 除草剤・殺藻剤	○		
45	ブトロキシジム	BUTROXYDIM	農薬 除草剤		○	
46	フラチオカルブ	FURATHIOCARB	農薬 殺虫剤			○
47	フルプロパネート	FLUPROPANATE	農薬 除草剤			○
48	フロラスラム	FLORASULAM	農薬 除草剤		○	○
49	ペプレート	PEBULATE	農薬 除草剤		○	
50	ベンスリド	BENSULIDE	農薬 除草剤		○	○
51	ホスファミドン	PHOSPHAMIDON	農薬 殺虫剤・ダニ駆除剤		○	○
52	ポリミキシンB	POLYMYXINE B	動物用医薬品 抗生物質			○
53	メチルベンゾクエート (ネクイネート)	METHYLBENZOQUATE (NEQUINATE)	動物用医薬品			○
54	メトスラム	METOSULAM	農薬 除草剤		○	
55	ライドロマイシン	LAIDLAMYCIN	動物用医薬品 抗生物質			○
56	硫化カルボニル	CARBONYL SULPHIDE	農薬 殺虫剤			○

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)		0.1				
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.1				
さとうきび		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のさく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.05				
セロリ		0.1				
みつば		0.05				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろりり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.1				
オクラ		0.1				
しょうが		0.05				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		1				
ネクタリン		1				
あんず(アブリコットを含む。)		1				
すもも(ブルーベリーを含む。)		1				
うめ		1				
おうとう(チェリーを含む。)		1				
いちご		0.05				
ラズベリー		0.05				
ブラックベリー		0.05				
ブルーベリー		0.05				
クランベリー		0.05				
ハuckleベリー		0.05				
その他のベリー類果実		20				
ぶどう		3				
かき		0.05				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.1				
マンゴー		0.05				
パッションフルーツ		0.05				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.05				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.05				
べにばなの種子		0.05				
綿実		0.1				
なたね		0.05				
その他のオイルシード		0.05				
ぎんなん		0.05				
くり		0.05				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.05				
その他のナッツ類		0.05				
茶		0.15				
コーヒー豆		0.05				
カカオ豆		0.05				
ホップ		0.05				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.2				
豚の筋肉		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.2				
豚の脂肪		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.2				
豚の肝臓		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.2				
豚の腎臓		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.2				
豚の食用部分		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米)		0.01				
小麦		0.01				
大麦		0.01				
ライ麦		0.01				
とうもろこし		0.01				
そば		0.01				
その他の穀類		0.01				
鶏の筋肉		0.05				
その他の家きんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪		0.05				
その他の家きんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家きんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家きんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家きんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.05				
豚の筋肉		0.05				
牛の脂肪		0.05				
豚の脂肪		0.05				
牛の肝臓		0.05				
豚の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.05				
豚の食用部分		0.05				
乳		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 大麦		0.01				
ひまわりの種子		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉		0.02				
鶏の脂肪		0.02				
鶏の肝臓		0.02				
鶏の腎臓		0.02				
鶏の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.05				
ばれいしょ		0.01				
綿実		0.01				
ホップ		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉						
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪						
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓						
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓						
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分						
乳						
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉						
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪						
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓						
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓						
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分						
魚介類(さけ目魚類に限る。) 魚介類(うなぎ目魚類に限る。) 魚介類(すずき目魚類に限る。) 魚介類(その他の魚類に限る。) 魚介類(貝類に限る。) 魚介類(甲殻類に限る。) その他の魚介類						

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
未成熟いんげん		5				
その他の野菜		5				
ブルーベリー		10				
その他のスパイス		5				
その他のハーブ		5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の筋肉		0.2				
豚の脂肪		0.2				
豚の肝臓		0.2				
豚の腎臓		0.2				
豚の食用部分		0.2				
鶏の筋肉		0.2				
その他の家きんの筋肉		0.2				
鶏の脂肪		0.2				
その他の家きんの脂肪		0.2				
鶏の肝臓		0.2				
その他の家きんの肝臓		0.2				
鶏の腎臓		0.2				
その他の家きんの腎臓		0.2				
鶏の食用部分		0.2				
その他の家きんの食用部分		0.2				
鶏の卵		0.2				
その他の家きんの卵		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦		0.1				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
その他の豆類		0.1				
てんさい		0.1				
その他の野菜		0.1				
綿実		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.2				
豚の筋肉		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.2				
豚の脂肪		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.2				
豚の肝臓		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.2				
豚の腎臓		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.2				
豚の食用部分		0.2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.2				
乳		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
てんさい		0.05				
ほうれんそう		0.05				
その他の野菜		0.05				
その他のスパイス		0.05				
その他のハーブ		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		100				
牛の脂肪		100				
牛の肝臓		100				
牛の腎臓		100				
牛の食用部分		100				
乳		100				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉		0.01				
牛の脂肪 豚の脂肪		0.01				
牛の肝臓 豚の肝臓		0.01				
牛の腎臓 豚の腎臓		0.01				
牛の食用部分 豚の食用部分		0.01				
乳		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行、 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉		0.1				
牛の脂肪 豚の脂肪		0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓		0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓		0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分		0.1				
乳		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
乳		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
乳		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
豚の筋肉		0.03				
豚の脂肪		0.05				
豚の肝臓		0.05				
豚の腎臓		0.05				
豚の食用部分		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
乳		10				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.3				
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		0.3				
西洋わさび		0.3				
クレソン		0.3				
はくさい		0.3				
キャベツ		0.3				
芽キャベツ		0.3				
ケール		0.3				
こまつな		0.3				
きょうな		0.3				
チンゲンサイ		0.3				
カリフラワー		0.3				
ブロッコリー		0.3				
その他のあぶらな科野菜		0.3				
ごぼう		0.3				
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク		0.3				
チコリ		0.3				
エンダイブ		0.3				
しゅんぎく		0.3				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.3				
その他のきく科野菜		0.3				
たまねぎ		0.3				
ねぎ(リーキを含む。)		0.3				
にんにく		0.3				
にら		0.3				
アスパラガス		0.3				
わけぎ		0.3				
その他のゆり科野菜		0.3				
にんじん		0.3				
パースニップ		0.3				
パセリ		0.3				
セロリ		0.3				
みつば		0.3				
その他のせり科野菜		0.3				
トマト		0.3				
ピーマン		0.3				
なす		0.3				
その他のなす科野菜		0.3				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.3				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.3				
しろり		0.3				
その他のうり科野菜		0.3				
ほうれんそう		0.3				
たけのこ		0.3				
オクラ		0.3				
しょうが		0.3				
未成熟えんどう		0.3				
未成熟いんげん		0.3				
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.3				
しいたけ		0.3				
その他のきのこ類		0.3				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の野菜		0.3				
りんご		10				
ぶどう		10				
その他のスパイス		10.3				
その他のハーブ		0.3				
牛の筋肉		0.3				
豚の筋肉		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.05				
牛の脂肪		2				
豚の脂肪		2				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.5				
牛の肝臓		0.3				
豚の肝臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.3				
豚の腎臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.3				
豚の食用部分		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.05				
乳		0.3				
鶏の筋肉		0.3				
その他の家きんの筋肉		0.3				
鶏の脂肪		0.3				
その他の家きんの脂肪		0.3				
鶏の肝臓		0.3				
その他の家きんの肝臓		0.3				
鶏の腎臓		0.3				
その他の家きんの腎臓		0.3				
鶏の食用部分		0.3				
その他の家きんの食用部分		0.3				
鶏の卵		0.3				
その他の家きんの卵		0.3				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにやくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のきく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろりり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アブリコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉		0.02				
豚の筋肉		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02				
牛の脂肪		0.02				
豚の脂肪		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02				
牛の肝臓		0.02				
豚の肝臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.02				
豚の腎臓		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02				
牛の食用部分		0.02				
豚の食用部分		0.02				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02				
乳		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		2 0.5				
牛の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		3 1				
牛の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.5 0.5				
牛の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.5 0.5				
牛の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		2 0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.01				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
さとうきび		0.05				
未成熟えんどう		0.1				
その他の野菜		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				
牛の筋肉		0.1				
豚の筋肉		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
豚の脂肪		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
豚の肝臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
豚の腎臓		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				
豚の食用部分		0.1				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.1				
鶏の筋肉		0.1				
その他の家さんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
その他の家さんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.05				
その他の家さんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓		0.05				
その他の家さんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分		0.05				
その他の家さんの食用部分		0.05				
鶏の卵		0.05				
その他の家さんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
さとうきび		0.01				
トマト		0.01				
みかん		0.03				
なつみかんの果実全体		0.03				
レモン		0.03				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.03				
グレープフルーツ		0.03				
ライム		0.03				
その他のかんきつ類果実		0.03				
綿実		0.03				
アーモンド		0.02				
その他のスパイス		0.03				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.2				
乳		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
りんご 西洋なし		0.01 0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.07				
牛の脂肪		0.07				
牛の肝臓		0.07				
牛の腎臓		0.07				
牛の食用部分		0.07				
乳		0.08				
鶏の筋肉 その他の家さんの筋肉		0.05				
鶏の脂肪 その他の家さんの脂肪		0.05				
鶏の肝臓 その他の家さんの肝臓		0.05				
鶏の腎臓 その他の家さんの腎臓		0.05				
鶏の食用部分 その他の家さんの食用部分		0.05				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.04				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.04				
牛の肝臓		0.3				
豚の肝臓		0.05				
牛の腎臓		0.2				
豚の腎臓		0.05				
牛の食用部分		0.2				
豚の食用部分		0.05				
乳		0.03				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.1				
牛の脂肪		0.1				
牛の肝臓		0.1				
牛の腎臓		0.1				
牛の食用部分		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
綿実		0.02				
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.02 0.02 0.02				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.02 0.02 0.02				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.02 0.02 0.02				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.02 0.02 0.02				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.02 0.02 0.02				
乳		0.02				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.02 0.02				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.02 0.02				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.02 0.02				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.02 0.02				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.02 0.02				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.02 0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.03				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.03				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1				
乳		0.03				
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.1				
鶏の卵 その他の家きんの卵		0.1				
魚介類(さけ目魚類に限る。)		0.02				
魚介類(うなぎ目魚類に限る。)		0.02				
魚介類(すずき目魚類に限る。)		0.02				
魚介類(その他の魚類に限る。)		0.02				
魚介類(貝類に限る。)		0.02				
魚介類(甲殻類に限る。)		0.02				
その他の魚介類		0.02				
はちみつ		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		2				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
大豆		0.02				
小豆類		0.02				
えんどう		0.02				
そら豆		0.02				
らっかせい		0.02				
その他の豆類		0.02				
ばれいしょ		0.02				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.02				
かんしょ		0.02				
やまいも(長いもをいう。)		0.02				
こんにゃくいも		0.02				
その他のいも類		0.02				
てんさい		0.02				
さとうきび		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.02				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.02				
かぶ類の根		0.02				
かぶ類の葉		0.02				
西洋わさび		0.02				
クレソン		0.02				
はくさい		0.02				
キャベツ		0.02				
芽キャベツ		0.02				
ケール		0.02				
こまつな		0.02				
きょうな		0.02				
チンゲンサイ		0.02				
カリフラワー		0.02				
ブロッコリー		0.02				
その他のあぶらな科野菜		0.02				
ごぼう		0.02				
サルシフィー		0.02				
アーティチョーク		0.02				
チコリ		0.02				
エンダイブ		0.02				
しゅんぎく		0.02				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.02				
その他のさく科野菜		0.02				
たまねぎ		0.02				
ねぎ(リーキを含む。)		0.02				
にんにく		0.02				
にら		0.02				
アスパラガス		0.02				
わけぎ		0.02				
その他のゆり科野菜		0.02				
にんじん		0.02				
パースニップ		0.02				
パセリ		0.02				
セロリ		0.02				
みつば		0.02				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.02				
トマト		0.02				
ピーマン		0.02				
なす		0.02				
その他のなす科野菜		0.02				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.02				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.02				
しろり		0.02				
すいか		0.02				
メロン類果実		0.02				
まくわうり		0.02				
その他のうり科野菜		0.02				
ほうれんそう		0.02				
たけのこ		0.02				
オクラ		0.02				
しょうが		0.02				
未成熟えんどう		0.02				
未成熟いんげん		0.02				
えだまめ		0.02				
マッシュルーム		0.02				
しいたけ		0.02				
その他のきのこ類		0.02				
その他の野菜		0.02				
みかん		0.02				
なつみかんの果実全体		0.02				
レモン		0.02				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.02				
グレープフルーツ		0.02				
ライム		0.02				
その他のかんきつ類果実		0.02				
りんご		0.02				
日本なし		0.02				
西洋なし		0.02				
マルメロ		0.02				
びわ		0.02				
もも		0.02				
ネクタリン		0.02				
あんず(アプレコットを含む。)		0.02				
すもも(プルーンを含む。)		0.02				
うめ		0.02				
おうとう(チェリーを含む。)		0.02				
いちご		0.02				
ラズベリー		0.02				
ブラックベリー		0.02				
ブルーベリー		0.02				
クランベリー		0.02				
ハuckleベリー		0.02				
その他のベリー類果実		0.02				
ぶどう		0.02				
かき		0.02				
バナナ		0.02				
キウイ		0.02				
パパイヤ		0.02				
アボカド		0.02				
パイナップル		0.02				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.02				
マンゴー		0.02				
パッションフルーツ		0.02				
なつめやし		0.02				
その他の果実		0.02				
ひまわりの種子		0.02				
ごまの種子		0.02				
べにばなの種子		0.02				
綿実		0.02				
なたね		0.02				
その他のオイルシード		0.02				
ぎんなん		0.02				
くり		0.02				
ペカン		0.02				
アーモンド		0.02				
くるみ		0.02				
その他のナッツ類		0.02				
茶		0.02				
コーヒー豆		0.02				
カカオ豆		0.02				
ホップ		0.02				
その他のスパイス		0.02				
その他のハーブ		0.02				
牛の筋肉		0.5				
豚の筋肉		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.5				
牛の脂肪		0.5				
豚の脂肪		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.5				
牛の肝臓		0.5				
豚の肝臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.5				
牛の腎臓		0.5				
豚の腎臓		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.5				
牛の食用部分		0.5				
豚の食用部分		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.5				
乳		0.05				
鶏の卵		0.5				
その他の家きんの卵		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	承認 有無	参考基準値		残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.04				
牛の肝臓		0.02				
牛の腎臓		0.03				
牛の食用部分		0.02				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.1				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.1				
かんしょ		0.1				
やまいも(長いもをいう。)		0.1				
こんにゃくいも		0.1				
その他のいも類		0.1				
てんさい		0.1				
さとうきび		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
ごまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のさく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろりり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.1				
オクラ		0.1				
しょうが		0.1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
みかん		30				
なつみかんの果実全体		30				
レモン		30				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		30				
グレープフルーツ		30				
ライム		30				
その他のかんきつ類果実		30				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アプリコットを含む。)		0.1				
すもも(ブルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.1				
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
コーヒー豆		0.1				
カカオ豆		0.1				
ホップ		0.1				
その他のスパイス		30				
その他のハーブ		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
大豆		0.01				
小豆類		0.01				
えんどう		0.01				
そら豆		0.01				
らっかせい		0.01				
その他の豆類		0.01				
未成熟えんどう		0.01				
未成熟いんげん		0.01				
えだまめ		0.01				
その他の野菜		0.01				
ひまわりの種子		0.01				
ごまの種子		0.01				
べにばなの種子		0.01				
綿実		0.01				
なたね		0.01				
その他のオイルシード		0.01				
その他のナッツ類		0.01				
その他のスパイス		0.01				
その他のハーブ		0.01				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.05				
ライ麦		0.05				
とうもろこし		0.05				
そば		0.05				
その他の穀類		0.05				
大豆		0.05				
小豆類		0.05				
えんどう		0.05				
そら豆		0.05				
らっかせい		0.05				
その他の豆類		0.05				
ばれいしょ		0.05				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.05				
かんしょ		0.05				
やまいも(長いもをいう。)		0.05				
こんにやくいも		0.05				
その他のいも類		0.05				
てんさい		0.05				
さとうきび		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.3				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.3				
かぶ類の根		0.3				
かぶ類の葉		0.3				
西洋わさび		0.3				
クレソン		0.3				
はくさい		0.3				
キャベツ		0.3				
芽キャベツ		0.3				
ケール		0.3				
こまつな		0.3				
きょうな		0.3				
チンゲンサイ		0.3				
カリフラワー		0.3				
ブロッコリー		0.3				
その他のあぶらな科野菜		0.3				
ごぼう		0.3				
サルシフィー		0.3				
アーティチョーク		0.3				
チコリ		0.3				
エンダイブ		0.3				
しゅんぎく		0.3				
レタス(サラダ菜及びちしゃを含む。)		0.3				
その他のさく科野菜		0.3				
たまねぎ		0.3				
ねぎ(リーキを含む。)		0.3				
にんにく		0.3				
にら		0.3				
アスパラガス		0.3				
わけぎ		0.3				
その他のゆり科野菜		0.3				
にんじん		0.3				
パースニップ		0.3				
パセリ		0.3				
セロリ		0.3				
みつば		0.3				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.3				
トマト		0.3				
ピーマン		0.3				
なす		0.3				
その他のなす科野菜		0.3				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.3				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.3				
しろうり		0.3				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわうり		0.1				
その他のうり科野菜		0.3				
ほうれんそう		0.3				
たけのこ		0.3				
オクラ		0.3				
しょうが		0.3				
未成熟えんどう		0.3				
未成熟いんげん		0.3				
えだまめ		0.3				
マッシュルーム		0.3				
しいたけ		0.3				
その他のきのこ類		0.3				
その他の野菜		0.3				
みかん		0.1				
なつみかんの果実全体		0.1				
レモン		0.1				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.1				
グレープフルーツ		0.1				
ライム		0.1				
その他のかんきつ類果実		0.1				
りんご		0.1				
日本なし		0.1				
西洋なし		0.1				
マルメロ		0.1				
びわ		0.1				
もも		0.1				
ネクタリン		0.1				
あんず(アブリコットを含む。)		0.1				
すもも(ブルーンを含む。)		0.1				
うめ		0.1				
おうとう(チェリーを含む。)		0.1				
いちご		0.1				
ラズベリー		0.1				
ブラックベリー		0.1				
ブルーベリー		0.1				
クランベリー		0.1				
ハックルベリー		0.1				
その他のベリー類果実		0.1				
ぶどう		0.1				
かき		0.1				
バナナ		0.1				
キウイ		0.1				
パパイヤ		0.1				
アボカド		0.1				
パイナップル		0.1				
グアバ		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
マンゴー		0.1				
パッションフルーツ		0.1				
なつめやし		0.1				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.1				
ごまの種子		0.1				
べにばなの種子		0.1				
綿実		0.1				
なたね		0.1				
その他のオイルシード		0.1				
ぎんなん		0.1				
くり		0.1				
ペカン		0.1				
アーモンド		0.1				
くるみ		0.1				
その他のナッツ類		0.1				
茶		0.1				
ホップ		5				
その他のスパイス		0.3				
その他のハーブ		0.3				
牛の筋肉		0.3				
豚の筋肉		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.3				
牛の脂肪		0.3				
豚の脂肪		0.5				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.3				
牛の肝臓		0.3				
豚の肝臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.3				
牛の腎臓		0.3				
豚の腎臓		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.3				
牛の食用部分		0.3				
豚の食用部分		0.3				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.3				
乳		0.05				
鶏の筋肉		0.3				
その他の家きんの筋肉		0.3				
鶏の脂肪		0.5				
その他の家きんの脂肪		0.5				
鶏の肝臓		0.3				
その他の家きんの肝臓		0.3				
鶏の腎臓		0.3				
その他の家きんの腎臓		0.3				
鶏の食用部分		0.3				
その他の家きんの食用部分		0.3				
鶏の卵		0.05				
その他の家きんの卵		0.05				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉 豚の筋肉 その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.1 0.1 0.2				
牛の脂肪 豚の脂肪 その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.1 0.1 0.1				
牛の肝臓 豚の肝臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.1 0.1 0.1				
牛の腎臓 豚の腎臓 その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.1 0.1 0.1				
牛の食用部分 豚の食用部分 その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.1 0.1 0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
小麦 大麦 その他の穀類		0.0 0.0 0.0			

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
とうもろこし		0.1				
てんさい		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
オクラ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
その他の果実		0.1				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.03				
大麦		0.03				
ライ麦		0.03				
とうもろこし		0.03				
そば		0.03				
その他の穀類		0.03				
大豆		0.1				
小豆類		0.1				
えんどう		0.1				
そら豆		0.1				
らっかせい		0.1				
その他の豆類		0.1				
ばれいしょ		0.5				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.5				
かんしょ		0.5				
やまいも(長いもをいう。)		0.5				
こんにゃくいも		0.5				
その他のいも類		0.5				
てんさい		0.03				
さとうきび		0.03				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.1				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.1				
かぶ類の根		0.1				
かぶ類の葉		0.1				
西洋わさび		0.1				
クレソン		0.1				
はくさい		0.1				
キャベツ		0.1				
芽キャベツ		0.1				
ケール		0.1				
こまつな		0.1				
きょうな		0.1				
チンゲンサイ		0.1				
カリフラワー		0.1				
ブロッコリー		0.1				
その他のあぶらな科野菜		0.1				
ごぼう		0.1				
サルシフィー		0.1				
アーティチョーク		0.1				
チコリ		0.1				
エンダイブ		0.1				
しゅんぎく		0.1				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.1				
たまねぎ		0.1				
ねぎ(リーキを含む。)		0.1				
にんにく		0.1				
にら		0.1				
アスパラガス		0.1				
わけぎ		0.1				
その他のゆり科野菜		0.1				
にんじん		0.1				
パースニップ		0.1				
パセリ		0.1				
セロリ		0.1				
みつば		0.1				

農薬名

ベンスリド

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のせり科野菜		0.1				
トマト		0.1				
ピーマン		0.1				
なす		0.1				
その他のなす科野菜		0.1				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				
かぼちゃ(スカッシュを含む。)		0.1				
しろりり		0.1				
すいか		0.1				
メロン類果実		0.1				
まくわり		0.1				
その他のうり科野菜		0.1				
ほうれんそう		0.1				
たけのこ		0.1				
オクラ		0.1				
しょうが		0.1				
未成熟えんどう		0.1				
未成熟いんげん		0.1				
えだまめ		0.1				
マッシュルーム		0.1				
しいたけ		0.1				
その他のきのこ類		0.1				
その他の野菜		0.1				
みかん		0.03				
なつみかんの果実全体		0.03				
レモン		0.03				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.03				
グレープフルーツ		0.03				
ライム		0.03				
その他のかんきつ類果実		0.03				
りんご		0.03				
日本なし		0.03				
西洋なし		0.03				
マルメロ		0.03				
びわ		0.03				
もも		0.03				
ネクタリン		0.03				
あんず(アプリコットを含む。)		0.03				
すもも(ブルーベリーを含む。)		0.03				
うめ		0.03				
おうとう(チェリーを含む。)		0.03				
いちご		0.03				
ラズベリー		0.03				
ブラックベリー		0.03				
ブルーベリー		0.03				
クランベリー		0.03				
ハックルベリー		0.03				
その他のベリー類果実		0.03				
ぶどう		0.03				
かき		0.03				
バナナ		0.03				
キウイ		0.03				
パパイヤ		0.03				
アボカド		0.03				
パイナップル		0.03				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
グアバ		0.03				
マンゴー		0.03				
パッションフルーツ		0.03				
なつめやし		0.03				
その他の果実		0.1				
ひまわりの種子		0.03				
ごまの種子		0.03				
べにばなの種子		0.03				
綿実		0.03				
なたね		0.03				
その他のオイルシード		0.03				
ぎんなん		0.03				
くり		0.03				
ペカン		0.03				
アーモンド		0.03				
くるみ		0.03				
その他のナッツ類		0.03				
茶		0.03				
コーヒー豆		0.03				
カカオ豆		0.03				
ホップ		0.03				
その他のスパイス		0.1				
その他のハーブ		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.1				
小麦		0.1				
大麦		0.1				
ライ麦		0.1				
とうもろこし		0.1				
そば		0.1				
その他の穀類		0.1				
えんどう		0.2				
さといも類(やつがしらを含む。)		0.2				
かんしょ		0.2				
やまいも(長いもをいう。)		0.2				
こんにゃくいも		0.2				
その他のいも類		0.2				
てんさい		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の根		0.2				
だいこん類(ラディッシュを含む。)の葉		0.2				
かぶ類の根		0.2				
かぶ類の葉		0.2				
西洋わさび		0.2				
クレソン		0.2				
はくさい		0.2				
キャベツ		0.2				
芽キャベツ		0.2				
ケール		0.2				
こまつな		0.2				
きょうな		0.2				
チンゲンサイ		0.2				
カリフラワー		0.2				
ブロッコリー		0.2				
その他のあぶらな科野菜		0.2				
ごぼう		0.2				
サルシフィー		0.2				
アーティチョーク		0.2				
チコリ		0.2				
エンダイブ		0.2				
しゅんぎく		0.2				
レタス(サラダ菜及びちしやを含む。)		0.1				
その他のきく科野菜		0.2				
たまねぎ		0.2				
ねぎ(リーキを含む。)		0.2				
にんにく		0.2				
にら		0.2				
アスパラガス		0.2				
わけぎ		0.2				
その他のゆり科野菜		0.2				
にんじん		0.2				
パースニップ		0.2				
セロリ		0.2				
みつば		0.2				
その他のせり科野菜		0.2				
トマト		0.1				
ピーマン		0.2				
なす		0.2				
その他のなす科野菜		0.2				
きゅうり(ガーキンを含む。)		0.1				

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
すいか		0.1				
メロン類果実		0.2				
ほうれんそう		0.2				
しょうが		0.2				
未成熟えんどう		0.2				
未成熟いんげん		0.2				
えだまめ		0.2				
マッシュルーム		0.2				
しいたけ		0.2				
その他のきのこ類		0.2				
その他の野菜		0.2				
みかん		0.4				
なつみかんの果実全体		0.4				
レモン		0.4				
オレンジ(ネーブルオレンジを含む。)		0.4				
グレープフルーツ		0.4				
ライム		0.4				
その他のかんきつ類果実		0.4				
りんご		0.5				
日本なし		0.5				
西洋なし		0.5				
マルメロ		0.2				
びわ		0.2				
もも		0.2				
ネクタリン		0.2				
あんず(アブリコットを含む。)		0.2				
すもも(プルーンを含む。)		0.2				
うめ		0.2				
おうとう(チェリーを含む。)		0.2				
いちご		0.2				
ラズベリー		0.2				
ブラックベリー		0.2				
ブルーベリー		0.2				
クランベリー		0.2				
ハuckleベリー		0.2				
その他のベリー類果実		0.2				
ぶどう		0.2				
かき		0.2				
バナナ		0.2				
キウイ		0.2				
アボカド		0.2				
パイナップル		0.2				
グアバ		0.2				
マンゴー		0.2				
パッションフルーツ		0.2				
なつめやし		0.05				
その他の果実		0.2				
ぎんなん		0.2				
くり		0.2				
ペカン		0.2				
アーモンド		0.2				
くるみ		0.2				
その他のナッツ類		0.2				
茶		0.1				

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
その他のスパイス		0.4				
その他のハーブ		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
乳		0.5				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉 その他の家きんの筋肉		0.1				
鶏の脂肪 その他の家きんの脂肪		0.1				
鶏の肝臓 その他の家きんの肝臓		0.1				
鶏の腎臓 その他の家きんの腎臓		0.1				
鶏の食用部分 その他の家きんの食用部分		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
鶏の筋肉		0.1				
鶏の脂肪		0.1				
鶏の肝臓		0.1				
鶏の腎臓		0.1				
鶏の食用部分		0.1				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.02				
小麦		0.02				
大麦		0.02				
ライ麦		0.02				
とうもろこし		0.02				
そば		0.02				
その他の穀類		0.02				
その他の豆類		0.02				
その他のスパイス		0.02				
牛の筋肉		0.01				
豚の筋肉		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の筋肉		0.01				
牛の脂肪		0.01				
豚の脂肪		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の脂肪		0.01				
牛の肝臓		0.01				
豚の肝臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の肝臓		0.01				
牛の腎臓		0.01				
豚の腎臓		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の腎臓		0.01				
牛の食用部分		0.01				
豚の食用部分		0.01				
その他の陸棲哺乳類に属する動物の食用部分		0.01				
乳		0.01				
鶏の筋肉		0.01				
その他の家きんの筋肉		0.01				
鶏の脂肪		0.01				
その他の家きんの脂肪		0.01				
鶏の肝臓		0.01				
その他の家きんの肝臓		0.01				
鶏の腎臓		0.01				
その他の家きんの腎臓		0.01				
鶏の食用部分		0.01				
その他の家きんの食用部分		0.01				
鶏の卵		0.01				
その他の家きんの卵		0.01				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
牛の筋肉		0.2				
牛の脂肪		0.2				
牛の肝臓		0.2				
牛の腎臓		0.2				
牛の食用部分		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

食品名	基準値 案 ppm	基準値 現行 ppm	登録 有無	参考基準値		作物残留試験成績等 ppm
				国際 基準 ppm	外国 基準値 ppm	
米(玄米をいう。)		0.2				
小麦		0.2				
大麦		0.2				
ライ麦		0.2				
とうもろこし		0.2				
そば		0.2				
その他の穀類		0.2				
大豆		0.2				
小豆類		0.2				
えんどう		0.2				
そら豆		0.2				
その他の豆類		0.2				
なたね		0.2				
その他のスパイス		0.2				

平成17年11月29日厚生労働省告示第499号において新しく設定した基準値については、網をつけて示した。

答申(案)

2,2-DPA、アザメチホス、アスポキシシリン、イマザメタベンズメチルエステル、塩酸メトセルペイト、エンドタール、オキサシリン、オキサベトリニル、オキシカルボキシ、カルベタミド、キサマイシン、クロジナホップ酸、クロロネブ、シクロエート、脂肪族アルコールエトキシレート、スルファエトキシピリダジン、スルファグアニジン、スルファセタミド、スルファトロキサゾール、スルファニトラン、スルファニルアミド、スルファピリジン、スルファブromoメタジンナトリウム、スルファベンズアミド、スルファメトキシピリダジン、スルファメラジン、セファセトリル、テトラクロルビンホス、テブチウロン、テメホス、テルブトリン、トリフロキシスルフロ、トリペレナミン、ナフタロホス、2-(1-ナフチル)アセタミド、ノボビオシン、バクイノレート、バクイロプリム、ハロクソン、ピリチオバックナトリウム塩、ファミフル、フェノトリン、フェンプロスタレン、Sec-ブチルアミン、ブトロキシジム、フラチオカルブ、フルプロパネート、フロララム、ペブレート、ベンスリド、ホスファミドン、ポリミキシニンB、メチルベンゾクエート(ネクイネート)、メトスラム、ライドロマイジン、硫化カルボニルについては食品中の残留基準を設定しないことが妥当である。

過酢酸及び過酢酸製剤

<p>審議の対象</p>	<p>食品添加物及び食品添加物製剤としての製造基準及び成分規格の改正</p>
<p>経緯</p>	<p>過酢酸及び過酢酸製剤については、事業者等からの要請を受けて、平成 28 年 10 月 6 日付けで指定又は規格基準の設定を行った。</p> <p>過酢酸製剤の原料である酢酸は、製造基準において成分規格に適合する酢酸とされていたが、その原料では、過酢酸製剤の成分規格で定める過酢酸製剤中の酢酸濃度を満たすことができない等の指摘があった。このことについて、要請者等に確認したところ、成分規格に適合する酢酸ではなく濃度が高い成分規格に適合する氷酢酸又はそれを水で薄めたものを用いていることが明らかとなった。これを踏まえ、過酢酸及び過酢酸製剤の製造基準並びに過酢酸製剤の成分規格の改正を行った。</p>
<p>化学式</p>	<p>(1) 過酢酸</p> <div style="text-align: center;"> $\text{H}_3\text{C}-\overset{\text{O}}{\parallel}{\text{C}}-\text{O}-\text{OH}$ </div> <p>(2) 過酢酸製剤 過酢酸を主成分とし、1-ヒドロキシエチリデン-1,1-ジホスホン酸 (HEDP) 等を含む水溶液</p>
<p>用途</p>	<p>(1) 過酢酸：殺菌料 (2) 過酢酸製剤：殺菌料製剤</p>
<p>概要</p>	<p>(1) 過酢酸：氷酢酸又はそれを水で希釈したもの及び過酸化水素を混合することにより生成され、水溶液中に平衡状態で存在する。我が国では、ペットボトルの殺菌や医療器具の消毒に使用されている。</p> <p>(2) 過酢酸製剤：過酢酸を主成分とした、HEDP、オクタン酸等を含む混合溶液であり、我が国及び米国等において、食品の殺菌料として用いられる。</p>

<p>諸外国での状況</p>	<p>過酢酸（過酢酸製剤）</p> <p>①JECFAの評価</p> <p>2004年の第63回会合において過酢酸製剤に含まれる過酢酸、過オクタン酸及び過酸化水素については、食品中への使用后、速やかに水、酸素、酢酸及びオクタン酸に分解されるとし、酢酸とオクタン酸については、食品常在成分でもあり、安全に懸念をもたらすものではないとしている。</p> <p>②諸外国の使用状況</p> <p>欧州連合（EU）では、添加物としての使用は確認されていない。</p> <p>米国では、殺菌の成分又はこれを含む混合溶液が殺菌料として製品ごとに使用量等が設定され、野菜、果実、食肉、食鳥肉等に使用が認められている。</p>
<p>食品安全委員会における食品健康影響評価結果 （改正に伴う安全性評価結果に変更はない）</p>	<p>過酢酸、オクタン酸、氷酢酸及び過酸化水素：添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念がないと考えられ、一日摂取許容量を特定する必要はない</p> <p>HEDP：一日摂取許容量を 0.013 mg/kg 体重/日と設定する</p> <p>過酢酸製剤：各成分が添加物として適切に使用される場合、安全性に懸念はない</p>
<p>摂取量の推計 （改正に伴う摂取量の変更はない）</p>	<p>（1）過酢酸、過オクタン酸、過酸化水素</p> <p>我が国における過酢酸製剤の使用対象食品の摂取量と諸外国において報告されている食品での残留量から、過酢酸、過オクタン酸、過酸化水素の推定一日摂取量は、0.105 mg/人/日（0.0019 mg/kg 体重/日）と推定されている。</p> <p>（2）HEDP</p> <p>我が国における過酢酸製剤の使用対象食品の摂取量と、過酢酸製剤中の HEDP の濃度と処理後の食品中の HEDP 濃度が直線関係にあることに基づき算出した HEDP の残留量から、HEDP の推定一日摂取量は、0.0024 mg/kg 体重/日と推定されている。</p>

	<p>(3) オクタン酸 上述の HEDP 残留量の推計を基に算出したオクタン酸の残留量と国民健康・栄養調査の結果等から、過酢酸製剤由来のオクタン酸の一日摂取量は、3.46mg/人/日(0.062 mg/kg 体重/日)と推定されている。</p> <p>(4) 酢酸 上述の HEDP 残留量の推計を基に算出した酢酸の残留量と国民健康・栄養調査の結果等から、過酢酸製剤由来の酢酸の一日摂取量は 14.49 mg/人/日と推定されている。また、国民健康・栄養調査の穀物酢の摂取量に基づき、酢酸の推定一日摂取量を 0.44 g/人/日超と考えており、相当多い量を食事経由で既に摂取しているとしている。</p>
<p>製造基準案 (下線部が改正箇所)</p>	<p>(1) 過酢酸：過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する<u>氷酢酸又は氷酢酸を水で希釈した液</u>及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。</p> <p>(2) 過酢酸製剤：過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する<u>氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液</u>、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、<u>過酢酸又は氷酢酸若しくは氷酢酸を水で希釈した液</u>及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。</p>
<p>成分規格案 (下線部が改正箇所)</p>	<p>過酢酸製剤： 定義 本品は、過酢酸、「<u>氷酢酸</u>」、「<u>過酸化水素</u>」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。</p>
<p>意見聴取の状況</p>	<p>パブリックコメント及びWTO通報は実施済み</p>
<p>答申案</p>	<p>別紙のとおり</p>

答申(案)

過酢酸の添加物としての規格基準並びに過酢酸、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸及びオクタン酸を含む添加物製剤の規格基準については、以下のとおり改正することが適当である。

1. 製造基準(案)

過酢酸

過酢酸を製造する場合は、それぞれの成分規格に適合する氷酢酸又は氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素を原料としたものでなければならない。

過酢酸製剤

過酢酸製剤を製造する場合は、過酢酸又はそれぞれの成分規格に適合する氷酢酸、氷酢酸を水で希釈した液、過酸化水素、1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸若しくはオクタン酸を原料とし、過酢酸又は氷酢酸若しくは氷酢酸を水で希釈した液及び過酸化水素に1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸を混合したもの又はこれにオクタン酸を混合したものでなければならない。

2. 成分規格(案)

過酢酸製剤

Peracetic Acid Composition

[79-21-0、過酢酸]

定 義 本品は、過酢酸、「氷酢酸」、「過酸化水素」及び「1-ヒドロキシエチリデン-1, 1-ジホスホン酸」又はこれに「オクタン酸」を含む水溶液である。「オクタン酸」を含むことにより、過オクタン酸が生成することがある。

(略)

※下線部が改正箇所

6 月 26 日 食品衛生分科会

その他の報告事項
に関する資料

(4) その他の報告事項

- ・ 食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について・・・216
- ・ 食品衛生規制の見直しについて（案）・・・別途資料配付

食品衛生分科会における審議・報告対象品目の処理状況について
 (前回平成29年3月30日に開催の食品衛生分科会において、審議又は報告を行った農薬等及び添加物)

分科会	分類	剤名	パブリックコメントの状況		WTO通報の状況		備考
3月30日	農薬	イソフェタミド	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	シクラニプロール	平成29年6月21日～平成29年7月20日	実施中	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	フェナザキン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	メタミホップ	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	2,4,5-T試験法	平成29年4月3日～平成29年5月2日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬	酢酸メレンゲステロール試験法	平成29年3月7日～平成29年4月5日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ダミノジッド試験法	平成29年4月3日～平成29年5月2日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬	マラカイトグリーン試験法	平成29年4月3日～平成29年5月2日	意見なし	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	イミダクロプリド	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	クロフェンテジン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ニテンピラム	平成29年6月21日～平成29年7月20日	実施中	平成29年5月16日～平成29年7月15日	実施中	—
"	農薬	バクロプロラゾール	平成29年6月21日～平成29年7月20日	実施中	平成29年5月16日～平成29年7月15日	実施中	—
"	農薬	ファミキサドン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	フェンピラザミン	平成29年6月21日～平成29年7月20日	実施中	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	フルジオキシニル	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	ボスカリド	平成29年6月21日～平成29年7月20日	実施中	平成29年5月16日～平成29年7月15日	実施中	—
"	動薬	酢酸メレンゲステロール	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年2月27日～平成29年4月28日	意見なし	基準値(案)の変更なし
"	動薬	スピラマイシン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬	オキサチアピプロリン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	キンクロラック	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	農薬	プロヘキサジオンカルシウム塩	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更なし
"	農薬及び動薬	アバメクテン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	平成29年4月13日～平成29年6月12日	意見あり	基準値(案)の変更あり
"	動薬	タイロシン	平成29年3月1日～平成29年3月30日	意見あり	WTO通報の対象外	—	基準値(案)の変更なし
"	動薬	トリプトレリン酢酸塩	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	告示不要
"	動薬	ベグボビグラスチム	パブリックコメントの対象外	—	WTO通報の対象外	—	告示不要
"	添加物	ステアリン酸マグネシウム	平成29年3月9日～平成29年4月7日	意見なし	平成29年5月16日	—	規格基準(案)の変更なし
"	添加物	炭酸カルシウム	平成29年3月9日～平成29年4月7日	意見あり	平成29年5月16日	—	規格基準(案)の変更なし